



注器と替え蓋 6点 (金子さんの工房にて)

第10回

伝統たっぴりな萩の風土に新感覚のやきもの発見！ かねこ 金子 つかさ 司さん

掲載写真の急須の形をしたものはやきもので、山口県萩市に住んでいる陶芸家で作ったものです。萩市といえば萩焼で有名ですが、萩焼といえば「土が枇杷色をしていて、侘び茶に使われる陶器（特に茶碗）とか煎茶器」を思いうかべる方が多いかと思えます。そのイメージからするとちょっと意外性のあるやきものというふうに受けとめられるかもしれません。

情報化の時代と言われる現代では萩焼の世界もずいぶんと様変わりしてきていて、作られるものも伝統的な萩焼のイメージのものばかりではなくなりました。この急須の作者である金子司さんは萩市の出身で、陶芸家としては若手とされる年代ということもありますが、とりわけ新世代の感性とフリーな発想力を持った人です。現代感覚にもとづいた作品を創る人はたくさん登場していますが、萩というところのどこからこんな感性の人が生まれてくるんだろうかと不思議に思えるほど、金子さんが創るものは萩焼の風土の文脈からかけ離れています。

たとえば写真の六つの急須で言えば、形はみな同じですが、フタの部分だけ模様が違っていています。急須といえば、作り手も使い手もフタとミを合わせてひとつのものとしてとらえて、やきものとしての出来具合や使用感がどうのこうのというのが私たちの従来の

習慣です。ところが金子さんの急須は、ミとフタが分離していて（ただし形と大きさは同じなのですが）入れ替えが自由というふうに考えられています。つまりミの方は一定で同じものですが、フタの方はいろいろある中でその時の気分で選ぶことができるというわけです。

ここからして、ミはひとつだけ持って、フタを少しずつコレクションしていくということが考えられます。実際そういう人もおられるそうです。そうするとミの方は金子さんが自分で作らなくても、他の陶芸家の方に作ってもらってもいいということになります（ただし給湯口はフタの大きさに合わせるという唯一の制限がつきますが）。また陶器でなくてもよく、金属製のものでもガラスのものでもよくなります。そうなってくると、金子さんはフタの制作者ということになります。その場合フタはミから独立したひとつの表現メディアになって、フタだけでひとつのアートとして見なされるようになるわけですね。

金子さんの発想にはシステムティックな要素があって、しかもそれはある自由な世界を切り開こうと目指していく性質を持っています。そういうところがとても面白いのですが、萩の、というより日本の陶芸風土の中でも異質な思考法であるには違いありません。

システムチックだけど自由、というところがいい。

(制作／かたち21)



表紙写真
「見返れば愛敬」

第23回写真コンクール連合会長賞
権名 弘 ●神奈川会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 新たな登記表題部情報整備
『日本の地籍を語る』
地理空間情報フォーラム2008 パネルディスカッション報告
- 10 カダstral・スタディーズ
FIG報告(2) オープニングセレモニーとプレナリーセッション
- 14 グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項——神奈川会からのレポート
法第25条第2項地域の慣習に関わる調査報告について
- 24 世界遺産候補地
宇佐・国東の歴史と文化財
宇佐・国東～「神仏習合」の原風景
- 26 情報スクランブル
震災軽減には土地家屋調査士が重要
静岡大学理学部教授、静岡大学防災総合センター長（理学博士）●里村 幹夫
- 27 保岡法務大臣 太田農林水産大臣 表敬訪問
- 28 特別研修にむけて
- 34 地震対策における提言 ～静岡県土地家屋調査士会の取組み～
- 40 広報最前線／群馬会
- 42 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会
- 44 書評シリーズ
土地家屋調査士の日常業務と行政法とのかかわり
—安本典夫教授の「都市法概説」を紹介する—
- 46 団体定期保険加入者募集
- 47 特定認証局の動き
XMLとは
- 49 ネットワーク50
香川会・兵庫会・東京会・長野会
- 53 会長レポート
- 57 告知板
「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施について
- 58 ちょうさし俳壇
- 59 公嘱協会情報 Vol.74
- 61 日本土地法学会 2008年大会開催のお知らせ
- 62 なるほど ナットク 国民年金基金9
年金プランは自分のライフステージに合った設計が可能です!!
- 64 会員の広場を利活用ください
- 66 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 67 会務日誌
- 68 編集後記

新たな登記表題部情報整備

『日本の地籍を語る』

地理空間情報フォーラム2008 パネルディスカッション報告

平成20年6月18日、パシフィコ横浜において開催されました、地理空間情報フォーラム2008で連合会が企画しました、パネルディスカッションの報告をいたします。



座長・パネリスト紹介

座長

瀧下 俊明 土地家屋調査士・月刊『測量』編集委員 「以下、瀧下氏という。」

パネリスト

安藤 暁史 国土交通省 土地・水資源局 国土調査課 課長補佐 「以下、安藤氏という。」

佐藤 恒秀 土地家屋調査士・元東京法務局 民事行政部 不動産登記部門 次席登記官 「以下、佐藤氏という。」

上田 忠勝 土地家屋調査士・日本土地家屋調査士会連合会 研究所 研究員 「以下、上田氏という。」

大保木正博 土地家屋調査士・岐阜県公共嘱託土地家屋調査士協会理事長 以下、大保木氏という。」

長谷川博幸 測量士・ジオネット株式会社 代表取締役 「以下、長谷川氏という。」

以上の6名で地籍調査と法14条地図作成についての現状と問題点等それぞれの立場で、パネルディスカッションが行われた。

地籍調査・地図作成の現状について

安藤氏（全国の地籍調査の状況について）



昭和26年に国土調査法が成立して以来地籍調査を実施してきましたが、平成19年度末の時点の進捗率は48%であり、DID（人口集中地区）では20%と非常に低く、林地・山村部においても進捗率が低いことが数字

の上でも明らかです。私たち国土調査課では、都市部・山村部での地籍調査を推進しなければいけないという認識の上で、様々な国直轄の事業を行っています。

都市部においては、平成16年度から3か年で「都市再生街区基本調査」を実施し、街区基準点の設置、

地籍調査の実施状況

	調査対象地域 km ²	19年度末実績 km ²	進捗率 %
全 体	286,200	136,932	48
D I D (人口集中地区)	12,255	2,434	20
宅 地	17,793	8,918	50
農 地	72,058	50,485	70
林 地	184,094	75,095	41

・対象面積は、全国土面積から国有林及び湖沼等の公有水面を除いた面積。

・宅地、農地、林地については、DID以外の地域を分類したものを。

街区点測量等を行い既存の公図がどの位ずれているかを数的に把握し色分け地図を作成して国土交通省のHPで公開しています。

平成19年度以降は引続いて「土地活用促進調査」を実施しており、これは、都市再生街区基本調査より細かく、筆界点に近い部分（官民境界点等）の測量を行うものです。

山村部については、所有者の高齢化が進んでいる山村が荒れている等の状況を踏まえ、将来地籍調査に入るための情報を保全するために、地元の精通者の方の協力を得ながら境界点と思われるところを測量し地図にまとめるといった作業を平成16年度より「山村境界保全事業」として取り組んでいます。

瀧下氏（墨田区の取組みについて）



墨田区では、平成9年から市街地緊急地籍調査事業として始まり平成19年まで実施しています。墨田区の特徴としては、北部については主に地籍調査が進んでおり、南部については、関東大震災による震災復興の換地確定図が存在するといった点で、現在、全区域12.50km²のうち平成9年～19年にかけて道路の立会（東京方式）を先行して行っており、この立会が終了しているのは、3.69km²と約33%となっています。

それから同じ時期に東向島1丁目地区を平成16年から18年までの3年間かけて、1800筆位の法14条地図を作成しております。筆界未定については、1～2%という実績を残しております。

佐藤氏（都市部の地図作成について）



法務局の法14条地図作成作業は、これまでに世田谷区、墨田区、中野区、新宿区の4区で実施をしてきました。東京23区をはじめとする大都市部における法14条地図作成の問題点としては、地図作成に關しての

明確な法律の規程がないことが問題と思われます。元々、法務省の基本的な考え方は、「地図混乱地域の解消」を図ることが前提にあり、この考えを基本に地図作成に關する施策が進められています。大都市部における地図作成は、その手法、作業

の在り方など、外部の方のいろいろな経験を参考に組み立てていく必要があります。この辺りの位置づけを明確にしておかないといつまでたっても大都市部における正確な地図は完成しないのではないかと思います。

一例として、世田谷区の58km²のうち、若林四丁目地域の地図作成作業は、0.116km²の面積でした。このペースで考えると、世田谷区全域の地図作成には、500年位かかります。東京23区で単純に考えますと、1万年かかってしまうという計算になってしまいます。

上田氏（滋賀県の事例紹介）



法14条地図作成事業については、2つの地域で3つの事業に関わりました。一つ目は、栗東市東部地区で平成12年から14年にかけて行いました。ここでは工業団地を造るにあたり地図混乱地域があるということ

で国の事業を利用して行われました。後ほど問題提議のところでも話すつもりなのですが、事業に關する「動機付け」というのは非常に重要であると感じました。この事業をやっている間に動機なく地籍調査が進まないと感じました。

二つ目は、大津市湖城が丘地域です。平成18年度事業としてかわらせていただきました。このエリアは、平成6年度に法務局で基準点を設置して、既存の公図を閉鎖して白地図で運用されていた地域です。それから10年後に一筆地調査を0.19km²の範囲で行いました。

この地域は昭和40年位に山を切り開いて開発した地域で、公図に無理やり地番を入れたため地図混乱が生じた地域です。

地図作成の現状（岐阜県）

不動産登記法第14条第1項地図作成

年度	実施場所	調査面積 (単位:km ²)	筆数
平成17年度	岐阜市野一色地区	0.1	580
平成18年度	岐阜市鷺山地区	0.19	612
平成19年度	岐阜市長森本町地区	0.15	740

社団法人 岐阜県公共職託登記士地家屋調査士協会実務

大保木氏（岐阜県の事例紹介）



岐阜県の場合地籍調査の着手率は現在60%で、進捗率は約13%と低くなっています。数年前は、推進機運が高まっていたのですがここに来て財政難等の事情で進捗率の落ち込みが感じられます。特筆する事項としては、以前は東京都でしか認められていなかった筆界の復元工程であるFR工程を東京都の地籍ワーキンググループ、北区、葛飾区の担当の方から指導をいただき、岐阜県では他県に先駆けてF0工程として採用されたことです。

特殊な事例として世界遺産として有名な白川村の事例があります。この地域では、江戸時代からの旧部落所有の広大な土地が、現在も登記とは別に「特売地」という所有制度によって個人所有が為されています。調査に当たってはその境界の形成された歴史、地域慣習などが非常に重要となってきます。

また県都岐阜市の市街地における地籍調査については、密集地であり権利関係も複雑になっていることから、一筆地調査では事前調査・測量による推定境界の復元は必須作業ですが、それは単純な地積測量図の復元ではなくその周辺地域の地図に関する総合的な判断力が必須といえます。

長谷川氏（山村部の現状）



長野県の山村境界保全事業では、D-GPSを使って余点を与え、それをトラバー点としてコンパスにて一般界、境界を測量して図面を作成するが、どうしても公図等とうまく整合しないとの事例を聞き、信州大学の演習林にて実際にFKP測量を実施してみたのですが、電子基準点から直接FKP測量による座標決定で数センチの位置誤差で測量できることがわかりました。

また、図面を作成する場合にも現地でも公共座標をそのままCADに取り込んで行うことによって、米軍の航空写真を使った、空中三角測量や、オルソ画像を使用することで公図と非常に整合し境界の復元作業に利用できることなども確認できました。今後は、測量方法のアプローチを変えて技術基準の沿っ

た新しい作業規程を検討するのも一つの方法ではないでしょうかと思います。

地図作成が早急に進まない問題点について

瀧下氏

私の考えとしては、「単年度事業」、つまり時間が足りないという点が1つの大きな問題ではないかと思っています。土地が細分化され、権利関係が複雑になっている現状では、都市部、山村部でも「立会」関係に非常に時間がかかっていると思われます。

大保木氏

実施主体の行政の財政が厳しい昨今の情勢も原因として大きいと思います。また権利関係が複雑になり、当初の原始筆界から後発的要因によって現在の筆界が相違していることも考えられます。このような場合、理論的に説明ができ、相隣関係も長期にわたり安定しているような場合、一定の要件をもってそれを筆界と認めるといった考え方もまた必要ではないかと考えています。

上田氏

地籍調査に関しての行政のモチベーションの低さが一つ考えられます。また、単年度事業ということで筆界未定地があっても1年間で終了させなければならず、それによって地図を作成する前の「ちょっと良くない公図」のほうに地図として役立つような現状が生じています。そういった点でも単年度事業として無理して終了させるといった弊害があると思います。

佐藤氏

都市部の問題として「成果が見えにくい」という点が考えられます。同じ公共事業でも道路を一本作る、箱ものを一つ作るといったものと比較した場合、先ほどあげられたモチベーションが上がらないことも関連してくるのですが、地籍調査事業ではその成果が見えにくいのも事実です。

また、財政的な問題として現在、都道府県、市区町村では、予算削減するといった場合にどうしても成果が見えにくいところから削減されるという現状があり、このようなところも動機付け、モチベーションの向上に関係していると思われます。

都市部においては地権者の方は面積に非常にこだわりを持っていることを考えると、地権者の方が納



得するならば「正確な地図」ではなく、「よりましな地図」でもいいのではないかと考えます。

長谷川氏

直接、電子基準点から筆界点を測量できるような工程が一つ必要ではないでしょうか。また、「点」を決めてから測量するわけですが、その際の積算基準が明確でないことも問題かと思えます。

地図作成を早急に進めるための対応策

- 1 各省庁の連携
- 2 民間活力の活用

佐藤氏（各省庁の連携について）

各省庁連携となると国土交通省と法務省になりますが、地方自治体との連携は特に重要なことだと思います。地籍事業の各実施主体と国の機関がかかわることで、市町村の事業担当者の方は事業に関してやりがいを持てるのではないかと考えます。各省庁連携もありますが、国と地方自治体、実施主体との連携に重要性を強く感じます。

安藤氏

国土交通省としては法務省との連携は密に行っております。一例としては、現地調査や住民説明会などには、法務局の職員の方にも同席していただいておりますし、双方、関連部署に通達など出して実務的な協力体制はできています。

法務省の行っている法14条地図作成作業の実施地域と我々の行っている地籍調査の実施地域との境界線については、あまり明確ではありません。ただ、

「都市再生街区基本調査」によって、都市部における公図のずれが数字的に明確になりましたので、都市部のずれの大きな地区については「地図混乱地域」として基本的には法務省の方で担当いただくというようなスタンスになるかと考えます。

上田氏（民間活力の活用について）

先ほど説明した栗東市の事例で、栗東市には都市計画の関係があったので地籍整備を行う理由はあったのですが、それとは別に地元自治会にも地元の地図が混乱しているようでは、将来財産を残していく上で好ましくないとの理由から、栗東市と地元自治会が連携したという事例がありました。選択肢の一つとして、地元の意識を高めることも検討する必要があると考えます。

大保木氏

地理空間情報活用推進基本法に基づいて、今ある確かな情報を整理することでかなりの情報が収集できると思います。このような活動を民間の立場から立ち上げ、地図として仕上げていく仕組みを構築することも地図作成を早期に進める有効な対応策として検討する必要があると考えます。

また、東京都で行われているワーキンググループのような活動を通じて、実施機関等のモチベーションを高めていくような仕組みの構築も検討する必要があると考えます。

瀧下氏（東京での事例について）

東京都の現状としては、官民境界確定が先行しており、なかなか一筆地の境界確定が進んでいません。

葛飾区の実践として官民境界確定のデータを提供する代わりに、一筆地の境界が確定した場合には、そのデータの提供を求め、そうして収集した一筆地のデータを合わせることで地図作りを進めています。このような取り組みは各地方自治体でも進んでいないが、国土交通省では何らかの指示はありますか。

安藤氏

平成17年の不動産登記規則改正により地積測量図に座標が付与されることは非常に大きな意味を持つと思います。昨年成立した地理空間情報活用推進基本法や測量法の基本理念には、地理空間情報の共有・再利用がうたわれています。今後行う地籍調査については、座標が付与されている既存の地積測量図を無視して行うということは、この理念にも反し、また、費用的にも大きな損失になることが考えられますので出来ない話になると考えます。

現在、国土調査課では第5次十箇年計画を平成12年度から実施しています。次の長期計画策定の際には、都心部のように地積測量図が多く作成されているところについては、これを有効に再利用していくことを検討しています。

隣接土地との境界に関する協議が成立している地積測量図は、非常に狭い範囲のものですが、地籍調査が終了しているものと同程度の成果であると考えられます。このような地積測量図の再利用を進めるうえで、「基準点」と「官民境界」が重要なキーワードになると考えられます。

ジグソーパズルで考えると、外枠が「官民境界」でありピースの一つ一つが地積測量図になります。ピースがうまくはまるためには、統一された座標が必要で、これが「基準点」になると考えられます。

官民境界確定は道路等の公共施設を管理するうえでも重要なことです。道路等の管理にも関わっている国土交通省としては、他省庁との連携も必要ですが、省内での関連する部署との連携についても検討を行っているところです。

地図作成を早急に進めるための解決策

- 1 土地家屋調査士と測量業界とのコラボレーションについて
- 2 筆界特定制度の活用

3 裁判外紛争解決（ADR）の活用

瀧下氏

先ほど説明があった単年度事業で非常に工期が短く、その中で立会等やるべきことが多いという問題点が挙げられました。

土地家屋調査士と測量業界がコラボレーションする。例えば、1年目に測量業界の方によって基準点の設置、街区点測量等を実施し、2年目以降で土地家屋調査士が関与して一筆地の測量、立会、登記など実施していく。このような方法も一つの解決策として検討する必要があると考えます。

大保木氏

筆界確認成否における最後の1%は正に、工学的技術力ではなく言わば調停能力が決め手となります。土地家屋調査士の調停能力、隣接法律専門職としての法的知識と測量業界の技術力を上手に組み合わせることができれば地籍調査の進捗はかなり有効と考えます。

上田氏

定型化された正確な地図作成にこだわるのではなく、地図の機能を考慮した新しい地図作成についての検討、例えば、地番の位置の相対関係は保証できるが境界については、紛争がある部分に関しては「赤線」で明示するといった、先ほど出た「ちょっとましな地図」と言った新しい地図の形についての枠組みなどが必要になってくると考えます。

長谷川氏

電子基準点から筆界点、地籍図根点などを直接観測してしまえば作業自体、それほど困難なことはありませんが、現状では三角点、多角点といったものは計算等厄介で測量士に任さざるを得ないと思います。測量法の規制のある中でどこまでコラボレーションできるか、どこまで踏み込んでいいのか裏側には多くの規制があると思います。

先ほど安藤さんがジグソーパズルの例をあげられましたが、地震の多い我が国で電子基準点の座標値を定数として10年前の座標に調整するといった点は気になります。そういったことに対応する測量士と地積の登記に対応する土地家屋調査士とでは、うまく住み分けは可能であると考えます。

佐藤氏（筆界特定制度の活用について）

平成15年6月小泉元首相が本部長として「平成

地籍整備」が進められましたが、その中で、境界の問題を解決するために法的な措置を図るということがうたわれ、機を一にして、平成17年4月筆界特定制度が創設されました。

多くの境界紛争を見るとそのほとんどが、所有権(界)の争いに尽きるという現実があります。つまり、筆界のみを特定する制度では対応できない、むしろ各調査士会で運営されている調査士会型ADR「境界問題相談センター」等での解決が一番適していると考えます。事案にもよりますが、先に所有権の確認訴訟で所有権のおよぶ範囲を裁判所に決定してもらった上で、筆界については、筆界特定制度で対応するのもよい方法ではないかと思えます。

筆界特定制度の活用を強調するよりも、他の現行法の有効活用で足りることだと考えます。

安藤氏

現行の筆界特定制度は、地籍調査の中では使いづらい点があります。申請者は土地所有者等に限定されていますし、費用負担等の問題などあり、地籍調査を行う市町村がこの制度を利用する仕組みがないというのが現状です。

現在、今後この制度を地籍調査の中で活用していくのか、運用・法制の両面から検討しております。

大保木氏

私の考えることとして2点あります。1つは、地籍調査の行われている全地域について一筆調査、E工程、その他関連する工程を今一度見直す必要があるかと考えています。もう1点は、先ほど地積測量図をジグソーパズルのように組み合わせて地図を作成するといった話がありましたが、実は、法務局に提出される地積測量図以外のものが結構あり、そういったものをどのように収集するのか、例えば、インセンティブを与えるといった手法など考えていくべきだと思います。

また、こういったものの維持・管理には基準点が必要になるので、DID地区内の街区基準点をDID地区以外に広げていくといったことも必要と考えます。

佐藤氏

都市部における地図作成、地籍調査といった事業は国家的事業と位置づけないと進捗しないと思います。また、現代に合わせた法律・規則の見直しも必要ではないでしょうか。

例えば、国土調査法施行令別表第5に規定されている誤差の範囲(規準)など、都市部で考えた場合には大きな問題になると考えています。

長谷川氏

測量技術の方から言えば、測地網平均計算の技術・理論が打ち立てられ、写真測量に関しては空中三角測量の理論があります。これからの測量技術の問題として、精度の違う公図・地籍図をどのように合わせていくか、精度の高い図面に対してどのように図形を調整するかといった図形調整法平均計算を日本から発信できればよいと考えています。

瀧下氏(基準点・境界点の維持・管理の方策について)

現状では、基準点・境界点の維持・管理に関してはあまり行われていないように思います。今の制度の中では行政側も維持・管理に関してはあまり予算が付けることが難しいという現実の中で、せっかく何年もかけて設置した地籍多角点が道路工事などで亡失してしまい、その結果境界点の管理するための基準点がなくなってしまう管理ができないというような事は実務をやっていて感じます。

十箇年計画策定に関してそういった問題点について調査士会なり連合会より意見を聞き、改善していくということを提案します。

上田氏(基準点・境界点の維持・管理の方策について 滋賀会の取組み)

街区基準点設置エリア以外の公共事業として行われた、区画整理事業、土地改良事業などで設置した基準点の公開をして頂き、そのエリアを骨格的に精



滋賀会ブース

度・位置情報を守るために有効活用する。眠っている基準点を掘り起こすというような自治体との連携体制の構築を一つ提案します。

別の提案として、小地域で精度の高い地図を作成することについてですが、これについて地域全体から見た場合、その周辺地域については依然として昔の公図のままになっています。今、いい地図を作成しても50年後には、「昔（50年前）の地図」になってしまうというような枠組みについて検討する必要があります。

地図作成・地籍調査においてはその工程の中で必ず「調査素図」を作成します。公図・地積測量図や現地の形状などを調査し、先ほど佐藤さんが言われた「ちょっとましな地図」のようなものを全域で作成し、あわせて全域に基準点を配置する。そうすることによって不動産登記規則77条が生きてきますし、安藤さんが言われた、一筆地の地籍調査のような事が実現できると思います。

現在、年間で約200万枚の地積測量図が作成されています。また、地籍調査事業として国の負担金は約120億円（事業規模で約240億円）の費用を投じて行われています。

大雑把な試算ですが、1枚あたりの地積測量図作成に関して実費が20万円くらいとすると、200万枚で4000億円になります。この国の約240億円と民間の4000億円を上手に活用していくといった新しい視点からの制度のフレームワークができればよいと考えています。

先ほど栗東市で約200年、大津市で約2000年という時間が地図作成にかかると言いましたが、日本全土で約3億筆の地図を作成するといった場合、約150年かかるかと思うのですが、こういった継続的に地図ができていくというような枠組みの実現のために、私たち土地家屋調査士が登記申請をしたら終わりというような実務フレームを乗り越え、地図に命を吹き込むというような仕組み作りが私たちの理想であると考えます。

北区 和田氏（会場から飛び入りで参加いただきました。）

先ほど上田さんが言われた、「簡易な地籍図」についてですが、実は各自治体で固定資産税の関係でこのような図面を作成していると思います。そう

いったものに少しお墨付きを与える制度があればいいという点と、民間活力の活用に関しては、ディベロッパー、鉄道事業者、団地関連の事業者の方と連携することで再開発に絡めた地籍事業が実現できる可能性があると考えます。

行政としては、住宅地整備事業、防災対策事業、国道に関する街路事業など実施する前に、国土調査を先行して行うことなど検討する必要があると思います。

また、基準点に関する問題についてですが、これは次数を経ることによってある一定の段階で誤差を打ち消すような計算がなされます。私どもはFKP測量によって今後管理を検討していますが、基準点の持つ誤差と用地測量に入った時の末端の誤差などの検討は必要かと考えます。「筆界基準点杭」などというようなものである程度の精度を持たせて保全していくといった考え方も検討する必要があると思います。

安藤氏

今回、法14条地図について、基準点について、FKP測量についてなどいろいろな点でご提案いただきました。また、他の民間測量成果の利用、例えば国土調査法19条5項といった制度の取扱いについて検討する必要があるなど、課題は多いと感じました。

さらに作業の手法、基準点の次数に関する話などありましたが、地籍調査の作業規程準則などといった作業に関する様々な規程も長期計画の検討の中で見直しが必要であると考えています。

他にも、立会いについての簡素化、今回あまり話がありませんでしたが山林部での地籍調査についての効率的な手法等について、次期長期計画、法律・準則改正などと合わせて検討を進めますので、皆様方からのご意見・ご提言をよろしくお願ひいたします。

カダストラル・スタディーズ

FIG報告(2)

オープニングセレモニーとプレナリーセッション

2008年6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、FIG（国際測量者連盟）第31回総会（31st General Assembly）および2008年作業週間（Working Week 2008）が開催されました。会報8月号のFIG報告第1回では、会議の概要と総会の様子をお伝えしましたが、第2回の今回は、オープニングセレモニーとプレナリーセッションの様子をお伝えしたいと思います。



オープニングセレモニーの会場となった議事堂

【オープニングセレモニー】

16日の9:00、ストックホルム市会議場の議事堂（Congress Hall）において、スウェーデン王室近衛隊（Royal Guards）プラスバンドによる演奏とともにオープニングセレモニーが開幕しました。

会議委員長 Svante Astermo 氏による歓迎の挨拶では、「世代間の統合（Integrating Generations）」というテーマにふさわしく、今回の作業週間には世界各国から多数の学生や若い測量専門家が参加している一方、1977年にストックホルムで開催された



オープニングセレモニー～テープカット

作業週間に参加していた顔ぶれも見られるということが述べられました。

FIG 総裁 Stig Enemark 教授による祝辞では、FIG は、UN-Habitat（国連人間居住計画）や FAO（国連食糧農業機関）などの国連機関や世界銀行と協力関係を築きながら、持続可能な発展（SD）やミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けて貢献していること、そして、SD や MDG にとって重要な要素である、社会的公正・経済成長・環境持続性を支える社会の「骨格」を形成する上で、測量・土地の専門家が重要な役割を果たしているということが述べられました。また、国際的課題である貧困の撲滅については、経済成長・民主主義・自由をめざして所有（権）という概念・制度を途上国に導入することもひとつの手段であるが、西欧の土地登記制度では途上国の非公式なあるいは土着の土地権利に対処できないため、このような貧困者の立場に配慮した制度を提言・開発していく上でも、土地の専門家は重要な役割を果たし得るとことが述べられました。さらに、土地・所有権・天然資源を含む土地統治（land governance）という言葉が紹介され、あらゆる環境問題は土地統治と土地管

理 (land management) に関係していること、そして、土地統治と土地管理は、高度な測地学・最新の測量および地図作成手段・持続可能な土地行政 (land administration) 制度を必要とするため、測量・土地の専門家にとって中核的な分野となりつつあるということが述べられました。

スウェーデン環境大臣 Andreas Carlgren 氏による開会の挨拶では、スウェーデンにおいては2008年6月より環境省が土地に関する業務を管轄することになったこと、測量専門家は貧困問題やスラム問題を解決するためにも土地に対して重要な役割を担っていること、スウェーデン公認測量士協会 (SLF) が創立100周年であることなどが述べられました。

続いて、Royal Guards ブラスバンドによる FIG ファンファーレの演奏を挟んで、UN-Habitat 常任理事 Anna Tibaijuka 博士による基調講演がありました。基調講演では、まず、1972年にストックホルムの地においてSDという概念が誕生し、UN-Habitat の創設につながったこと、そしてUN-Habitat は創設以来 FIG と協力関係にあることが述べられました。また、SDに関する議論のなかで、都市化と気候変動は密接に関連しあっており、これらの課題に取り組む上で、測量・土地の専門家は重要な役割を果たし得るとということが述べられました。都市化については、特に、アフリカやアジアの貧困地域における都市化がスラム住民の増大を招いているという現状や、そのスラム住民の土地権利が慣習に基づくもので法的に認められないことが多いがゆえに土地市場において有効活用できないということが指摘され、測量専門家の仕事は、貧困層への土地権利の付与に向けた制度改革にも関係してくると述べられました。気候変動については、都市のエネルギー計画・運営・消費が地球温暖化にとって重要な要素であることから、都市化の問題とは切り離せないということ、そして、急激な都市化や気候変動は地域レベルでの解決が必要な課題であるため、地方分権化や地方自治体の役割・貢献の強化が必要であるということが述べられました。そして、測量・土地の専門家は、持続可能な都市化のために、(1)よりよい意思決定・計画のための情報提供、(2)災害リスクの低減、(3)貧困国のための新しい土地制度、

(4) 地方自治体の能力を強化するための土地評価と税制、(5) 次世代の測量専門家の育成と測量専門家によるボランティア活動の促進、(6) 望ましい土地統治の6点において力を尽くしてほしいと締め括られました。

オープニングセレモニーの最後には、スカンセン (急激な工業化により伝統が失われるのを懸念し、スウェーデン全国から伝統的な建築を移築して造られた、1891年に開園したストックホルム近郊の野外博物館) から来た6人の踊り子、2人の伴奏者、1人の語り手による民俗舞踊が披露され、王室近衛隊ブラスバンドによる演奏をもって閉幕となりました。

【プレナリーセッション】

引き続き11:00より、プレナリーセッション I 「持続可能な都市開発とミレニアム開発目標」がはじまりました。

まず、スウェーデン環境大臣 Andreas Carlgren 氏は、「環境と気候」と題して、次のように述べられました。スウェーデンは2009年にEU議長として気候変動問題に取り組む。中国は現在、ヨーロッパの国々がかつて経験してきた以上の急激なスピードで発展を遂げており、途上国の都市化のあり方によっては気候変動に甚大な影響がある。ストックホルムが世界でも有数のクリーンな都市に転換した経験を踏まえれば、高効率な施設・交通や再生可能エネルギーによって経済的負荷のない持続可能な都市発展を実現することも可能であろう。そして、測量専門家は、気候変動や環境モニタリングに関する情報の充実化、持続可能な土地利用計画や建物建設、



プレナリーセッション I ～スウェーデン環境大臣による講演

貧困を克服する所有制度の確立において重要な役割を果たし得る。また、2005年にスウェーデン南部をハリケーンが襲った際に信頼性の高い地図と測量専門家・地方自治体・電力会社・森林所有者の協力が災害復旧において非常に役立ったという事例や、さまざまなEU指令を達成する上でデータ・情報の交換は不可欠であるという認識もある。EUはイニシアティブをとってGMES（環境と安全のためのグローバルモニタリング）を進めており、スウェーデン政府は国家的な衛星データベースの構築を、そして、スウェーデンのNational Land Surveyは政府機関などと協力して基本的な地理情報・所有情報を効率的に管理するための国家的な地理データ戦略を進めている。スウェーデンは土地測量分野で長い歴史があり、1628年にグスタフⅡ世によって測量組織の設立が命じられ、1800年代には全国で土地改革（土地所有の再配分）が実施された。その際、重要な役割を果たしたのがNational Land Surveyであり、その土地改革はスウェーデンに経済的に持続可能な農林業・経済成長・貧困撲滅をもたらした。同様に、今日、世界のさまざまな地域で問題となっている食糧不足や土地争いを解決する上で、土地・所有の制度（特に土地の管理責任者を明らかにすること）は重要であり、経済成長のためには低価・迅速・安全な取引を保証する規制制度が必要である。特に、途上国の社会・経済発展のためには、国の事情に見合った伝統的な権利を活用した所有制度を確立し、知識・情報を得る権利や人々が土地や水を利用する権利を保証し、貧困を克服することが必要である。

次に、アフガニスタンのInstitute of State Effectiveness議長Ashraf Ghani博士は、「グローバル化する世界における法的権利の拡大」と題して、次のように述べられました。「貧困者の法的権利拡大に関する委員会」の研究成果として、少なくとも40億人の人々が法の支配から除外されているという現状が明らかになった。貧困は自然によるものではなく、公共政策・市場の失敗の結果であり、貧困者の権利拡大のためには、(1)司法へのアクセス及び法の支配、(2)所有権、(3)労働権、(4)商業権の4本柱が必要であると考えられる。また、貧困者の権利拡大のためには、グローバル化を抑制しなければならず、その

ためには、(1)国際的なシステムとの結びつきが弱い40-60カ国において、きちんと機能する国家・市場をつくる、(2)テラー戦略と、BRICSやその他の新興国とのパートナーシップ、(3)企業をグローバルな開発協定に参加させる、(4)地域安全保障と国際安全保障の関係や政治組織について考え直す、(5)国家・地域・国際的な指導体制・管理に投資するという5つの挑戦が必要である。さらに、包括的なグローバル化を約束するためには、ネットワークガバナンスとしてガバナンスを見直すこと、住みやすい都市をつくる必要がある。ネイティブアメリカンのことわざを借りるならば、「我々は、祖先から地球を受け継いだのではなく、未来の子供たちから地球を借りている」のである。

最後に、FIG総裁Stig Enemark教授は、「ミレニアム開発目標(MDG)を支持するFIGと国連機関のパートナーシップ」と題して、次のように述べられました。土地管理(land management)には、政治的目的を成就しSDを達成するために必要な土地・天然資源の管理に関連するあらゆる取り組みが含まれる。そして、RRR(Rights = 権利, Property Restrictions = 所有制限, Responsibilities = 責任)を概念化するための基礎となるのが、土地行政(land administration)制度である。所有権の役割はますます増大しているが、適正な所有権制度が確立している国は、世界中でわずか25-30カ国である。米国などの自由市場アプローチにしても欧州の中央計画アプローチにしても、将来の土地利用を統制するための所有制限があるように、SDには、しっかりとした土地政策枠組みと土地情報基盤に基づく土地利用の管理が必要である。MDGを達成するためには、そして、気候変動・食糧不足・エネルギー枯渇・都市発展・環境破壊・自然災害といった課題に取り組むためには、土地統治(land governance)が欠かせない。その土地統治や土地管理は、測量専門家が重要な役割を担っている分野であり、FIGの試みは、MDGの第8目標である「開発のためのグローバルパートナーシップの構築」に資するものである。都市住民は年々増加しており、2007年には世界人口65億人のうち33億人が都市部に居住している。詰まるところ、都市化の問題の鍵を握るのは、4P(People = 人々, Politics = 政

治, Places = 場所, Power = 権力) であり、FIG は、そのような観点から、FAO、UN-Habitat、世界銀行とグローバルパートナーシップを築いている。特に、UN-Habitat とは、非公式定住 (informal settlements) の解決に向けて、社会的保有権ドメインモデル (The Social Tenure Domain Model)、すなわち、所有対象である Parcel (区画) と所有者である Person (人) を社会的保有権である Right (権利) で結びつけた地籍モデルを提言し、地籍の標準化を図るなどしている。望ましい土地統治には、将来変化を予測する高度な測地学モデル、管理・実行を支える最新の測量・地図作成手法、自然・人工環境に関する意思決定を支持する空間データ基盤、安全な保有権制度、持続可能な土地評価・土地利用管理・土地開発の制度、透明性の高いよい統治制度が必要であり、土地・測量専門家が手腕を発揮できる分野である。そのためにも、専門家の育成・組織的支援・国際組織との連携を通じて測量専門家の能力強化を図ることが FIG の役割である。

なお、17日の9:00-10:30にはプレナリーセッションII「土地管理と財政制度」が、18日の9:00-10:30にはプレナリーセッションIII「技術的・組織的改革」が行われました。

【雑感】

オープニングセレモニー会場に入場行進してくる王室近衛隊ブラスバンドを目の前にして、ふと、ここは王国なのだということに気がつきました。北欧というと、すぐに、オーロラやフィヨルドといった大自然を想像してしまいましたが、スウェーデンといえば、中世からロシアやヨーロッパで力を振るった伝統ある王国です。プレナリーセッションIの環境大臣の講演のなかでもグスタフII世の名前が出てきましたが、彼は「北欧の獅子」とも呼ばれ、Wikipediaによれば、「スウェーデン王国最盛期の国王」で、「国内の司法・行政制度を整え、商工業を奨励し、教育の振興にも努めた」偉大な英雄だそうです。

そして、ストックホルムは、1972年に国連人間環境会議 (世界113カ国の代表が参加した、環境問題に関する初めての世界的なハイレベル政府間会合)

が行われた地でもあり、作業週間中、所々で、そのことが言及されました。休憩中に会議参加者と雑談するなかで、「最近FIGの方向性もずいぶん変わってきた」という声も聞こえてきましたが、ストックホルムという地が、それをますます加速させたのかもしれない。「国際測量者連盟2008年作業週間」という会議名からは想像もつかないほど、多角的な観点から測量・土地が捉えられており、環境問題や貧困問題など幅広い議論が行われていました。

次回10月号は、テクニカルセッションとクロージングセレモニーの様子をお伝えしたいと思います。

グローバル・スタンダード

土地家屋調査士法第 25 条第 2 項——神奈川県からのレポート

法第 25 条第 2 項 地域の慣習に関する調査報告について

神奈川県土地家屋調査士会 鈴木 貴志
(元地域の慣習委員会委員)

神奈川県土地家屋調査士会では、平成 18 年 3 月末～7 月末までの 4 か月間、地域の慣習委員会を設置し、土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」にかかわる地図等の歴史的資料類並びに慣習等の調査報告作業を行いました。

委員会のメンバーは 4 名で、本会業務部の主導により、在籍 20 年以上のベテラン 1 名と中堅・若手の 3 名から構成しました。

委員会の作業については、4 名が分担して作業を処理する方法は採用せず、このテーマに興味があり、特に意欲のある 1 名が中心に調査・研究を行い、他の 3 名はそれをチェックするという方法で進めました。今回の作業は、歴史研究の論文をまとめるような作業であり、多くの人がバラバラに調べたものを持ち寄るより、得意とする 1 人が専門的に調査し、まとめることがより効率的と考えたからです。本会の場合、この作業を担当したのは本会湘南第 2 支部佐藤久平会員です。

委員会の目標は、明治期からの地図にかかわる神奈川県の土地制度をより簡単にまとめ、読みやすい報告書を作成することでした。会員に対し、自分たちが日頃携わる土地の歴史的な流れや事実に興味を持っていただければ、それ以上は望みません。委員会は単に入り口を提供するだけであると割り切って作業を進めました。

現在、法務局の公図（地図に準ずる図面）は地図情報システムに変わりつつあり、旧土地台帳付属地図を公図として使用している場合にも、オリジナルの旧公図（和紙）に触れる機会は少なくなりました。特に若い会員や土地家屋調査士の業務に就かれて日の浅い会員の方々は、ベテランの会員に比べて、公図の生い立ちや土地境界の成り立ちを実際の業務の中で経験として知る機会も減っています。

一方、ADR 機関における紛争解決手続の代理業

務や筆界特定制度における代理業務などでは、今までの業務以上に、知識として境界の成り立ちや公図の生い立ちを認識していることが必要になる場合もあります。

そんな状況の中で、知識のある会員の方々には必要ないかもしれませんが、歴史的な事実や流れに興味を持っていただけた会員がいれば…と思います。

以下、佐藤会員が中心となり委員会が作成した報告書のダイジェスト版を御紹介いたします。この報告書の作成について、地籍図に関する知見は佐藤甚次郎著「神奈川県の明治期地籍図」暁印書館平成 5 年刊によるものです。また、特に佐藤甚次郎先生の御遺族には、委員会の報告書作成に快く協力していただき、感謝いたします。

「地域の慣習委員会報告書」（抜粋編集版）

はじめに

神奈川県は、明治 5 年 1 月 22 日に武蔵国多摩郡を編入し、明治 9 年 4 月 18 日に足柄県廃止にともなって相模川以西の相模国 6 郡を編入した。つまり現在の神奈川県はそれまでは、二つの県にまたがって存在した。

明治 26 年 4 月 1 日に三多摩地域を東京府へ移管し、この行政区画が現在に至っている。

第一章

明治前期における神奈川県の行政区画の変化

- 1 神奈川県域の変遷 省略
- 2 神奈川県における大区小区制 省略
- 3 明治 22 年の町村合併

地押調査が終わり、「土地台帳規則」にもとづき土地台帳制が施行され、明治 22 年 4 月 1 日に大蔵

省令第6号で「土地台帳規則施行細則」が制定されたが、これと同日に市制・町村制が施行された。

神奈川県の場合、明治22年3月の分合改称によって創設された新町村においては、旧村は「大字」という単位に位置付けられた。地図もこの合併によって再編成が迫られた。字図を大字単位に作成したり、旧全村図をこれに充てた例が認められる。また、旧字図の図面内容をそのままにして、ただ標題に大字名を加え、「何村大字何々字何々」とした場合もみられる。

第二章

壬申地券交付調査における地引絵図

1 壬申地券の交付

1) 東京府市街地に地券発行

明治新政府は明治元年12月18日に土地の私有を認めたが（太政官布告第1096号）、明治5年7月4日に大蔵省達第83号で民有地所のすべてに地券を交付し、その所有権を公証することを布達した。この「地券之証」は明治5（壬申）年に発行のことが制定されたので、一般に壬申地券と呼ばれている。

明治4年12月27日に、東京府下の武家地と町地との区別を廃して地券を発行、地券面記載の地価を基礎に地租（沽券税）を課すことにして、5年正月12日には大蔵省租税寮から東京府へ「地券発行地租収納規則」を達した。

2) 売渡譲渡の際に地券授与

さらに明治5年2月15日に寛永20年以來の地所永代売買禁止を解除し、同月24日に「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」を定め、売買ならびに譲渡の際は地券を授与することにした。

この地券は「地所持主タル確証」としてのもので、東京府および各地の城下や港町など市街地における地券が地租の土台となるものであった点とは異なる。

3) 一般地券の発行

ところが、明治5年7月4日には、民有の地所すべてについて地券を発行し、その所有権を公証することに改正したのであった。売買者のみに付与するのは不都合であるので、すべての地所の持主に対し「地券渡方規則」に準拠して交付すべきことを府県へ達したのである。

この壬申地券の券面には反別・地目の他に高・地

代を記載し、その発行が地租改正の準備であった中央政府の意図は別として、たゞまゑは所有権の公証で、租税と一応は無関係であった。

4) 交付調査と地引絵図提出

大蔵省は明治5年9月4日に、2月24日達の「地券渡方規則」に追加を制定した。全民有地に地券を交付するには、まず地所一筆ごとの地目・反別・地価・持主を確認することが前提となる。

この調査作業は自主的な申告制をとり、地所の面積は従来の検地帳・名寄帳などの記載を基礎とし、原則として実測は行わない方針が示された。村町単位に纏められた調査簿には地引絵図が添えて提出され、係官員の検査が行われたのである。

2 神奈川県と足柄県の市街地券発行

1) 神奈川県の場合

明治4年9月18日、県知事陸奥宗光は、拝借地（官有地）であった横浜港内の町人居住地を居住者に売渡し、私有地として地券を交付、地券交付完了後、改めて沽券税法に転換する措置をとり、地券を沽券に切換えて地租を徴収することを大久保大蔵卿・井上大輔へ提案した。さらに10月にはその具体的方法の案をもって伺い出た。12月5日に大蔵省は太政官の裁可を経て地券発行は横浜港に限ること、この地券を漸次「沽券」に切換える処置に関して取調べ、見込みを大蔵省に提出することの条件で認めた。神奈川県では12日に横浜5区市長・副市長に地券交付取調べを命ずるとともに、地券交付のことを一般に触示した。

2) 足柄県の場合 省略

3 神奈川県的一般地券交付と地引絵図作成

神奈川県知事の陸奥宗光は明治5年6月18日大蔵省租税頭に抜擢され、その指揮の下で7月4日に全国一般の土地に地券を交付することが発令された。神奈川県はこれを承けて、7月に橘樹郡市場村名主の添田市郎右衛門（知道）や多摩郡蔵敷村名主の下田半兵衛らを地券取調掛附属等外一等に登用した。これらの地券取調掛附属は区域を分担、巡回し指導にあたる体制を整えた。また、同月に「地券相渡候ニ付心得書」を木版刷りにして頒布し、「田畑其他直段書上帳」の雛形を各村に配布した。9月には「地券心得書」を布達している。

壬申地券の交付はなかなか進捗しなかった。明治6年3月ごろで、まだ半分も済まなかった。

地引絵図の差出しを県が命じたのは、明治6年5月3日である。地引絵図は、検地にあたって、あらかじめ村方に田畑・原野・山林・道路・河川および村界などを図示した絵地図の差出しを命じたものであった。

地引絵図の呼称は、壬申地券交付の調査においては、村方からの申告の形で「書上帳」が提出され、これを点検する使用目的で地図の提出を要求したことから用いられた。地引絵図の作成目的については、明治6年10月の回達で、地所の脱落・重複を防ぎ、地所番号の順序を示し、検閲に役立てるにあるとしている。このような役割のものなので、字・地番、所有者名を記入し、地目は色分けで表現すること、歩数（面積）は書上帳の記載に譲って記入の必要がないと指示している。

書上帳を実地と対照して検査するにあたって、各筆の位置と順序をみるのが地引絵図の用途であり、坪詰（面積算出）を図上で行う必要がないので略図でよいとしながらも、村域の周囲、主要な道路や川溝などを分間（実測）して、まず骨組みをつくるように指示している。これに各筆区画を嵌め込むのであるが、事実上、地引絵図は実測をもとに調製することを指示しているのである。

4 足柄県の一般地券交付と地引絵図作成 省略

第3章 地租改正における地引絵図

1 地租改正と調製の地引絵図 省略

2 神奈川県における地租改正地引絵図

1) 改租作業の着手

神奈川県では、壬申地券の交付作業を続行し、交付が完了してから改租作業に取り掛かった。

反別調査は、十字法によって行うべきことを示唆している。

一筆毎に反別・番号・持主名を記した畝杭を建てて検査を受けることとした。

各大区の区長あるいは副区長に「総代人」兼任を発令。各小区の戸長は地租改正の「専務」を命ぜられた。

各県下で実際に地引絵図編成の作業に着手したのは、明治7年七月中旬に、県庁の係官員が指導に巡回してからであった。

「関東地方は一体に徳川氏直轄で税が安い方であった。従って改正後は負担が増すと云う傾のある

場所であったから、この地方は幾分後廻しにして、他の出来栄えを見てどうしても行わねばならぬと云う感じを起こすまで着手を延ばして置くということにして、丈量等の事も他の県より後でやったのであります。」地租改正事務局員であった有尾敬重の言。

2) 字の再編成と地番の新規付番

「字」が調査の単位とされたので、まず字を再編成し、地番も新しく付け直すことが行われた。

※地番の付け方

神奈川県では、一村通し番号方式が採用された。

一番地をどの位置にし、どのような順序で進め、末番はどの位置にするかは特に指示せず、各村の自由にまかせたようである。

「地租改正条例細目」で、地番は「地所ノ種類ニ不拘、官民ノ所有ヲ不論、一村所属ノ地ハ漏脱ナク地押順ヲ逐ヒ」付番し、ただし道路・畔敷・井溝敷・堤塘・河川などは番外にしておくこと、有租地だけでなく、官・公有地をも包括して「地押順」に付番するものと規定している。

神奈川県の場合、明治7年三月布達の「反別地価等書上方心得書」に添えられた「無代地価反別書上帳」雛形では、無租地の地目名は記載するが、地番は付けることになっていない。ところが、七年六月十六日第一七四号で訂正され、無代地（無租地）も一様に地番を打つことに改められた。ただし、この地番付けにおいても、道路敷・堤防敷・溝渠河川の敷地は地番が打たれなかった。

この改正は、当時、官有地は他日払下げる政府の方針であったので、これを除外して民有地となったとき地番を改訂しなければならないため、官有地および官用地を含めて地順番号を付けることにしたものと思われる。

この時に付けられた地番は、基本的に現在に至っている。

神奈川県では、千番台の多桁の地番がみられるのである。

3) 地引絵図編成の指導

神奈川県では、地引絵図の作成を第一段階の作業とし、次いで各筆の反別丈量および野帳（地引帳）仕立の作業が行われた。

※地図類作成順序に関しての県の指令

①全村図（一村全図）→字図（字限切絵図）

②字図→全村図

◎県担当官らの「申告書」では、①を指導することになっていたが、一般的には、②の順序で作成された。

- 4) 編成作業の進行 省略
- 5) 地引絵図完成までの過程 省略
- 6) 専門家による調製 省略
- 7) 改租地引絵図の特色

役所に地引絵図として提出するものは、一村全図と字図であるが、字図は必ずしも字限りではなく、状況によって田の畔や畑の溝でも適宜分界してもよいとされた。したがって、神奈川県では字図を「**切図**」と称した。切絵図、切画図と題書している例もみられる。

一村全図は一般に「全図」と称され、現在では「**大図**」とも呼ばれているが、全図には切図の区画を朱点線でしめすことが指示された。縮尺は、一分一間の割合、すなわち600分の1が原則とされた。全図については一分十間の6000分の1とされた。

道幅間数の記入は、神奈川県地引絵図の特色である。

全図には余白部分に（余白がない場合は下ケ紙をし）総反別・地目別反別および全地主姓名を記し、また戸長・村用掛・小前総代連印の奥書を記載するとされた。

全地主が連署のものもみられ、これは神奈川県地引絵図の特色である。

地目について「屋敷」が「宅地」に改められのは、「地租改正条例」（明治6年7月28日）である。

地図における宅地の表現については、神奈川県では壬申地引絵図の場合と同じく屋根形または家屋形図形を記入している。神奈川県他に東京府下や福井県、福岡県などで宅地に図形記号を記入している例があるにしても、多くの府県では、記号でなく彩色による表現がとられた。

地引絵図は、改租作業の諸段階で基礎的資料として使用された。

改租終了の後は、「反別地価帳」「地租台帳」「地券台帳」など地租に関する基本帳簿の附属地図的な役割をもって、つまり、村方の申告書類である「地引絵図」が補筆し清書されて、地租に関する、<公>の図面としての性格を付与され、「地租改正絵図」として備置されることとなる。

改租地引絵図をもとに等級などを補入した「地租

改正絵図」は、県庁備置の公の書類となっていた。
→「公図」の語源はここから出ている

8) 各筆の反別実地調査と地引絵図

地押丈量と一般に呼ばれた毎筆に関する反別の実地調査は、神奈川県では、「反別実地調査」と称した。

この調査における地積の求め方は、十字法によるべきことを「反別地価等書上方心得書」で指示されたが、明治8年1月から反別実地調査に取掛かるために、「十字縄取方心得書」と「野帳」の書式が明治7年12月4日に回達された。しかし、三斜法によることも認めた。当時専門家が請け負った場合は三斜法によったものが多かった。

※端尺・端歩に関する件

端尺については、間の下の単位の分=歩に足りないものは切捨て、0.1間（6寸）単位としたが、これは算盤による面積計算で端数を出さないためである。

また、面積を3歩（0.1畝）単位にするのは、反畝に定率を掛けて石高を算出する都合上なのである。改租作業では石高を算出する必要がないのに従来の仕方を継承している。

地押検査は、田畑其外反別取調帳および地引絵図と現地とを照合するとともに、反別に関しては県官が持参の測量道具で実測して検査した。それは悉皆調査ではなく、様歩、すなわち抽出検査であった。

9) 免租地の丈量

改租作業は、「有租地」に重点がおかれたが、明治7年3月に「反別地価等書上方心得書」と一緒に「無対価地反別書上帳」の雛形が布達され、「無租地」も一応調査された。

「有租地」と「無租地」の区別については、官民有地の区別が前提となり、「公有地」の取扱いも問題となるが、従来納税していた事実や文書証拠などで判然としているもの以外は、すべて官地と指示している。

明治政府は、当初、官林原野・荒蕪不毛地は払下げて行く方針であったが、明治8年12月には、最初の方針を180度転換し、私有の証拠が明確でない場合はすべて官有地とし、官有地化が強行された。

公道部分は有租地ではないが、その長さ間数と道幅を取調べ、図面にそれを記入することが指示された。この点は神奈川県地図の特色である。他府県の場合、道路の長さ・幅員の記載は、地籍編成の際の地籍地図にみられるのが一般的である。

地租賦課の対象とされなかった土地は、道路や水路などの無租地と、畦畔^{がけ}・崖、冷水路、馬入^{うまいり}などの「免租地」とがある。とくに「畦畔」については、丈量にあたってはこれを除外、実際に耕作が行われている部分を「本地」となし、この「本地」部分だけの反別を捕捉したのであった。

畦畔に関して、明治9年11月13日の内務卿と地租改正事務局総裁が連署で府県へ通達しており、すなわち畦畔は本地に附属するものであるが、今度の調査の都合上、その歩数を記載するものとしている。畦畔を含めて反別を出した県もあり、やり直したり「内書」を付したりした。神奈川県の場合、畦畔・崖に関しては既に除外する措置がとられたが（足柄県は最初これを含める指導をした）、作付けをするなどの例もみられるので、無租地を明確にするために、幅員・反別を改めて調査し点検したのである。

神奈川県の場合は、特に改租着手の時点で壬申地券未提出の村も少なくなく、両事業の作業はしばらくの間は併行して行われた。

10) 市街地の丈量と地引絵図

神奈川県における「市街地」は横浜港と小田原（作業途中で神奈川県に編入）である。

横浜については、きわめて異例であるが、丈量は県庁の手で行った。小田原に関しては、「府県地租改正紀要」に「小田原市街ハ、他ノ郡村地調査ノ方法ニ倣テ之ヲ整理セリ」と記載している。

11) 山林原野の丈量と調製地引絵図

山林原野に関する改租作業は、耕宅地とは別に、その終了後に改めて行われたのが一般であった。神奈川県の場合、耕宅地の調査の一部として、それに続いて山林原野の調査が実施された。

明治8年2月23日の布達で山岳は「凡そ反別を見積り」と指示しており、山林に関しては大雑把な調査が許容されたことを示している。

丈量は足踏み（歩測）を用い、傾斜地は目標を設けて通視し、反別は斜面積について関係者の多数の意見（見積り面積）で決定した。

「耕地地図」とは、検見の際に作成された「耕地絵図」ではなく、耕宅地の改租作業で調整された地引絵図のことであって、耕地が主となっているので、特に「山林絵図」に対してこの呼称がよく用いられた。

3 足柄県における地租改正地引絵図

1) 改租作業と作業手順 省略

2) 地図編成と反別丈量作業の展開

畦畔に関し地図上に表現の仕方や地引帳の書式などについて伺書が提出され、これに指示を与えている。「一、畦畔幅三尺以下、絵図面認メ方一本引、三尺以上二本引ノ積り。」

明治9年2月に足柄県は山林の丈量および地図表現に関して地租改正事務局へ質問し、指令を受けている。

村方の手では底面積を求めることが容易ではないため斜面積と改められた傾斜地に関し、面積は斜面積、地図は山敷（底面積）で表現としている。実測により十字法で算出した面積を基礎として編成する地図において、実際これを区別して描いたかどうかは疑問である。多くは、斜面を縦・横を実測した値と、これに乗じて算出した面積とを資料として作図したとみるのが妥当であろう。

当時、面積を少なくして税を免れようとしたのが一般的風潮であった。

とくに山の反別は「十町歩もあるものが、一町歩位に見積もってあれば寧ろ善く出来た方で」山地の地積はかなり杜撰なものでも認定されたのであって、地図は全体的に調製して描かれたとみられる。

3) 菖蒲村における実測と地図作製 省略

4) 地引絵図とその特徴

明治7年3月17日の達により、全村図と字図の二種類の作成が指示された。まず字限図をつくり、これを合わせて村全村作成と手順が示され、千葉県の雛形に依るものとされた。

この地引絵図は、測量器械を用いての実測に基づいて描いた分間絵図（実測図）で、それは「実地の形状」を示すことを「本旨」とし、壬申地券交付調査における地引絵図とは異なることが指示された。

全村図は、配布の千葉県雛形で示されたように各字の区画と配置を明確にする事を主眼とし、各字を色分け彩色で区別した。また、字番号と字名は、千葉県名雛形では字番号が朱字、字名が黒字で記入しているが、足柄県では字番号と字名ともに朱字で記入された。

十字繩入れによって一筆の地積を算出する場合、縦・横の実間数を測り、両間数を乗じて求める方法と、まず一筆地所の輪郭を描いた一筆図を実測によって作成し、その図上（縮図）で縦・横の間数を求めて計算する仕方と、二通りの方法が用いられた。

何れによるかは任意であり、三斜によることも許容された。

余白部分には、凡例と方位の表示の他に、「図面之通相違無之」旨の地主総代・村用掛とか里長・立会人および地租改正総代人と副区長の奥書、さらに隣接村の立会人の署名捺印が記載された。

一村全図の縮尺は6千分の1を原則とし、3千分の1のものも認められた。

※地目別の色分けおよび記号

一筆内の畦畔については、足柄県では、幅3尺以上のものは朱線の二線引き、3尺未満は朱線一線引きで描き、境界の畦畔は3尺内外とも墨線1本で描くように指導していた。

これに関して、有尾地租改正事務局員等は、一筆内の畦畔の表現は不要とし、ただ境界の畦畔についての表現は従前通りと指示した。

これにともなって、地引帳の書式も改訂された。県庁へ提出のものは畦畔除去の本地反別のみを記載するが、村控えのものは畔敷の反別および延長間数と平均幅を外書にすることに改めたのである。正本と副本が異なる記載という、きわめて変則的な措置がとられた。

第4章 地押調査での地図更正

1 地押調査とその展開

1) 地押調査の発令

「地押」とは、反別の丈量だけを実施する検地の一形式であった。

地押調査の挙行は、地券制度に代って土地台帳制の実施を意図したものであった。

地租に関することは「地租条例」が根本をなすが、17年4月5日に布達された「地租条例取扱心得書」(大蔵省達号外)では、野取絵図および野取絵図帳の雛形が示された。

一筆地に関してはこれに依拠、字図や全村図の新調を必要とする場合は従前の方法や様式によったのである。すなわち、新しく調製する場合には、作成方法や表現形式は地租改正地引絵図のものを踏襲して進められた。

2) 「実地取調順序」の提示 省略

3) 「準市街地」の扱い方

改租作業において、旧城下や宿駅など家屋の密集

する場合は「準市街地」とし、市街地の調査方法が適用され、丈量も郡村耕宅地の場合に比べて綿密に行われた。測量および地積計算に際し端尺切捨の単位も相違し、一間(6尺)四方の一步は、市街地では一坪の称が用いられた。

ところが、明治18年2月に「準市街地」は郡村宅地として取扱うこととされたので、今度の地押調査にあたっては、「地租条例取扱心得書」第四条の郡村宅地の丈量に関する規定に拠るべきことになる。しかし、簡略な取扱いでは境界が不分明、紊乱の恐れもあるため、同条の市街地に関する規定に依拠するものと省議で決定した。

2 地図の更正

1) 地図の更正に関しての大蔵大臣内訓 省略

2) 地図訂正の仕方の変更 省略

3) 更正地図とその種類

明治20年6月の地図更正に関する訓令では、既に調製のもので、この趣旨にそうものは改めて調製するに及ばないとしているが、18年の中ごろ以来、地押調査が進められ、地図の補訂と調製も行われてきた。したがって、地押調査にあたって作成された地図には、(a)改租図を補訂、あるいは補訂図をもとに描き改めたもの、(b)改租図の方式を踏襲して新規に作成したもの、(c)新しい準則によって作成したものがある。(c)の地図は地図更正の訓令にもとづいて作成されたので、更正地図であるが、むしろ広義に(a)と(b)をも含め、地押調査に際して実況に即し、提出された地図を「更正地図」と称したほうが、取扱いの上で、また明治期地籍図の分類の上で適当であろう。

地押調査事業において、実測調査は、全国すべての有租地について行なったのではない。脱漏地や異動地、反別が不正確な村町、改租地図が調製されていない村町などについて実施されたのである。

3 土地台帳と附属地図

1) 土地台帳制発足と土地台帳

明治21年10月には地押調査の検査がほぼ終了し、22年3月23日に「土地台帳規則」(勅令第39号)が公布された。同日法律第13号で「地券ヲ廢シ、地租ハ土地台帳ニ登録セラレタル地価ニ依リ、其記名者ヨリ之ヲ徴収ス」と地券制度を廃止した。さらに、4月1日には、「土地台帳規則施行細則」(大蔵

省令第6号)が制定された。

土地台帳に関しては、明治22年3月26日の大蔵省訓令第11号で、「土地台帳ハ従前ノ地券台帳ヲ整理修補シ之ニ充ツベシ」とさしあたり地券台帳を充用し、これを整理修補していく方針でこの制度は発足したのである。

しかし、これには以外と手数がかかるので、5月25日に、主税局長は、土地台帳については新規に調製することが内定した旨を各府県に通知した。

7月1日には、大蔵省訓令第49号で、「土地台帳様式及調製方」を訓令し、様式は主税局から各府県に送付、「漸次新調」すべきことを指示した。

地図は、地租に関する重要な帳簿類の一つとして明治10年大蔵省達第89号でも指定され、地押調査事業においては地図の更正が主要課題で、とくに地図更正の大臣訓令が出されたのであった。

土地台帳規則の施行にあたっては、土地台帳記載の各筆の位置を特定し、それぞれの地所に関する地目や面積などの事実を図示したものとして、土地台帳の附属地図としての役割をもって、土地台帳とセットをなして備置されることとなった。

しかし、「土地台帳規則」および「土地台帳規則施行細則」では、地図のことには全くふれていない。

2) 土地台帳と附属地図の備付場所

地租に関する帳簿類は、明治17年第89号大蔵省達にもとづいて、戸長役場、郡役所、府県庁に所定のものが備置されてきたが、20年6月の「地図更正手続」では、町村図一部と正副字図各一部を府県庁および戸長役場に備置することとされた。府県庁の分については、実際はその出張機関的な郡役所に備置された。

明治22年5月8日勅令第63号で、7月1日以降に府県収税部出張所が設置されることになり、郡役所の土地台帳と地図は収税部出張所に移管されることになった。

明治23年2月20日には、大蔵省訓令第10号で明治17年の第89号達が改正された。地租賦課の基本帳簿である土地台帳と図面は、町村に関する分が郡役所から収税部出張所の管理に移され、市の分は府県庁に備置されることとなった。この収税部出張所ならびに府県庁収税部備置の帳簿・図面を正本とし、市役所・町村役場におけるものが副本と位置

付けられた。

明治29年10月20日勅令第346号にもとづき11月1日に税務署が設置され、府県収税部と収税署の事務および人員は税務管理局と税務署に移されたが、地図も移管されたのである。

神奈川県では、明治37年4月12日に「市町村長ハ一月中ニ於テ地租名寄帳ノ其ノ月一日現在集計額ヲ税務署土地台帳ノ集計ニ照合を為スベシ」(神奈川訓令第17号)と県知事名で郡役所・市役所・町村役場へ指令している。

4 神奈川県の地押調査着手と進行経過

1) 土地整理作業の着手

神奈川県では、明治18年4月16日に土地整理のことの県令訓示を布達したが、さらに県令は郡長や係官を召集して土地整理、すなわち地押調査の趣旨を説明、地租改正と誤解させないようにと特に注意をしている。その要旨(土地取調方県令演説之趣筆記)を印刷し、これと「実地取調順序」「無願開墾及ヒ無届変換ノ土地取扱方ノ事」「土地台帳調理心得方之件」および「土地整理上ノ儀ニ付戸長トノ問答概要」を一冊にして郡役所・戸長役場などに配布した。

これは地押調査着手について県令の指令であり、神奈川県としての基本方針を示したものであり、また指導要領を係官・郡長および戸長に示したものである。

「実地取調順序」は、大蔵省のものをそのまま布達した府県もみられたが、神奈川県の場合は大蔵省のものを基礎とし、同文あるいは語句を多少変えた条項があるにしても、かなり独自の部分を加えて改変している。

2) 作業の進行経過

まず改租以後の変動について整理するため、神奈川県は明治18年4月25日に、各町村へ帳簿・地図にもとづいて実地との相違事実の有無を調査し、5月12日まで申告させることを郡長を通じて命じている。

同年5月2日、この達に関連し、切替畑や畦畔などに関しての具体的な問題の取扱い方について、「西収第1278号」の指示が出された。とくに免租地とされた畦畔の部分については、改租以後において廃設や付替えも多かったとみえ、いろいろなケ-

スに関して処理と取扱い方を指示している。

改租作業においては、＜有租地＞の反別把握が主であったので、畦畔・崖地・冷水路・馬入などは除外され、「本地」だけの実反別が各筆の面積とされたのであった。地租改正事務局や内務省のたびたびの注意にもかかわらず、畦畔を含めて実測し、再調査を地租改正事務局から指示された場合もみられた。しかし、実際にはこの＜免租地＞を除いたり、含めたり、あるいは帳簿で脇書をした場合もあり、地方によってまちまちの扱い方で、混乱していたのである。

新しく調製される土地台帳には、本地反別とともに内歩・外歩の記載欄が設けられたが、この「畦畔崖地反別取調帳」はその根本資料となった。

神奈川県では、畦畔の丈量調査が、既に地籍編成事業で、明治15年に「道路其他取調」の一部として、道路・河川と共に実施された。

無断で行った開墾と地目変換の土地に対する処理は、土地整理にあたって最も重要な一つであった。「無願開墾及び無届変換ノ土地ノ取扱方ノ事」は、この際の措置についての指示である。

改租以降における変動の整理に関しては、17年3月公布の「地租条例」にのっとって処理することになるが、問題点について大蔵省主税局はしばしば指令を出している。

地押調査着手の訓令が出される直前にも、地目変換や分合筆の際における畦畔の取扱いに関する主税局指令が、明治18年2月4日付で郡役所を通じて戸長に通達されている。

土地分合などにおける図面作成および地積算出については、改租地図を写して図上計算ではなく、必ず実測し、三斜法によるべきことを示達するよう、明治18年5月12日に、県令は郡長へ訓令している。

5 土地丈量の方法と「土地丈量心得書」の布達

神奈川県では、各筆の反別について、改租の際に確定したものは実地の丈量を行わないとしている。しかし、その後の反別丈量に誤謬が発見されたもの、脱落地、無断の開墾・地目変換の土地、畦畔の廃設により本地反別に変化をきたした地所、改租の際に畦畔の扱いに間違いがあったものなどは、丈量を行ない、丈量図を添えて訂正方を出願する必要がある。

乙号図面（図面訂正測量絵図）にかさねて、改租地図のその部分を写したもの（甲号図面）を貼り付けて出願した。

また、分筆で地券書替えを出願する場合は、実測図を添えなければならなかった。それは明治17年9月30日制定の「地租条例取扱心得書」（神奈川県甲第74号布達）の規定にもとづいて、三斜法による必要があった。改租作業においては、神奈川県の場合、十字法と三斜法とが用いられ、むしろ十字法が多かったが、今回は三斜法のみを使用することになった。

6 神奈川県における土地台帳編成

土地台帳に関しては、明治17年12月6日大蔵省達第89号で戸長役場に備置のことが規定され、地押調査はこの新規調製のものの資料整備を主な目的としたが、神奈川県では大蔵省第89号達を承けて「地租ニ関スル諸帳簿取扱心得書」を制定し、8年1月19日に布達した。新たに調製すべき土地台帳の書式をも提示した。

明治22年3月23日に「土地台帳規則」が公布され、4月1日から施行されたが、神奈川県では、同月19日に「土地台帳取扱手続」を布達した。

7 神奈川県における地図の訂正

1) 「実地取調順序」で示された地図訂正の仕方

地図の訂正に関しては、作業に着手するにあたって「実地取調順序」で神奈川県としての方針を示した。すなわち、地租改正絵図に貼紙するなどして訂正し、このため混雑して不明瞭になった場合には新調する。訂正は字図に施し、全村図はそのままにしておくのである。

作業の進行にともなって、19年1月21日に、訂正の仕方について具体的に指示した「地図訂正順序」を布達した。

2) 「字限切絵図訂正順序」の布達

地押調査の作業が終了し、この結果によって戸長役場備置の字図を訂正するために、改めて訂正の仕方を細かく規定した「字限切絵図訂正順序」を、21年1月7日に郡区役所および戸長役場へ通達した。

以上について、地図に直接関係する主なことを摘記すれば、次の諸点である。

土地の変動についての訂正は、明治19年乙第16

号達で規定されたように地租改正絵図の字図について行が、地押調査で新しく調製された地図がある場合はこれを基図とする。分合筆や畦畔廃設などは図面における線を訂正し、このために不明瞭となる場合は張り紙をして訂正する。地目変更は張り紙をして新地目および地番を記入し、着色も訂正する。着色（地目色分け）は改租地引絵図の凡例に従う。たびたびの訂正で不明瞭になった場合には、地図を描き直して新調すること。

この「字限切絵図訂正順序」は大蔵省の「町村地図訂正手続」にもとづいたものではなく、たとえば、畦畔廃設の仕方は全く異なるように（第6条畦畔ノ廢除ハ其畦畔線ヲ消抹シ、新設ハ更ニ朱線ヲ画スヘシ。）神奈川県における地図訂正の仕方には独自性が認められる。

3) 神奈川県における土地台帳附属地図

「字限切絵図訂正順序」は、土地台帳制を施行する半年前に布達され、施行後の土地変動について訂正する仕方を規定したものである。

訂正基（原）図として挙げているものは、土地台帳附属地図に充当される地図である。

現在、神奈川県および東京都西部地域の法務局に備置されている旧土地台帳附属地図も、地租改正時の年代（明治7－10年）や大小区の記載のあるものが少なくないのである。

※神奈川県における4度にわたる事業の背景と経緯について

1. 明治前期における神奈川県の行政区画の変化

明治5年1月22日に武蔵国多摩郡を編入し、明治9年4月18日には足柄県廃止にともない相模川以西の相模国六郡を編入した。明治26年4月1日には三多摩地域を東京府へ移管したが、この神奈川県の行政区域が現在に至っている。

2. 地図作製の経緯

地図…全国的な状況

◎旧土地台帳附属地図は、一般的には明治18年から同22年にかけて大蔵省所管地押調査事業で作成された「更正地図」を根幹としている。更正地図は大蔵省所管「地租改正地引地図」を更正した地図である。明治前期にはこのほかに、やはり大蔵省所管の「壬申地券地租改正地引絵図」、内務省所管の地籍編成による「地籍地図」

と合わせて四つの地籍図が作成された。しかしこれら四つのうちのどの地籍図が土地台帳附属地図に充てられたかは、全国一様でなく府県によっても町村によっても異なるところがあるといわれている。

地図…神奈川県の状況

- ①壬申地券交付の調査の際作成された地引絵図
- ②地租改正作業の際作成された地引絵図…全村図（一村全図）＝大図、字図（図限切図）、一筆図→旧土地台帳附属地図は、「改租地図」に訂正を施した図面、あるいはこれを基礎に補訂して描き直したものが主体
- ③地押調査…新規に「更正地図」を調製せず、「改租地図」②に訂正を施すことを原則とした。
- ④地籍編纂事業…新たに「地籍地図」を作成せずに、「改租地図」②をもって充当したもののようである。

①～④がそれぞれ作製され、明治22年（1889）年の土地台帳規則の施行にあたって、これらのうちから附属地図にあてられたが、どれを充当するかの裁量は、府県により異なった。神奈川県の場合は、「改租地図」に訂正を施した図面、あるいはこれを基礎に補訂して描き直したものが主体となっている。

第5章 地籍編成における地籍地図

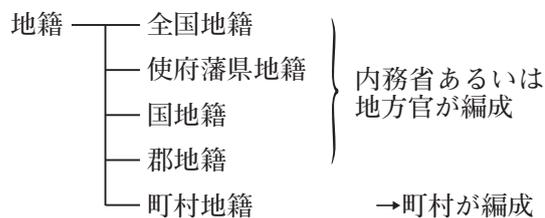
1 地籍編纂事業とその進行

1) 地籍編成と作業の展開

内務省は、明治6年11月10日に設置され、7年1月から業務を開始したが、官有・民有を包括したすべての土地に関して地種を区分し、全国にわたって地籍を編成することを企画した。

2) 地籍（帳）と地図

地籍とは「土地ノ面積・種類ヲ記載セル簿冊」（「地籍規則」第1条）であり、以下の5種とし（同上第2条）、村町地籍は村町が編製、他は内務省あるいは地方官が編成するものとした。



おわりに

◎神奈川県各地図についての特色の概括

神奈川県の場合、壬申地券交付の調査と地租改正作業とにおいて地引絵図がそれぞれ作成された。地押調査では新規に「更正地図」を調製せず、「改租地図」に訂正を施すことを原則とした。また、地籍編纂事業でも新しく「地籍地図」を作成せずに、「改租地図」をもって充当したもののようである。したがって、旧土地台帳附属地図は、「改租地図」に訂正を施した図面、あるいはこれを基礎に補訂して描き直したものが主体をなしている。

改租作業において、神奈川県ではまず第一に地引絵図調製のことが指示され、次いで土地丈量が進められた。他府県ではまず土地丈量に着手、それにもとづいて実測図の地引絵図が作成されたのである。しかし、神奈川県の場合も、実際の作業は同時的、むしろ分間・土地丈量が先行的に行われた。

各筆の反別を求める方法は、県では「十字縄取方心得書」を布達し、十字法を指導したが、必ずしもこれに限るとは規定しなかった。七割方は十字法、三割方は三斜法を用いたと、「地租改正報告書」(府県地租改正紀要)では述べている。

改租作業で地図は全村図(一村全図)、字図(図限切図)、一筆図(一筆限図)の三種類が作成された。

役所に提出されたのは全村図と字限図であって、改租終了後に「地租改正絵図」として役所に備置されたのもこの二つの図面である。さらに土地台帳附属地図に充当されたのもこの両図面で、全村図は「大図」とも呼ばれている。全村図には切図の区画(字界)を朱点線で記入することとされ、字切図には改租作業で再編成されて付けられた新字の番号と字名が題書された。

また、全村図および字図には、図面の余白部分にそれぞれ総反別と地目別反別を記載することとされた。これは改租地引絵図の顕著な特徴である。

相模川以西の旧足柄県管下のところは、改租作業着手にあたって足柄県は千葉県の「地租改正ニ付人民心得書」と地引絵図雛形を布達して進めた。途中で明治9年4月に神奈川県へ移管され、作業はそのまま継続するという方針が示されたが、実際は地引絵図の地目別彩色規定をはじめ神奈川県の基準に合

わせるようにされた。現在、旧土地台帳附属地図となっている大住郡の村々の全村図(明治9年4—8月作成、奥書は神奈川県の基準の大区名を用いているが、原因は移管以前に作成されたと思われる。)についてみれば、地図表現の仕方、記入事項は神奈川県のものと同じで、各筆には地番のみを記入、宅地には屋根形の記号を描いているものが多い。又、字名を朱で大書している点も同じである。なお、地租改正絵図を資料にして作成された皇国地誌の村図は、筆界が描かれておらず、字区画だけが表現され、地籍図ではないが、神奈川県ではつくられなかったようである。

神奈川県における地方法務局ならびに市役所・町村役場の旧土地台帳附属地図は、改租地引絵図→改租絵図が根幹をなしているのである。

地租改正の後、地租改正絵図の字切図を筆写し、縮小して一町村分を一冊に編集したものが出現した。後に「土地宝典」などと称し、土地台帳附属絵図と土地台帳、地籍地図と地籍、あるいは国土調査法の字切図帳の出版はその先駆をなすものである。

それは、筆写の間違もあり、切図を接合編集する場合の筆写者の主観的な処理など、問題を含む点もあるが、編集の時点における実態を示すものとして貴重な資料である。



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

宇佐・国東の歴史と文化財

宇佐・国東～「神仏習合」の原風景

大分県土地家屋調査士会 松永 建比古

私達が生活している大分県は、海・山・里と豊かな自然環境に恵まれ、かつて「豊国」と呼ばれ、豊富な歴史や文化財が残されています。特に宇佐の地には、8世紀の初め八幡神が出現し、「神」と「仏」が融合した八幡文化が誕生しました。

この八幡文化は、宇佐・国東半島を中心に花開き「共生」と「和」を尊重する独特の文化を育み、わが国の精神文化の形成に大きな影響を与えています。その宇佐・国東半島には、国宝宇佐神宮本殿をはじめ多くの有形、無形の文化財

が所在しており、今日まで地域の方々のご尽力により保存・継承されてまいりました。言うまでもなく、これら貴重な文化遺産は、国民共有の財産として後世まで保存・継承していくことを願っております。

宇佐・国東～「神仏習合」の原風景

古代、日本の国の「かたち」がつけられていく時代、九州北東部に位置する宇佐地方と国東半島のエリアは、当時の日本における「フロンティア」であった。この地域では、大陸からの渡来の民と先住の民が抗争と融和を繰り返しながら共存し、固有の文化を育ててきた。

顕著な例として、神と仏の融合を意味する「神仏習合」は、7世

紀から8世紀、大和の京の地からではなく、九州、北陸などの地方から連続的に発生した「宗教と文化の平和な融和運動」であった。とりわけ、大陸や九州南部（隼人国）との接点にあった豊前国の宇佐の地に祀られた八幡神は、渡来の神としての起源をもちつつ、日本古来の山や森への信仰を取り込み、早くからこの地に入った仏教とも融合するかたちで顕現し、他の日本の神々に先んじて神仏習合を形成していった。この過程で、宇佐神宮は、境内に神宮寺として弥勒寺を創建し、豊前国の上毛・下毛・宇佐郡のいわゆる宇佐地方から豊後国国東半島を核に神仏習合を根幹とする壮大なスケールの信仰体系を構築した。

やがて、この神仏習合の信仰は、東大寺大仏建立を契機とする749年の八幡神の入京（これが神輿の発祥とされる）によって国家レベルの宗教変革運動となり、その後の神仏習合信仰を主導してきた。

神仏習合は、日本人の和の精神の基底を形づくるものであるが、それはまた日本史上最大級の宗教改革でもあり、宇佐地方と国東半島はその神仏習合の根源的聖地といえることができる。そして、根源的聖地たるにふさわしく神仏習合の原風景ともいべき岩屋寺院や神社、その信仰や習俗、さらに土地利用形態に至るまで、当時の原形を多く現代に伝え、今も人と神と仏が対話する「生きている遺産」



として他に類例を見ない顕著で普遍的な価値を有するものである。

A 神仏習合の原点となった遺産群

豊前国下毛・宇佐郡の境にある八面山は八幡神が神仏の融合を契約した山で、この周辺には奈良時代の塑像や平安時代の木像を安置した天福寺奥の院をはじめとする古い岩屋群や八幡神のご神体となる薦を刈る三角池（薦神社）などがある。また、宇佐神宮のある御許山とその山麓には、法蓮の拠点虚空蔵寺跡、国の史跡に指定された御神体山の御許山・坊集落、境内地があり、神仏習合の原点が今も残されている。

B 神仏習合の発展形態としてのヤマと岩屋の神と仏の世界

八幡神が仏神としての性格を強めていくに従い、人間菩薩（八幡大菩薩の化身）伝承に象徴される弥勒寺の僧たちの活動は大きな広がりを見せる。特に平安期、新たな行場になった。国東半島においては、神宿る聖地としての山に穿たれた岩屋に神の権現として磨崖仏が刻まれ、木々に宿る神を仏として刻んだ一木造の仏像が安置され、そこから多くの寺院が形成された。後にこうした寺院群は、満山全体を総括し、大衆の教育や教義研究を行う「本山」、山岳練行を中心とした修行機関の「中山」、在家布教の機関の「末山」の三山に組織され、いわゆる「六郷満山」としてその歴史を現代に伝える。

C 自然(神)と人の対話するサトと祭礼の世界

この地域には、九州の公田の3

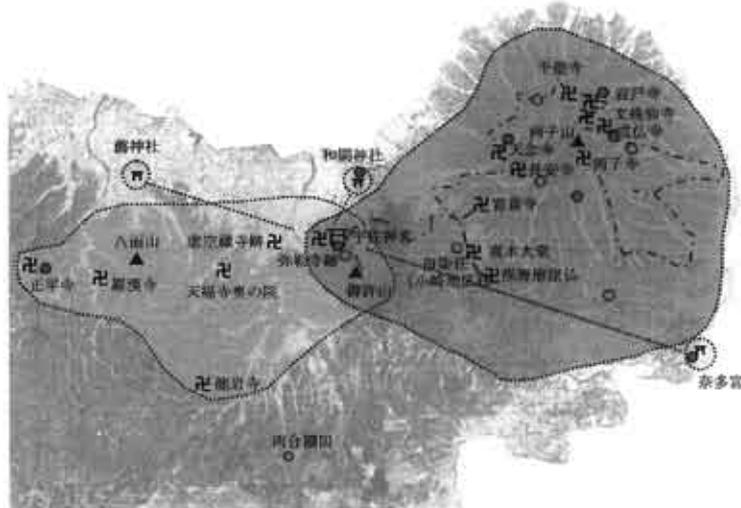
分の1を占める宇佐神宮の荘園を代表する田染荘などの、荘園遺跡があり、鎮守を中心にした水利など中世荘園の土地利用形態が原形のまま残されているばかりではなく、宇佐神宮の坊集落、六郷満山の寺院の坊集落が各所に残る。しかも、ここでは、神社とムラ、寺院とムラが一体となって、「放生会」や「修正鬼会」や「峯入り」など古代に始まる行事が今も続けられている。まさに文化的景観の宝庫である。

まとめ

当該資産群は、一部で再建や部分的な修復も行われきたが、形状や意匠については建立当時のものをほぼ踏襲しており真実性は高い。加えて、数多く残る文献や大分県

立歴史博物館が蓄積してきた調査結果等から往時の宇佐神宮や六郷満山寺院の姿を検証することが可能であることから、これらを積極的に活用することで真実性は補完されるものとする。また、当該資産群やこれらにまつわる祭礼は、地元住民の篤い信仰によって今日もなお確実に伝承されている。

なお、いまだ文化財指定等を受けていない資産については、大分県立歴史博物館が蓄積してきた調査結果等を積極的に活用するとともに、所有者や地元住民の協力を得ながら順次文化財指定等を進め、資産の完全性を担保することを期待している。
(資料提供：宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会)



大分県における資産の位置図

- A 神仏習合の原点となった遺産群
- B 神仏習合の発展形態としてのヤマと岩屋の神と仏の世界
- C 自然(神)と人の対話するサトと祭礼の世界
 - 祭礼の世界
 - サトの景観
- 峯入り順路

震災軽減には土地家屋調査士が重要

静岡大学理学部教授、静岡大学防災総合センター長（理学博士） 里村 幹夫

東北地方で、今年の6月と7月に大きな地震が続いた。被害を受けられた方には、お見舞いを申し上げる。日本とその周辺では、世界全体の10パーセントの地震が発生しているといわれる。20パーセント以上だというデータもある。いずれにしても、日本中、地震が来ないところはないといってもいいだろう。

さて、地震対策というと、よく食料や水の備蓄や非常持ち出し品の準備といったことが言われる。また、地域、職場や学校での防災訓練というと、避難訓練、消火訓練、救護訓練といったメニューが並ぶ。本当にこのような準備や訓練で地震は大丈夫なのだろうか。

地震が起こったときに、何が一番大事かという、当然のことながら、死なないこと、怪我をしないことである。もちろん誰だって地震で死にたくもないし、怪我もしたくないだろう。しかし、死んだり怪我をしたりすることは、自分だけにとどまらず、周囲の人に迷惑を掛けることでもある。災害を受けてどんなに大変な時だって、近くに死人や大怪我をした人がいれば、それをほっておけるわけではない。自分も大変なときに、他人を助けないといけないというのは迷惑なことである。さらに、当人も無事でいれば他人を助けることもできたであろうことを考えると、そのプラスとマイナスの差は大きい。地震に備えるためによく行われている訓練や準備は、命が助かってはじめて役立つものである。まず

は自分が助かることを第一に考えるべきである。

そこで、どうすれば大地震のときに死んだり大怪我をしたりしないでいいかということを考えてみよう。阪神・淡路大震災で亡くなった方のデータを見ると、その死因の8割が、倒壊した建物等の重い物の下敷きによる窒息死や圧死であった。それ以外では火事で焼死した方も多いが、その方たちも、多くが倒壊物に挟まれて逃げられずに焼け死んだ方である。つまり、死者の大部分が、家に押しつぶされて亡くなっているのである。

また、死者の多くは60歳を超える老人であったが、これも老人に耐震補強をしていない古い家屋に住んでいる方が多いことが原因であると考えられている。また、20歳代前半の人も、周りの年代に比べて異常に死者が多い。これはフリーターなど、収入が少なく安いアパートに住んでいる割合が多かったためであろう。いずれにしても地震に対して弱い家に住んでいる人が多く亡くなっている。

これらの事実をもとに考えると、最も重要な地震対策は、地震が来ても倒れない家に住むことだということになる。そのためにはもちろん今住んでいる家の耐震診断を行い、問題があれば耐震補強をすることが大事であるが、もっと根本的なことを考えると、地震時にあまり強く揺れない土地を選び、そこに地震に対して強い家を建てて住むことが

最も重要であるということになる。

今は、多くの自治体が、地盤の強さを詳細に調べ、想定される地震が発生したときの予想震度などを求めて公表している。またそのようなデータがなくても、その土地がかつてどのような使われ方をしていたかの変遷を調べることによりある程度の地盤の強さが分かる。

地震や台風といった災害を起こす自然現象は、その予知、予報の研究が進められている。とくに気象災害においては、その予報精度の向上が土木工事の充実とあいまって、昭和30年代後半以降は大規模災害が大幅に減少した。火山災害についても、火山噴火が起こる場所が最初から特定されていることもあって、ある程度その予知ができるようになってきている。しかし、地震に関しては、日本ではその予知が成功した例はまだない。東海地震については、予知を成功させるべく体制を整えているが、予知が成功するかどうかは、起こってみないとわからないというのが現状である。他の地震については、そのような体制はまったくとられていない。また、もし予知が成功したとしても、地震の発生そのものを止められるわけではない。

そのようなことを考えると、大地震が発生したとき国民の生命財産を守るには、土地や建物の専門家である土地家屋調査士の役割は大きいといわざるを得ない。



保岡法務大臣 表敬訪問



保岡法務大臣表敬訪問

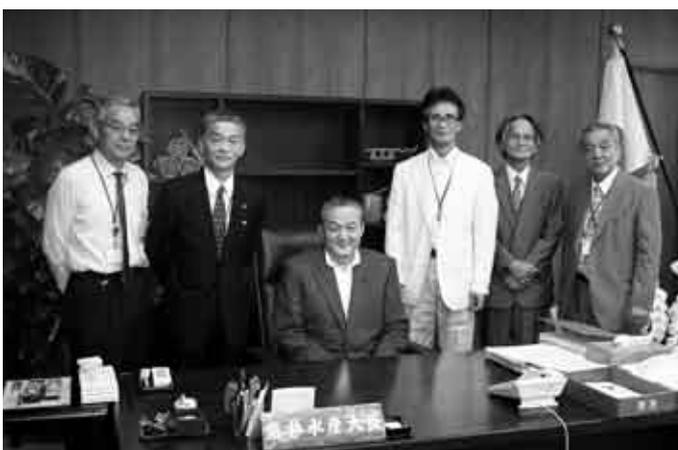


平成20年8月5日松岡会長以下連合会役員等10名は法務省に保岡興治法務大臣を表敬訪問した。大臣は自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長として土地家屋調査士制度の各般にわたってご指導いただいている等、日頃から、松岡会長始め連合会役員の方々とも親交が深く、終始和やかな雰囲気での表敬訪問となった。保岡先生は七年前の森内

閣で法務大臣に就任され、今回の改造内閣で2度目となる法務大臣就任であるが、前回大臣就任時は司法制度改革の真ただ中であつたことから、司法制度改革の生みの親とも言われ改革に情熱を傾けてこられた。今回は一連の司法制度改革の実施時期という歴史的転換期に法務大臣に就任されたにもかかわらず、気負いはなく「庶民感覚を大切にしっかりと耳を傾

け応えたい。」という大臣にその人柄、経験の深さを感じた。今回は大臣の選挙区である鹿児島から坂元会長と今村元日調連副会長にも同席願い、同郷の話題も広がる中で行われた。尚、日調連からは下川、横山、大星、小林各副会長及び瀬口専務理事、竹谷常務理事が同行し、全調政連井上会長、全公連鈴木会長が同席した。

太田農林水産大臣表敬訪問



平成20年8月8日農林水産省に太田誠一農林水産大臣を表敬訪問した。セキュリティチェックが厳しく、全員緊張の面持ちのまま大臣室に案内された。大臣室では、日頃議員連盟等でお世話になっているいつもの気さくな太田大

臣が迎えてくれた。松岡会長から農水大臣就任のお祝いと土地家屋調査士制度に対する理解に感謝の意を述べたあと懇談に入り、国の山林保全整備事業実施の中で、山林の境界や所有者を明確にするため、土地家屋調査士の専門性活用

についてお願いすると共に、全国で展開している地籍調査に対する各自治体の窓口は、都道府県レベルではほとんど農林部門の担当分野となっていることを説明すると、土地家屋調査士業務との関連について色々質問があり、活発な意見交換となった。

尚、日調連からは松岡会長以下下川、大星各副会長及び竹谷常務理事、中村理事が同席した。

特別研修にむけて



特別研修の意義と取り組み — 奈良会の場合 —

奈良県土地家屋調査士会長・
全国土地家屋調査士政治連盟副会長 志野 忠司

奈良会は決して全国に誇れる様な先進会ではない。奈良県自体も昔から人口も面積も日本の約1%。大阪のベッドタウンとして一時、開発ブームに湧いたが、それも天を打ち、しかも奈良地方法務局への登記申請件数の約半分は他会の資格者が担っているといわれ、かくいう我奈良会も連合会の約1%強、214人の小会である。ADRへの取り組みも早くはなく、今年8月9日、新会館の完成と共に「境界問題相談センター奈良」が発足するが、近畿では最後、全国でも32番目である。

私は平成11年から会長を務め、今5期目である。長すぎるか否かは別の場所で議論していただくとして、全国総会や会長会議に出席して東京での議論を聴くたびに、この認識を如何に奈良会員に伝えるかが私の悩みであった。

申請事件の半分を他県の資格者に許しているとはいえ、会員の半数は地方小都市や農村部に基盤を置き、大規模ではないが、安定した家族経営をしており、危機を実感する事も少なく、その分、今の仕事を犠牲にしてまで新しい分野に取り組む必要もなく、東京での焦燥感をその俣伝えても「又、新しがり屋の会長が騒いでいる」と受け取られるのが落である。

3年前、特別研修が始まった時は、奈良会には僅か15名しか割当がなく、さすがに初回とあって希望者は52名いたが、奈良会の選考方法は抽選、先着順等の形式的公平ではなく、あくまで執行部が日頃の研修会等への参加等を総合的に判断して選考する方法を貫いた。全国の皆様に伝えるのは困難だが、この選考が如何に公平に行われたかは、奈良会員なら誰でも分かる様な選考結果であった。

15名の受講者全員が考査を受検したが結果は66%の合格率であり、全国平均程度であった。

第1回の結果を見て、案外に難関だと思った会員もおり、第2回の特別研修に受講者が殺到するとは

とても思えない状況であり、私はADRセンター設立には、金(資金)、物(場所)、人(人材)が必要であるとの信念の下、全国最初に過半数の会員が認定調査士を目指すとのスローガンを打ち出した。役員でさえもが、又、会長の大風呂敷が始まったとの認識であったが、比較的若い会員や新入会員を中心に、中央の危機感が少しずつ浸透し始めた。

私は先ず自らが受講、受検する事に依って、範を示すと共に、特別研修の内容と意味を体感しようと決意した。先ず、第1回の合格者を講師に、第2回の受講者を対象にして会費制で呼び掛け勉強会を開催し、体験談を聴いた。殆ど勉強せず合格したと話す頭の良い合格者もいたが、天才の経験談は凡人には余り役立たない。凡人に役立つのは同類の凡人の体験談なのである。

その後、8月に私が癌に冒されている事が分かり、会長職の続行も困難かと思われたが、幸い11月に手術して小康を得、毎年末年始に楽しんでいた海外旅行も断念して、正月から勉強を開始した。法学検定4級の憲法、民法の択一式である。以後考査迄、3年分を各3回は繰り返した。ここで言うておかねばならないのは私は司法書士の兼業者だから民法はお得意だと思われるのではないかと言う事である。

大学は法学部であったが政治運動に没頭して中退。その後、改心?して司法書士に合格したのは40年も前の事であり、以来、登記の仕事は続けて来たが、あらためて文献を繙く事もなく、先に述べた通り、平成11年から奈良会長に没頭して15年に始まった司法書士の特別研修も三か月間土日が潰れるため受験出来ずにきたのであるから、全くの初心者よりは言葉を知っている程度で、勉強を始めた時は半分の正解を得るのも困難であったのである(決して自慢にする様な事ではないが)。

それでも繰り返し勉強すると少しずつ分かってく

るもので、引き続き 28 名の仲間と共に第 2 回の特別研修を受講して感じた事は、我々、土地家屋調査士は「境界の専門家」あるいは「法律関連専門職種」等と称しているが、この程度の事さえ知らず、この程度の事に四苦八苦ししているのかという事であった。近年、技術至上主義とも思える仲間が増え、全て近代技術で処理しようとする傾向もあるが、そもそも境界とか筆界は法律的な存在であり、技術はあくまでも法律的な正しさを立証する為の手段であり、法律抜きの技術至上主義に陥れば単なる測量者と何等変わらない存在になるのであり、土地家屋調査士としての独自性は全くなくなる。

以後、私は会員に対して「ADR をやるとかやらないとかではなく、通常業務にも必要な知識である」と言う事を自信を持って言う様になった。

特別研修を真剣に学び、考査に合格した人なら、形は同じ「立会」をしても、以前の自分と今の自分は明らかに変わっている事は明らかではある。

又、認定調査士になっても何の役にも立たないと言う会員が増えてきた。私は何の役にも立たない、特に金儲けにならないと思うなら、取りあえず資格は取っておきなさい、と言う事にした。

先ず、隣接の司法書士を見てみよう。司法書士の合格者の 99% は入会前に特別研修を受ける。約 3 分の 2 の合格者が、全て簡裁訴訟を手懸けるわけではない。然し、今や司法書士の過半数は認定者であり、新人の 90% は認定司法書士である。依頼者が通常業務を委任するにしてもわざわざ認定者以外を選ぶであろうか。同じ登記を申請するにしても、この登記が将来問題になった時、何がポイントになるか知っている司法書士と、唯、書式に副って申請書を作成している司法書士では全く意味が違って来る。

これは土地家屋調査士も全く同じ事であり、将来、自分の作成した地積測量図が ADR の場に出された時、自分が代理人になる事も出来ず、別の認定調査士に依頼しなければならないとしたら、どんなに情けなく、又、どんなに残念な事であろう。あるいは筆界特定や法廷の場に引き出された時、せめて認定調査士程度の知識があるのと、ないのとでは全く対応が変わってくる。「自分はそんな問題になる様な地積測量図は作らない」等と言う前にあらゆる場面に対応出来る調査士になっておく必要があるのである。

さて、19 年 7 月の発表の結果は、受講者 29 名、受検者 31 名（再挑戦者を含む）、合格者 19 名、合格率 61% であった。幸い私も合格者の一員となった。

私は直ちに第 3 回の特別研修の準備に入った。「貴方

も認定調査士に!必ず合格する研修会」と詐欺まがい?の名称を着けて、1 人 1 回 2,000 円の負担金を徴収し、第 1 回、第 2 回の問題の解説や予想問題、更に記述式問題（不得意な調査士が多い）への具体的な対応策、倫理に対する考え方、日頃の勉強法、参考書の選び方、等々である。講師は第 1 回の合格者で基本書の勉強を大切にしていた中島副会長と私である。この研修会は 5 回にわたって開催し、毎回 17 ~ 21 人が受講した。

私は難しい理屈を並べるよりも、特別研修、特に考査がそんなに恐れるものではなく、自分にも挑戦可能だと思って貰い、とに角、合格させる事が早道だと考えたのである。この考えには役員の一部にも「本人の意思に任すべきだ。会がそこまでやる必要はない」との批判的な意見もあった様だが、その成果は発表を待つしかない。とにも角にも全国的にも近畿でも受講者が減少する中で奈良会では受講者 31 名、受検者 39 名（再挑戦者を含む）と会員に対する率においては、近畿では 1 番、全国でも上位に入ったと思われる。

残念なのは受検申し込みをしながら受検しなかった人が 10 人もいて、実際の受検は 29 名にとどまった。最新情報に依ると奈良会の合格者は 18 名で合格率は 62% にとどまった。尚、18 名中 16 名は最低 1 回以上、研修会に出席しており、一度も出席せずに合格した人は 2 名にとどまった。研修会は無駄ではなかったと思っている。

他にも研修会の功罪としては、研修会に一度出席して自分にはとても無理だとあきらめたり、逆にこの研修会にさえ出れば考査に合格するのだと思い込み、日頃の勉強を怠る人もいたのである。要は研修会は勉強のきっかけを作っているだけであり、日頃の勉強を怠る人は無理であり、逆に調査士としての実務をしながら、日頃きちんと勉強すれば必ず合格するのが考査なのである。今回、一部の合格者の情報に依ると本来、得点しやすい択一式よりも記述式で稼いだ人が多かった。この点も研修会の成果ではなかったのではないかと自負している。

さて、紙幅も終わりに近づいたのでこの場を借りて全国の会員の皆様に伝えたい事がある。私的な事だが、私は調査士の特別研修、考査を体験する事によって 40 年前の司法書士合格前後を思い出し、更に「要件事実」という用語を知る事に依って、司法書士の特別研修も受ける決意をした。現在、66 歳。合格しても金儲けの役に立つとは思えないが、「朝に道を知れば夕に死すとも可なり」の心境である。昨年 11 月、不覚にもアキレス腱が断裂し、入院中であったが、司

法書士特別研修受講を申し込み、1月末から3月初めまで調査士よりはるかに長い期間、杖をつきながら、20代30代の新人と共に大阪に通い、研修を受けた。合格したての若者と違い調査士特別研修で得た程度の民法、民事訴訟法の知識しかない私であり、調査士に較べはるかに厳しい研修、考査であったが、とに角終わり、9月の発表を待つばかりである。

私が言いたいのはその事でなく、その勉強の中で気付いた事である。不動産登記法改正により筆界特定制度が発足し、我々土地家屋調査士全員に代理権が与えられた。又、筆界調査委員にも最も多く任用されている。それを当然と考える人がいる一方、全く関心を示さない人もおり、宝の持ち腐れになっている人もいる。

然し、司法書士には認定者にしかその代理権は認められておらず、しかもその対象土地の価額には制限があるのである。土地家屋調査士は測量技術を有しているのが理由と思われ、だから当然と思う会員もいるかも知れないが、それなら弁護士にも測量技術はないはずであるから当然とは言えないはずである。先程、述べたとおり、境界とは単に技術的な存在ではなく法律的な存在だからこそ弁護士や認定司法書士にも代理権が与えられているのである。しか

も認定司法書士が筆界特定手続において代理を行うことができる対象土地の評価額合計の上限は5,600万円である。簡裁（訴額140万円迄）では弁護士と同じ権能を有する認定司法書士には制限があるのに、土地家屋調査士には全く制限がない。これを全国の会員がどう評価するのかという事である。

日調連、全調政連が努力し、全国の会員が支えたからこそ得られた資格なのだと思う。資格を得たから終わるのではなく、弁護士や認定司法書士に比しても充分高く評価された事に応え、名にふさわしい実力を示すため、せめて調査士の特別研修受講、認定調査士を自主的に目指すのが土地家屋調査士の心意気ではないかという事である。

司法書士界の現状を見れば我業界も技術力は勿論、法律関連専門職種としての能力が国民から選別される日が来るのは遠くないと思う。その日に備え、土地家屋調査士になれば特別研修を受けるのは「特別」な事ではなく、あたり前だと全国の会員が考える日が来る事を期待する。

(平成20年8月11日記)

平成20年2月15日

**貴方も認定調査士に!!
考査に必ず合格する直前研修会
第5回の御案内**

愈々2月1日から特別研修が始まりました。第1回では10名(6.6%)、第2回では18名(6.6%)、再挑戦者1名(2.5%)の認定調査士が誕生しました。
新会館落成、境界問題相談センター奈良誕生に向けて人材は未だ未だ不足しています。その為には今回、受験する35名全員の合格が必要です。
第3回特別研修受講者のみを対象とした、考査合格の的を絞った第5回の研修会を開催しますので、是非共御参加下さい。

記

日時 3月21日(金)午後6時～9時迄
時間厳守 濃密な内容の研修会ですので遅刻者がいると他の受講者の迷惑となります。
場所 奈良県土地家屋調査士会館2階(希望者多数の場合は会場変更)
定員 18名 先着順 第4回研修会不参加者には資料をお送りします。
持参する物 登記六法や模範六法など、色鉛筆(赤、青、黄)
会費 資料作成費として一人2,000円 資料の送付を受けた方は、当日欠席でも必ず会費2,000円をお納め下さい。
講師 「択一式考査の対策」
中島俊一 ADR認定調査士 第1回合格者 副会長
「記述式考査の合格する答案の書き方」
志野忠司 ADR認定調査士 第2回合格者 会長

主催 奈良県土地家屋調査士会
境界ADR審判所
認定推進本部長 丸田元明

※ 夕食の準備はしませんので、各自、御準備下さい。
※ 研修中の外出は控えて下さい。

参加を希望します

氏名

平成20年2月27日

**貴方も認定調査士に!!考査に必ず合格する直前研修会
会場変更のお知らせ**

2月15日に御案内いたしました標記研修会につきまして、多数の参加希望者があったため、会場を下記の通り変更いたしましたのでご連絡申し上げます。
尚、会場変更に伴い、引き続き参加申込を受け付けいたします。
つきましては、考査前最後の対策研修会ですので、まだお申し込みをされていない方は、是非ともご参加下さい。

記

日時 3月21日(金)午後6時～9時迄
時間厳守 濃密な内容の研修会ですので遅刻者がいると他の受講者の迷惑となります。
場所 **奈良県連合会館(基礎研修会場)**
奈良市紀寺町826番地 TEL:0742-22-3656
持参する物 登記六法や模範六法など、色鉛筆(赤、青、黄)
会費 2,000円(資料作成費)
前回研修会不参加者には資料をお送りしますので、送付を受けた方は、当日欠席でも必ず会費をお納め下さい。
講師 「択一式考査の対策」
中島俊一 ADR認定調査士 第1回合格者 副会長
「記述式考査の合格する答案の書き方」
志野忠司 ADR認定調査士 第2回合格者 会長

主催 奈良県土地家屋調査士会
境界ADR審判所
認定推進本部長 丸田元明

※ 夕食の準備はしませんので、各自、おすませ下さい。
※ 研修中の外出は控えて下さい。
※ 建設工事のため、新会館用地には駐車できません。会場駐車場(10台程度)及び本会駐車場をご利用下さい。尚、本会駐車場につきましては、建設業者関係の車両等も使用致しますので、ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

参加を希望します

氏名

第3回 ADR 特別研修試験対策について

2007.8.2

中島 俊一

□民事訴訟法について

あえて、本を買わなくて良いと思います。

連合会の会報 2005年9月～2006年4月に民事訴訟法の基礎講座がありますから、それで充分だと思います。

私個人が思う、民事訴訟法のおさえておきたいポイントは以下のとおり。

キーワード

☆固有の必要共同訴訟（当事者適格）、☆訴訟物（民訴246）、☆処分権主義、☆弁論主義、☆争点整理、☆証明責任、★請求の趣旨・原因、要件事実（記述式では避けられない。）
☆既判力、☆訴えの提起 ★書証・検証・鑑定・証人尋問など←第1回目ADR14問目
☆否認、抗弁 ☆形式的形成訴訟 ☆不利益変更禁止 など

□民法について

裁判所の本と4級の問題集を繰り返すほうが良い。

キーワード

☆人、胎児など（民1、3など） ☆相続（民886ほか）
☆不法行為（民721） ☆不在者、失踪者（民25、30）
☆法人 ★無能力者（民19、20、121などなど）
★心理留保（民93） ★通謀虚偽（民94） ★錯誤（民95）
★脅迫・詐欺（民96） ★公序良俗（民90）
★代理（民117、109、110、112、121）
★★★★時効（民162、186、192、193など）
☆使用者責任（民715） ☆物件法定主義（民85）
★★★★妨害排除請求権（民198） ★★★★★妨害予防請求権（民199）
★★★★返還請求権（民200） ★★★★★占有権→自主占有、他主占有、代理占有、原始取得、
承継取得、占有改定、指図による占有など（民180～197くらい）
☆隣地立入権（民209）、☆囲繞地通行権（民210-1項2項）
☆水に関する権利（民214、民218、民219、民222-1項）
☆境界に関する権利→界標設置権など（民223、225、233、234）
☆所有権の取得（民239～民242）
☆共有（民252、256、255） ☆債権の消滅（民167）
☆地上権（民265、266、369-2項、269-2項）
☆地役権（民281）
★★★★物件の対抗要件、二重譲渡、（民177）

□ 憲法について

どこが出るかわかりませんが、余力のある方は岩波書店出版の芦部信喜さんの『憲法』が良いみたいです。

キーワード

☆人権→自由権、社会権、参政権、国務請求権
☆三権分立 ☆裁判所

□ 調査士法について

調査士法 1 条、2 条、3 条、22 条、22 条の 2、23 条、24 条、24 条の 2、
35 条の 2 から 36 条の 3 くらいか？

弁護士法

- 基本倫理 弁 4 条～6 条、8 条～14 条、16 条～17 条
- 依頼者との関係 弁 20 条～25 条、弁 27 条、弁 29 条、弁 31 条～32 条、弁 41 条、
弁 43 条、弁 52 条～54 条、弁 72 条、弁 74 条～75 条、弁 56 条

□ 記述式（申立書・答弁書）について

素直に弁護士のおっしゃるように記載してください。

□ 倫理について

調査士法と弁護士法との使い分けをマスターし、申立書と同じく結論があって理由がある書き方を覚える。

(例)

結論 A は B の代理人にはなれない。

理由 土地家屋調査士法 22 条の 2 第 2 項 2 号の*****より
@@@@@と考えられ、仮に違反とならなくても、
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX で土地家屋調査士法 2 条の品位保持にかけるから。

倫理問題で点数がとれないと合格しないと思います。

サッカーでもゴール前でペナルティーキックが得られ、得点につながるのは選手の倒れ方が上手で、審判にどれだけアピールできるかどうかです。

土地家屋調査士法〇〇条第〇項によりと、わかる範囲内で明記しておいてください。(点数の差は必ず出ますよ。)

択一式はほとんど民法ですから、民法中心の学習方法を取り、記述式で少々ミスがあっても、逃げ切れる体制を確立しましょう。決して落とす試験ではありませんから、コツコツやってください。

以上、反面教師の中島俊一さんのご意見より抜粋。

記述式への対応

平成 20.3.21

ADR 認定土地家屋調査士 志野 忠司

第 1 問

1. 文章と図面をバラす。
2. 図面を見ながら文章を読み時系列整理表を作成する。

小問 1

3. 教材 I 37 頁

相手方は、申立人に対し、甲地中、別紙図面表示のア・イ・ウ・エ・アの各点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分 (m²) 地上の建物を収去し、相手方は建物を収去して土地を明け渡せ。

小問 2

4. 教材 I 38 頁 訴訟物
所有権に基づく 根拠
返還請求権としての 対応
土地明渡請求権 1 個 給付

小問 3

5. 時系列整理表から申立人に有利な項目を選ぶ。

小問 4

6. 教材 I 42 頁 44 頁 45 頁 64 頁 65 頁
7. 短期 長期 どちらが有利か判断
8. 時効の条件は丸暗記

第 2 問

9. 「、」「。」を含めて字数を絶対超えない事。
10. 専門用語は漢字で書く事。
11. 制限字数の半分から 3 分の 2 以上は書く事。
12. 字数超過になりそうなら漢字を使って調整する事。
13. 最初に結論。
14. 行を変えて理由。
15. 第 22 条の 2 に直接触れなくても第 2 条、第 24 条の 2 で問題になる場合もある。
16. 常識で判断して結論。
17. 理由は条数を明記して根拠づける。
18. 日常の遵法精神が大切。

地震対策における提言

～静岡県土地家屋調査士会の取組み～

副会長 大星正嗣

阪神淡路大震災の惨状が鮮明な記憶として未だ忘れることはない。直近では中国四川の大地震報道に大きな衝撃を受け、自然の脅威の前では人間の営みがいかに無力であることを思い知らされる。最近国内に目を向けると能登半島地震があり、新潟では短期間に三度にわたり大きな地震に見舞われた。また、岩手・宮城内陸地震でも大きな被害の爪あとを残していった。日本中で地震の脅威から免れる場所はないと思われ知らされる。東海地震の予告も30年前から叫ばれ、現在のところ幸いにも発生していないが、歳月の経過と共にその発生したときの被害予想は拡大傾向にあるといわれている。

静岡県土地家屋調査士会では過去の大地震を検証し、更に能登半島地震の現地視察を実施し、予想される東海地震に備えその対応策について取組み、以下静岡県土地家屋調査士会から発信する提言である。

I. 土地家屋調査士への提言

災害後に事務所業務を速やかに復旧できるための措置を講じておくこと

災害の発生後に土地家屋調査士が災害復旧のためのボランティア活動を行うにしても、土地家屋調査士としての本来業務を行うにしても、先ず自分自身、次に家族、補助者、従業員などの安全確保と事務所及び各事務機器などの破損や損壊の防止に日頃から対策を講じておくことが肝要である。

能登半島地震においても石川会の180人の会員中、21人に建物一部損壊や機器の破損などの被害が発生したとの報告があった事からも、平常時において以下のような確認と対応をしておく必要がある。

- ① 家族の安否確認方法（補助者も含む）
- ② 地域避難場所の確認（避難路の確認）
- ③ 家屋の地震対策（耐震補強）
- ④ 避難時の持出品の確認（3日間程度の生活必需品の準備）
- ⑤ 緊急連絡網の判りやすい場所への掲示（連絡先・連絡方法の確認）

また災害後に事務所業務を速やかに復旧出来る為の措置としては、以下の点に留意をしておく必要がある

- ① OA 機器、書庫、書棚等事務所設備の耐震化（倒壊被害を最小限にする）
- ② 測量データの保管及び整理
- ③ 登記基準点等の境界復元作業に役立つ基準点の管理

特に災害復旧時における土地境界確認はどの地震後においても大変困難な問題として挙げられることであるが、境界復元の際に最も重要となるものは筆界確認書等の確認資料とそれを復元できる数値データそのものであるため、その要望に応えられる形で、自己業務として処理した土地測量関係の資料の保管と整理及び関連する基準点の管理をする事は専門家として当然の責務と考えるべきである。

平成17年の新不動産登記法施行後における登記に係る土地測量は公共座標又は任意座標に基づく数値測量が基本となっていることから、ある程度の品質管理が保たれていると考えられるが、新法施行以前の自己の測量データについても、

専門家としての対応が出来るような形でのデータ保管と整理をしておくことも必要である。

また、データ保管に関しては阪神淡路大震災における会員の体験談にも見られるが、事務所の焼失により土地家屋調査士業務開業後の40年間に蓄積したデータの全てが1日で無くなってしまったとの報告もあることから、地震そのものの揺れによる被害の他に火災や津波による被害も考えられる東海地震であることから、複数箇所でのデータの保管についても考慮する必要がある。

以上のことについて、土地家屋調査士へ提言いたします。

II. 土地家屋調査士会への提言

1. 災害時に対応できる緊急連絡網等の作成

能登半島地震における石川会では本会及び各支部においてそれぞれの連絡網を備えてはいたが、緊急時に対応できない場合もあるので事前に考慮しておく必要があると感じたとの事から、東海地震という大規模な地震が予測される当会でも、本会における現行の災害対策緊急連絡網、各支部における連絡網について再検討をしておくことも必要である。

本会における現行の災害対策緊急連絡網では、東中西に配置された災害対策本部副部長については代行者の指定がされていないものである事から、この点の再考も必要である。また支部本部長、本部委員の連絡先は会員名簿を参照するとされている事からも、2年ごとに作成される会員名簿に災害対策緊急連絡網を編纂する必要があると考える。

加えて、震災直後に建物への立ち入りの可否を判断する「応急危険度判定」は認定を受けた建築士があたることになっているが、当会会員の中にも建築士を兼業し応急危険度判定士の認定を済ませている会員も多数であることから、この事項を会員名簿に記載することも必要と思われる。

次に各支部における連絡網についても、平常時には当然の連絡手段であるはずの電話さえも使えないことが想定される緊急時に、会員の安否の確認を実際に行う必要性を考慮して、徒歩か自転車等で連絡を取れる範囲を最小としたクラスター型（ブドウの房）の連絡網を準備しておくことが望ましいと

考える。

更に、県内各地域に会員それぞれが密着する形で長きにわたり業務を続けてきた土地家屋調査士業の特殊性から、各会員の事務所は都市部から周辺部まで広く分散配置されており、災害時における各地域情報の収集の面でも大きな利便性を発揮できるものと考えられる。この特殊性を予め視覚的に表現しておくことで、益々その利便性は高まるものと考えられる事から、各会員の事務所を地図上に表したマップの作成も必要と思われる。

2. 対応マニュアルの作成

地震発生時に迅速に組織的に支援活動をおこなうのには事前に活動に必要な下記の事項についてガイドラインを定めておく必要があります。

- ①地震発生時対応行動の発動基準として平常時対応、地震発生時即時対応（発生直後から3日間）、緊急対応（発生後3日から1週間程度）、応急復興対応（発生後1週間から3ヶ月程度）の基準等の作成
- ②本会（対策本部）の任務
- ③現地対策本部の任務
- ④会員被災者への支援活動
- ⑤平常時の訓練、研修
- ⑥その他必要事項の決定

3. 災害対策資金の積み立て

災害発生時には会員にボランティア活動をお願いするにしても下記のようなことが想定されますので土地家屋調査士会としてある程度の対策資金を積み立てておく必要があります。

- ①過去の災害をみてもボランティア活動の期間が数ヶ月におよんでおり、人によっては相当の日数をさいております、そのような活動をした会員には交通費、弁当代等の補助をする必要があると思います。
- ②登記に関するボランティアが発生する可能性があります。そのボランティア活動をした会員には補助することを考える必要があります。
- ③災害地に援助物資を送る必要が考えられますがその際の運送費等が必要になります。
- ④本会所有の建物、事務機器等の損害発生が考えられ、その際の復旧費用が必要になります。
- ⑤その他、多様な事項で資金の必要になることが考えられます。

4. 関係他団体と協力した県市町村との協定締結

地震による災害は建築物や構築物の倒壊や火災、地滑りや津波などによる道路、鉄道、河川など公共物への被害、またガス、水道、電気などライフラインに及ぶ被害などにより市民の日常生活の全てに係わるものとなります。

その為に地震災害からの復旧には、官や民を問わない様々な専門家の知識や技術が求められることとなります。

能登半島地震では、被害の大きかった輪島市や志賀町にお

いて総務省石川行政評価事務所が主催する「被災者支援なんでも行政相談」が複数回にわたり開催され、石川県土地家屋調査士会を含めた以下のような様々な機関から担当者が参加し、被災者からの各種相談や問い合わせにそれぞれの専門家がワンストップで対応したとの報告がありました。土地家屋調査士会以外の参加機関は、輪島市役所、金沢地方法務局、金沢国税局、石川社会保険事務局、国民生活金融公庫金沢支店、住宅金融支援機構北陸支店、農林漁業金融公庫北陸支店、石川県司法書士会、行政評価事務所・行政相談委員でありました。主な相談の内容は、罹災証明の発行について、住宅再建、農業被害への融資について、家屋等の修理のための補助制度、修理費用についてなどで、多くの被災者からの問い合わせに対応しました。

また東京においては平成19年1月11日に、東京都と東京弁護士会など14団体が参加し、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合に相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るためとして、「復興まちづくりの支援に関する協定書」を作成し締結しています。

参加している団体は東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、(社)中小企業診断協会東京支部、(社)東京都不動産鑑定士会、(社)日本建築家協会、(社)東京都建築士事務所協会、(社)再開発コーディネーター協会、(社)日本技術士会であります。

静岡県においても静岡県土地家屋調査士会、静岡県行政書士会、静岡県司法書士会、静岡県社会保険労務士会、(社)静岡県建築士事務所協会、(社)静岡県宅地建物取引業協会、(社)静岡県不動産鑑定士協会、(社)中小企業診断協会静岡県支部、東海税理士会静岡県支部連合会の9団体が静岡県専門事業者団体連絡協議会を構成し、毎年「くらしの無料合同相談会」を開催しています。

東京都の例にならい、これらの団体や他の団体をも含めた多くの専門事業者が協力し、県や市町村などと地震災害に対応した協定を締結し、被災時に被災住民の生活の早期安定を図るための施策を講じておくことも必要だと考えます。

5. 罹災証明発行の為に建物調査に土地家屋調査士が参加するための制度研究

能登半島地震において、輪島市や総務省石川行政評価事務所などが主催

し石川県土地家屋調査士会などが参加した「能登半島地震被災者支援なんでも行政相談」には“罹災証明の発行につい



静岡県土地家屋調査士会 木村保成会長

て”の相談が多く寄せられたとの報告があります。

罹災証明は被災者からの申請に基づき市町村が家屋などの被害程度を証明するもので、内閣府が定める判定基準に従って「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」という4段階で被災程度の判定を行うものです。

この罹災証明書は新潟県中越地震の場合には、公的な支援である被災者生活再建支援制度、各種税の減免、各種手数料・使用料の減免、学費の減免、各種貸し付け・融資、義援金の配付や私的な支援である生命保険・損害保険への申告、銀行融資の条件などの手続きに用いられ、被災者の生活再建に非常に重要なものとなります。また土地家屋調査士業務に係わるものとしては建物滅失登記において用いられることとなります。

罹災証明書の発行については被災直後の混乱の中で行われることもあり、様々な問題が生じるようであります。その中で平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震においては柏崎市での問題が挙げられます。それは9月に仮設住宅建設が完了し家を失った被災者は一応の落ち着きを取り戻しましたが、建物外観上の被害が少ない割に内部の被害が大きいため建物内での生活が困難であるという家屋の被害判定に、被災者の不満が相次ぎ約6000棟を再調査する事になったというものです。

この再調査を行うについて柏崎市は職員に富士常葉大学の田中准教授から調査方法などの講習を受けさせた上で、市職員と建築士がペアとなり調査にあたらせたとのことでした。

このような緊急時での対応を参考に、土地家屋調査士として被災者支援のために何らかの行動が出来ないものかと考えた時、罹災証明発行のための事務処理業務の補助員として参加する事や、現時点では制度上の問題があるかも知れませんが、土地家屋調査士が予め内閣府が定める判定基準などについての研修を受けるなどして能力担保を備えた上で市町村職員や建築士などと共に、罹災証明発行のための建物調査に補助的に参加する事も可能だと考えます。この建物調査の際に被災者にその後必要となる登記手続きについて助言する事などで、土地家屋の表示登記に係る専門家としての職責を生かした震災復興への一助につながるものと考え、その為の制度的な研究に取り組む事も必要だと思われま

6. 登記基準点の重要性と活用についての会員啓発

新不動産登記法は平成17年に施行され、土地分筆登記、土地地積更正登記、土地表題登記等の申請において作成され



静岡県土地家屋調査士会会議室で打合せ

る地積測量図には特別な事情のある場合を除いて近傍の基本三角点等にもとづく測量の成果による筆界点の座標値を記録することが原

則化され、静岡会においては平成20年度よりDID地区においては都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）により設置された街区基準点を使用することが特別な事情がある場合を除いて義務づけられます。

この基準点を既知点として土地家屋調査士が登記基準点を設置し、その測量を行い、地積測量図に反映させることが必要になります。

これらにより作成された測量図は災害後の土地境界復元においては大変重要な役割をはたすこととなります。

大規模火災や家屋の倒壊が発生した場合に、復旧作業のためには道路の早急な再建が必要であり、また災害地の住宅等の建設にも境界を確定する必要があります。阪神淡路大震災では境界にかんする資料が不足してなかなか境界の合意がえられず復旧が大変遅れた事例があります。

このように土地家屋調査士が測量した箇所にはしっかりした登記基準点等を設置し、復旧時に十分活用できるようにしておくことが重要ですのでこれらのことを十分認識させるべく会員に啓発する必要があります。

7. ADR 特別研修や境界鑑定講座受講による会員の資質向上

平成18年度に筆界特定制度、ADR認定制度がはじまりました。

どちらも境界をめぐる紛争を未然に予防し、又は早期に解決することを目的としております。

筆界特定制度、ADRに関し十分理解し、その上で境界に関して研鑽しておけば、震災での境界復元作業の際にも関係者の理解を得られやすくなります。

会員全員がADR特別研修や境界鑑定講座を受講し、会全体として資質の向上、研鑽をはかれるよう会員を啓発する必要があります。

以上7項目について、土地家屋調査士会に提言いたします。

Ⅲ. 法務局への提言

1. 14条地図作成事業の推進を

法務局では、不動産登記法第14条及び不動産登記規則第10条に定める地図と地図に準ずる図面について、その作成経緯や沿革から、地図固有の機能を活用することとしている。実際、登記所が保管する図面の大部分を占める旧土地台帳附属地図は、現地を特定する機能を十分備えているといえないが、短中期的に高精度の地図を整備することが望めない現状においては、現在保管する地図の機能を活用していくこととしている。

国土の情報の正確な把握及びその有効活用に資することは、国の重要な根幹課題であり、現代社会の多様なニーズに応えるとともに健全な国民生活の営みをさらに向上させる。地図と現地の不整合いわゆる地図混乱地域は、土地の利活用に関する信頼できる基礎資料が欠けていることであり、土地所有者の保護や土地取引の安全化、円滑化、土地関係課税や都市計画をはじめとする各種公共事業の問題をより複雑化

し、まちづくりや地域振興及び環境保全対策などに多大な障害となっている状況が社会問題として顕在化している。境界紛争のモデルに東京六本木ヒルズが例として挙げられるが、境界確定に6、7年費やしたといわれている。これは登記所の地図が悪かったのではなくて、正確な地図が整備されていなかったことに起因しているのではないかといわれ、現地と一致した高精度の地図の整備化が必要とされたところである。平時におけるこのような事例を考えてみたときに、相当な数が予想される震災後の土地境界移動に伴う境界問題の解決を図っていく上で、不動産登記法第14条地図作成による成果は非常に重要なものになると考えられる。

地籍は戸籍とともに国の基礎であり、市民社会の基礎でもあることから、不動産登記法第14条地図作りは国家の基幹的な政策であるとも考えられる。

また、地図整備に取り組んでいくことは、今後の発生が予想される東海地震等防災への対応という観点からも是非とも必要であると考えられることから法務局における不動産登記法第14条地図作成事業の推進を提言いたします。

2. 公共基準点の移動等による使用不能時の分筆、地積更正登記の対応についての検討を

不動産登記法が改正され、土地家屋調査士の測量方法が基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点座標値の事項記録が地積測量図に求められることになりました。

基本三角点とは基本測量、公共測量、地籍調査、街区基準点測量で公開されている基準点です。それら公共基準点を土地家屋調査士が行う一筆地測量の与点として使用し、筆界点を国家座標化し登記に反映させていく流れである。

能登半島地震においては公共基準点をしばらくの間、使用できない状態が続いたが土地の境界に関する問題は、顕著化せず社会的に混乱をきたすまでには至っていない。平成7年に発生した阪神淡路大震災では、神戸市内など被災地の地形が変わり、土地の境界が不明確になるケースが相次ぎ、法務省や土地家屋調査士会ではその対応に苦慮したと新聞報道されている。

その後、法務省の基本的な考え方「地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合には、土地の筆界も相対的に移動したものとして取り扱う。なお、局部的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の筆界は移動しないものとして取り扱う。」旨が示された。つまり「境界は移動しなかったものとする。」という大前提が方針として明確にされたことにより、以後は混乱することなく対応が可能となっている。

地震後の国土院による緊急測量の結果も、相当広範囲に設置されている一・二・三等三角点について、ほぼ一定方向への水平移動が確認されている。

登記所に備えられた地図、地図に準ずる図面及び地積測量図の精度は、土地の利用状況等に応じた精度区分で定めている。また作成当初から、一定限度内の誤差が認められている。地表面の移動による土地の区画の形状変化が、それら地図等

の有する誤差の範囲内である場合には、変動がないものとして取り扱う事とされた。

以上のことを参考にして、登記実務上の取扱いについて以下のように提言いたします。

1. 地表面の移動による土地の区画の形状変化を生じている場合には、通常業務の取扱いと変わることなく、地図等による地震前の区画の形状と、地震後の測量結果による区画の形状とを比較検討し、関係所有者間で合理的な合意を尊重しつつ筆界の調整を図る。
2. 個別の対応処理よりも、街区や分譲地区内ごとの地区住民による地元組織を構築して根源的に解決しやすい集団による境界復元確認とする。
3. 現状を是認せざるを得ない特殊な事例が発生した場合には、関係者の立会合意を求める。
4. 土地区画の形状の変化に伴い地積に変更が生じているときは、地積変更登記を行う。
5. 分筆・地積更正登記申請においては、地震後の諸々適正な手続きによる測量成果に基づく地積測量図である場合は通常の取扱いと同様であるが、地震前の測量成果に基づく地積測量図である場合は、地表面の移動による土地区画の形状変化の程度を調査測量した結果についての具体的な状況を調査報告書に記載する。
6. 地震前に作成した筆界確認書、立会証明書及び公共用地境界確定書はいずれも有効ではあるが、再立会確認が望ましい。

3. 建物滅失登記の対応についての検討を

震災により家屋に大きな被害を受けた被害者を支援しようと、能登半島地震においての石川会の対応を参考にして、静岡県土地家屋調査士会は震災原因の建物全壊、大規模半壊後倒壊、半壊後の取壊した家屋の建物滅失登記業務を無料で代理申請することを考えている。通常法律では、一ヶ月以内の登記申請が義務付けられ、登記費用もかかるが、被害者の経済的負担を少しでも軽減してもらう目的からである。

平成19年3月の能登半島地震によると、地震後一ヶ月あたりから、行政機関等が行う「行政相談」や各種資格業が設置する「無料相談所」で応じているなかで、又は県・市町村からの公的な補助金等救済制度受給から建物滅失登記に関する相談案件が申し込まれてくることである。

震災後における上記のような状況を考慮し、建物滅失登記について一定の期限を定めた上での運用をしていただくことについて以下の提言をいたします。

- 申込受付
1. 建物滅失登記申込書
 2. 罹災証明書
 3. 市町村税務課固定資産課税登録証明書
- 以上を提出していただく。

登記所資料調査

1. 登記事項要約書
2. 建物図面等の写し

現地調査 1. 現地判断調査書（仮称、調査士作成）

2. 現地写真

申請・添付書類

1. 罹災証明書（証明記録と登記情報が相違するときは同一性を調査・確認）

2. 委任状（建物の名義人）

3. 相続証明書（被相続人名義の建物）

問題点としては、木造と違って簡単には壊れないと考えられてきた分譲マンション（区分建物）の倒壊時には、再建や法律問題の他に登記手続などに多くの問題発生が報告されている事。

また未登記建物や滅失登記未処理建物では、いずれも申請がなされないまま放置されている中で、罹災証明書による建物情報の同一性に混乱を生じる場合がある事。

これらの問題への対応としては、ふだんから国民に表示登記義務の必要性について周知啓発すべきであると考えます。

4. 資料地図の収集についての協力を

静岡県土地家屋調査士会では重要な価値を有する資料地図等を収集管理する目的で「資料センター」を設け、県内市町村及び関係団体において土地区画整理事業、土地改良事業及び宅地造成等において作成された確定測量図面等を収集、分類して管理し、これを必要に応じて会員に開示し、会員自らが行う調査・測量において境界判定の参考資料として利用することとした。その開示には、提供者等関係者に十分配慮し、職責に基づいて最善の注意義務をもって利活用することを定めている。

土地家屋調査士の業務が登記のために面積の測定を行うことから、境界の確認または復元の作業を行うことに比重が移転してから相当の年月が経過致しました。今日では、さらに境界標の保存性が求められているのですが、基本的に境界の確認または復元作業が適正に行われてはじめて境界標の保存性が生きてくるのである。

確定測量図面、公共基準点等を収集管理し、会員が行う調査・測量にこれらの資料を有効に活用することを計画している。その結果が迅速な境界確認作業が行われるのみに止まらず、紛争の未然防止が図れる効果があり、さらに争いが芽生えた場合に早期解決が図られる等、社会的経済的にその効果は図り知れぬものがある。

また平成14年に土地家屋調査士法が改正され、地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習等の知識を深めるようにとの規定が設けられた。その趣旨は、土地家屋調査士が取り扱う表示に関する登記の土地は、境界標識の設置等において地方の慣習等による影響が極めて強く、これらの慣習に習熟していないことによる事故が生じる恐れがあり、調査士の活動範囲が拡大し、知識経験の少ない地域での業務受託が予測されるなかで、各地域における歴史的資料情報の収集と整理をしていく必要性を明示しているものである。

前記のような資料地図等や古地図などの歴史的資料調査・収集にも合わせてご理解を得て、社会に貢献するため是非と

もご協力をいただきたく重ねてお願いしたい。

貴局で保管されている様々な事業に係わる貴重な確定図等（座標値含む）につきましては、既に当会各支部を通じて資料センターに収録するためとして貸与していただいていた所であります。

予想される東海地震においては土地境界移動に伴う境界問題は非常に大きなものになると考えられます。この問題に土地の表示登記に係る専門家である土地家屋調査士として対処するために、前記のような貴重な資料地図等や古地図は重要な資料になるものと思われれます事から、今後も引き続きの貴局における当会への資料提供をお願いいたたく提言いたします。

IV. 市町村への提言

1. 地籍調査事業の推進を

地籍調査は、1筆ごとの土地の位置、境界、所有者、面積等について調査を行う、いわば「土地に関する戸籍の調査」である。その成果は登記に反映され、権利の保全・明確化に資するほか、土地利用計画の策定や公共事業の円滑な実施などに極めて重要とされている。すなわち地籍調査は、土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。

これまで国土調査促進特別措置法に基づき平成2年度から平成11年度にかけて実施されてきたが進捗率が低位にとどまっている現状に加えて、社会情勢の変化に対応すべく措置法を改正されたことを受け、新たに平成12年度を初年度とする第5次国土調査10箇年計画が閣議決定され、国土調査の緊急かつ計画的な実施の促進を図ることとされた。

事業の標準的な実施等において、特に外部技術者の活用として「地籍調査事業（外注型）」の実行機関の要件に土地家屋調査士等を常時当該事業に従事させることができると明記され、又「市街地集中対策事業」を包括的に外部委任するにあたって実行機関の要件として、十分な実施等経験・能力を有する者とされている。

事業実施主体である市町村より委託を受け、地籍調査事業を通じて土地家屋調査士及び社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会は既に取り組みでいて、保有している地域情報・地図情報を地域社会に、役に立つよう貢献している。

県市町村は、地籍調査事業が地域住民へのサービスに繋がることであり、重要な課題と認識する事が大切であると考えます。地図・地籍図の作成整備へ取り組んでいくことは、住民の生活基盤の確保・安全対策などのほか、地域の活性化・利活用などの方策等々、すべての基礎・基盤となる重要で正確な情報の把握ができると考えられます。加えて予想されている東海地震防災への対応という観点からも土地の境界に関する正確な情報は必需なものと考えられます事から、迅速な地籍調査事業の推進を提言いたします。

2. 罹災証明書発行に土地家屋調査士が参加できるような制度的な検討を

震災により家屋に大きな被害を受けた被害者を支援しよう

と、能登半島地震においての石川会の対応を参考にして、静岡県土地家屋調査士会は震災原因の建物全壊、大規模半壊後倒壊、半壊後の取壊した家屋の建物滅失登記業務を無料で代理申請することを考えている。通常法律では、一ヶ月以内の登記申請が義務付けられ、登記費用もかかるが、被害者の経済的負担を少しでも軽減してもらう目的からである。

その登記申請の添付書類として罹災証明書が必要になるほか、被災者が住宅の復旧・再建はもとより生活再建支援金、住宅取壊補助金制度、税の減免措置等々の申込みに大事な証明書となる。能登半島地震によると地震後の一週間あたりから、罹災証明書の発行の相談がきている。

震災後には、被災者のために速やかな、円滑な罹災証明書の発行が必要である。それには平時から、実施体制を整えておくことが必要で、他の資格業団体とともに土地建物の表示登記に係る専門家である土地家屋調査士がこれに参加し、責任感と使命感をもって復旧・復興の一翼を担えるように参加できる事の制度的な検討をさせていただきますよう提言いたします。

3. 資料地図の収集についての協力を

静岡県土地家屋調査士会では重要な価値を有する資料地図等を収集管理する目的で「資料センター」を設け、県内市町村及び関係団体において土地区画整理事業、土地改良事業及び宅地造成等において作成された確定測量図面等を収集、分類して管理し、これを必要に応じて会員に開示し、会員自らが行う調査・測量において境界判定の参考資料として利用することとした。その開示には、提供者等関係者に十分配慮し、職責に基づいて最善の注意義務をもって利活用することを定めている。

土地家屋調査士の業務が登記のために面積の測定を行うことから、境界の確認または復元の作業を行うことに比重が移転してから相当の年月が経過致しました。今日では、さらに境界標の保存性が求められているのですが、基本的に境界の確認または復元作業が適正に行われてはじめて境界標の保存性が生きてくるのである。

確定測量図面、公共基準点等を収集管理し、会員が行う調査・測量にこれらの資料を有効に活用することを計画している。その結果が迅速な境界確認作業が行われるのみに止まらず、紛争の未然防止が図れる効果があり、さらに争いが芽生

更に静岡県土地家屋調査士会では市町村への提言にもあるように、罹災証明発行に必要な住宅被害に対する**家屋被害認定調査**にも積極的に関与し、第1号として静岡市と協定を締結した事が大きくマスコミに報道されていた。家屋被害認定調査は、罹災証明の発行の外、被災者生活再建支援法に基づく住宅の再建などへの支援の為の基準となるもので、災害時に市職員と連携してボランティアで協力するものである。また10月1日には「**第5回しずおか境界シンポジウム**」も計画され、第一部では東京都都市整備局地籍担当河野重義氏が「都市部における地籍整備について」の基調講演を行い、第2部では、「震災時、土地家屋調査士にできること」と題して静岡会会員の寸劇も交えながら、静岡大学防災総合センター長里村幹夫教授を中心にディスカッションを展開する。

最後に、静岡会が取り組む地震対策を決して他山の石と思う事なく、過去から学んで未来に繋ぐ大切さを今すぐ実践して欲しいと願うものです。



左から 静岡地方務局 小俣久総括表示専門官
静岡県公嘱協会 望月繁和理事長
日調連 大星正嗣副会長

えた場合に早期解決が図られる等、社会的経済的にその効果は図り知れぬものがある。

また平成14年に土地家屋調査士法が改正され、地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習等の知識を深めるようにとの規定が設けられた。その趣旨は、土地家屋調査士が取り扱う表示に関する登記の土地は、境界標識の設置等において地方の慣習等による影響が極めて強く、これらの慣習に習熟していないことによる事故が生じる恐れがあり、調査士の活動範囲が拡大し、知識経験の少ない地域での業務受託が予測されるなかで、各地域における歴史的資料情報の収集と整理をしていく必要性を明示しているものである。

前記のような資料地図等や古地図などの歴史的資料調査・収集にも合わせてご理解を得て、社会に貢献するため是非ともご協力をいただきたく重ねてお願いしたい。

御庁で保管されている様々な事業に係わる貴重な確定図等(座標値含む)につきましては、既に当会各支部を通じて資料センターに収録するためとして貸与していただいていた所であります。

予想される東海地震においては土地境界移動に伴う境界問題は非常に大きなものになると考えられます。この問題に土地の表示登記に係る専門家である土地家屋調査士として対処するために、前記のような貴重な資料地図等や古地図は重要な資料になるものと思われまます事から、今後も引き続きの御庁における当会への資料提供をお願いいたたく提言いたします。

広報最前線

群馬

○はじめに

会員の皆さん、去る平成 20 年 7 月 5 日から全国公開が始まった映画『クライマーズ・ハイ』（原田真人監督）をご覧になりましたか？

1985 年 8 月 12 日に群馬県御巢鷹山の尾根に日航ジャンボ機が墜落した事故を、当時、地元の新聞記者であった原作者（横山秀夫氏）が実体験をもとに書いた小説を映画化したものです。

この映画では、群馬県の県庁所在地である前橋市内がロケ現場となり、商店が実名で登場するなど、県内の馴染み深い風景がスクリーンに映し出され、事故の悲惨さとは違った感動を覚えました。

ここ数年、映画やドラマで群馬県内がロケ地となることが多く、これは昭和の名残を醸し出す風景が、今尚、残っている証でしょうか。

是非、皆様も懐かしい街並みと谷川岳や自然湧出量日本一の草津温泉等々、風光明媚な群馬を味わって見ませんか。

群馬会の概要

当会の現在の会員数は 358 名であり、県内 10 支部に分かれています。平均年齢は 57 歳で 50 歳代の会員は全体の 3 分の 1 を占めており、最年少は 26 歳、最高齢 91 歳（2 名：初代会長と第 7 代会長を務められた方々です。）と

幅広い年齢層になっております。また女性会員は 10 名で、群馬と言えば『かかあ天下』と言われておりますが、それにはほど遠い我が調査士会です。

当会館は昭和 53 年に建設され、当時は 3 階建てで駐車場も十分確保できておりましたが、同会館には、群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局も同じフロアで事務を執っており、平成 20 年 2 月 22 日「境界問題相談センターぐんま」が設立し、3 月 3 日から相談業務を開始したことにより、より一層会館が手狭になって、相談者の待合室も確保出来ない状況であります。さらに、会議の日程調整にも苦慮することとなり、会

館建設から早 30 年、老朽化に伴うメンテナンス費用も増加の一途を辿る状況を目の当たりにして、新会館建設についての検討をはじめたところです。

内部広報

①会報あかぎ

毎年 4 回発行しており、会務報告や会員の広場をフルに活用して新情報等の提供に心掛けております。最近では、「境界問題相談センターぐんま」のページや公嘱ニュースの紙面を設けました。また、各支部に広報部嘱託員を委嘱し、原稿投稿にご協力いただいております。

②ホームページの活用

総務部と広報部との連携をと

土地境界紛争解決(ADR)機関
ご存知ですか？
土地の「境界」で
お悩みのあなたへ
土地家屋調査士
(境界のプロ)
弁護士
(法律のプロ)
専門家が問題解決を
サポートします
境界問題相談センターぐんま
〒371-0847 群馬県前橋市大友町一丁目6番地6
群馬土地家屋調査士会内
群馬土地家屋調査士会
群馬弁護士会
027-252-3633

相談センターポスター



ウエットティッシュ



マグネットシート



安全ベスト

り、限られた予算内で情報技術研究委員会所属会員にもお力をお借りして、ホームページの更新等、各会員へ円滑に情報が提供出来るよう努めております。

外部広報

①無料登記相談

支部ごとに無料登記相談をお願いしております。特に前橋支部や高崎支部では、毎月1回、市役所の相談室にて開設しております。社会貢献の一環として市民の方々から高く評価されております。

②対外的広報活動

土地家屋調査士の知名度アップのため、広報グッズ (H17:ウエッ

トティッシュ、H18:マグネットシート、H19:安全ベスト)等を毎年作成しております。会員へ無料配付し、広報活動にご協力をいただき、外業仕事の際には安全ベストの着用をお願いしております。

③ランナーズ会を通して些細な広報活動

平成19年5月に有志数名が集まりランナーズ会を発足しました。年2回、県内のマラソン大会へ参加し、会場の目立つ場所へ土地家屋調査士PR用『のぼり旗』を掲げPRに努めております。そして、本年7月27日(日)～28日(月)の2日間、夏期合宿と体力向上を兼ねて富士登山を行い、その折、この『の

ぼり旗』を富士山5合目から山頂まで担ぎ上げ、強風の中、必死で『のぼり旗』を持ち支え合った写真がこれです。調査士の友情、最高!!

〇おわりに

つい先日、支部役員会の席で、土地家屋調査士の受験者数が近年落ち込んでいることについて議論になりました。開業にあたって、司法書士と比べても機器等設備投資が高額であり、また、報酬額の基準が会則から撤廃されたことによる仕事量の格差が広がり、開業しづらい環境にあることが起因しているのではないかと言うことでした。

調査士にとって国民に対する社会貢献は重要課題であります。しかし、年間、数百万円を一般会計から境界問題相談センター特別会計へ運営費として繰出していかなければなりません。会員数の減少や証紙収入の減額等、近い将来、一般会計が運営出来なくなったら…。

どこからか「広報部長、何とかしてくれないか。」との大声に目が覚めた。まだ、遅くないぞ。メタボの老体にムチを打ち、土地家屋調査士のPRにガンバルぞ!!



富士山頂上

群馬土地家屋調査士会
広報部長 岡本芳行

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

平成 20 年 8 月 25 日 自民党本部で土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会が開催された。世耕事務局長から議連会長の保岡先生が法務大臣に就任され、太田農林水産大臣、佐藤法務副大臣など議連から多くの先生方が要職につかれた事が報告された。保岡会長からは「政策、予算要望に対し要請する側、受ける側が一緒になってよりスピーディに実現できる態勢が整った。」との挨拶をいただいた。それを受けて日調連 松岡会長は保岡法務大臣を始め要職に就かれた先生方に心からお祝いと感謝の意を申し上げ、次に日調連の取り組みについて現状報告を行った。尚、具体的な政策、予算要望については下川副会長、瀬口専務理事が説明を行い、それに対し法務省の見解が示された。このあと質疑応答に入り、議連の先生方から主に地籍調査の進捗、オンライン登記促進に関する質問が多く出され活発な意見交換が行われ、また他に地方自治体など発注者側に十分な理解を得て土地家屋調査士の役割を明確にするなど戦略的な地図行政を促進していくべきであるとの貴重な提案もいただいた。また山崎拓先生から「土地家屋調査士の役割は充分承知しており、今後も全面的に支援していきますよ。」と力強い言葉をいただき土地家屋調査士に対する期待が大きいことを感じた総会だった。

政策要望について

1 土地家屋調査士法人設立要件の人的緩和を要望します。

土地家屋調査士法人設立の人的要件は、2人以上となっていますが（土地家屋調査士法第31条第1項）、1人法人の設立を容認することにより、個人経営に比して、①営業資金（開業時及び事業継続の両面）の確保が容易になる、②経営内容の明確化が図られ、依頼者等に安心と利便性を提供できる、③個人資産と営業資産の分離が可能となることに加え、従業員の福利厚生面でも社会保険等への加入などが容易となり、人材の確保において有利となる、



④経営状況や収支状況などの透明性が確保され、国や公共団体が行う競争入札に参加しやすくなるなどの利点が生じますので、設立要件の人的緩和が早期に図られますよう要望します。

2 国の方針として、公共調達の適正化が進められ、業務独占分野を処理する資格者が行う官公署発注の業務に関しても、競争入札が行われることになっています。

質の高い業務の提供を希望する資格者の多くがこの競争入札に容易に参加する為に競争契約の参加資格（全省庁統一資格）に、例えば、「土地家屋調査士業務」又は「登記調査測量業務」の業務項目が追加されることを要望します。

競争入札に係る「競争参加者の資格に関する公示」の「1 資格の種類及び調達する物品等の種類」の中に、土地家屋調査士業務を指し示すもの（「不動産の表示に関する登記について必要な調査・測量、申請手続等」を適切に示すものとして、『土地家屋調査士業務』又は『登記調査測量業務』が見当たらず不都合を感じていますので、この新設を要望します。（現状では、同公示中の「(3) 役務の提供等⑤その他」で登録している。）

平成21年度法務省地図関係等予算の拡充について（要望）

1 登記所備付新規地図作成事業の拡充

本年6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」では「都市部における地籍整備を推進する。」とされており、登記所備付地図の整備を図ることの重要性が広く認識されています。

公図と現地の形状が著しく相違しており、登記簿にある土地の現地における特定が困難であるところから、土地の分筆・合筆の登記や、建物の新築の登記が困難な地域が存在しますので、年次計画をもって、これを解消する事業の実施を強く求めます。

また、平成20年度までは、登記所備付新規地図作成事業とは別に、いわゆる地図混乱地域について、その発生原因及び実態を分析・調査し、地図混乱解消の基礎となる基準点の設置等を行う「地図混乱実態調査」が行われております。しかし、両事業の連続性が必ずしも明確にされておらず、これら事業に係る土地家屋調査士は「課題がある。」と感じていたところです。

ついては、これの解消に向けても、「地図混乱実態調査」を1年目、「登記所備付新規地図作成事業」を2年目とする複数年度の事業展開が図られるよう要望します。

2 筆界特定制度実施経費の拡充

予想を上回る筆界特定制度（注：平成18年1月

20日施行）の利用状況にかんがみ、所期の目的のとおり、迅速な筆界特定手続事務の遂行が図られるよう、筆界特定手続の事務に関わる人員の確保、及び同制度の担い手である筆界調査委員に対する手当等の充実をはじめとする経費の拡充を要望します。

3 オンライン登記申請の促進策の要望

不動産の表示に関する登記の申請代理については、既に、オンライン登記申請に係る法的な措置は採られていますが、表示登記に関しては、オンライン申請を行うことによる具体的なメリットに乏しいと感じています。例えば、オンライン申請により表題登記をした不動産について、所有権保存登記を申請する場合は、当該保存登記の登録免許税の額から一定の額（例えば5,000円）を控除するなどの特別措置を講じていただきたい。



土地家屋調査士の日常業務と行政法とのかかわり

—安本典夫教授の「都市法概説」を紹介する—

日本土地家屋調査士会連合会研究所副所長 井畑 正敏

我々は、普段の日常業務で「筆界線」を意識しないで行う業務は先ずあり得ないといっても過言ではないだろう。そして業務のついでに「筆界線」には、公法上の「筆界線」と私法上の「筆界線」（所有権界、占有界、賃貸借の範囲等）との区別があることを意識し、時には依頼者に、その区別を説明したりしている。では、公法上の筆界線という「公法」とは何か、私法上の筆界線という「私法」とは何かについて、明確な区別を理解しているかを問われれば、極めて覚束無い答えしか返せないのではないか。我々が専門としている「筆界線」は、我々が理解している筆界線発生歴史的沿革から、明治政府が国家権力を背景に地割権に基づいて、個人が所有する土地の範囲を一筆という単位で確認したとき、その土地の範囲として、隣接する他の土地との区画線が「公法上の筆界線」であり、土地の所有者が、原則として自由意志を背景に定めたもの（意識しているもの）が、所有権界であり、契約によって定めたものが賃貸借権界であり、自由意思を持つ人が、契約によらないで事実上の支配を及ぼしている限界が占有界である、等との理解はしており、その説明を何とか依頼者にすることも可能である。しかし、更に公法とは何か、私法とは何か、と問い詰められると、「公法は権力に関係した法であり、私法は個人の自由意思に関

係した法である」…程度の漠然とした答えしか返せないのが実情ではないだろうか。

今我々が積極的に取り組んでいる筆界特定制度について考えて見ると話は少し複雑になる。私的所有権に基づいて所有する土地と隣接する土地との公法上の筆界線の位置を、行政機関である筆界特定登記官が筆界調査委員の意思を踏まえて「筆界特定」と言う方法で行政機関としての調査結果を示す行為（本来の筆界線の位置を、筆界特定手続の結果、「特定」という方法で示す行為）は、単に事実上行政機関が管理する筆界線の位置を、定められた経過等の資料に基づき明確に示す行為であって、新たに私人に対し所有権が及ぶ範囲を形成し、その法的地位を形成したのではなく、単に特定した筆界線の位置を公証する効果しか認められないもので、講学上の行政行為には該当せず、行政処分としての、不服申立、取消訴訟の対象にはなり得ないものであると理解されている。つまり我々は、筆界特定制度を所有権を背景に、所有者の委任に基づいて筆界特定代理人として手続に参加し、或は特別職国家公務員として筆界調査委員に任命された後、具体的事件に担当者として指名される等して、具体的事件に参加することによって、国家機関が管理する（管理してきた）筆界線の位置を探る行為は、私法が支配する所有権や委任、



雇用に基づく私法が支配する領域の行為を出発点としている。ところが、その結果探り出された筆界線の位置は、筆界線の誕生に行政機関が大きく関わり、その処分は、行政機関が行政処分として行ない、その結果を行政機関が法律上管理してきた経過から、我々はそのことを総称して、公法上の境界線と言う表現を用いているに過ぎないことがわかる。つまり筆界特定制度は私法領域から出発し、行政機関が管理する筆界線の位置を探り出す行為であって、せいぜいその結果を公証することに公法領域の支配が及ぶ範囲があると言えそうである。

このように、我々が一番得意としている筆界線についてその法的位置付け等を考えて見ると、我々が日常的に使っている「公法上の筆界線」とか、所有権界の主張は筆界特定制度には馴染まないと思ねつけるその背景には、私法領域と公法領域という大きな学問上の原理や原則が支配する領域があり、そしてそれがそこに生活する個人に対して複雑に絡み合う関係が形成されていることが理解される。現代社会において、法律隣

接職能として位置づけられている我々土地家屋調査士は、単に不動産登記法上の登記の手続屋に終始することが許されない状況に関連する法領域についての知識が日常業務を遂行する上で必要であることを理解すべきである。

前文はさて置き、ここで最近出版された安本典夫先生の「都市法概説」を御紹介したい。先生は我々の土地家屋調査士の制度にも大変御造詣が深く、大阪会が二〇〇四年に発行した「土地家屋調査士の業務と制度」にも深く関わりを持って頂き、その原動力として御指導、御協力を頂いた先生であり、現在は日調連の顧問をお勤め頂き、日常的に我々の制度について適切な御指導や助言を頂いている先生である。

ところで先生の御専門である「行政法」は、六法全書に、どんな大きな六法全書にもそのような名称の法典の掲載されていない法領域である。そしてそもそも国家作用の一つである行政の概念については、現時点において学問的に定説と言われるような学説はなく、国家作用の中から、法規の定立行為としての立法作用、国家の刑罰権の判断作用及び一定の裁判手続によって人と人の権利義務を判断する民事司法の司法作用を除くものを行政作用と見る(控除説)説が有力説であるとされている。そうだとすれば、我々は法的専門家の片割れであるとするならば、行政に関する法領域は自らの為にも、又依頼者たる国民に対する関係においても、是非学ばなければならない法領域であることが理解されるのである。そしてその学問が対象とする法領域は、多数の法

律によって規律されている。そのうち先生は、都市法を「都市空間の形成、整備、保全、管理を公共的、計画的に進め、コントロールする法システムの総体」と定義され、本書を四部に構成され、第一部は国土と都市の計画、第二部は都市空間の規律、第三部は都市空間の形成と整備、第四部は都市行政の手法と紛争処理、として分けられている。第一部は更に、第一章国土法制と都市法制、第二章都市計画法制の展開と構造、第三章都市計画の決定と分けられ、そのなかで我々の日常業務に密接に関連する国土法制の基本的骨格から説き起こされ、各法律の制定に至った背景や理念規制の内容等が手短に述べられている。そこでは我々は土地に関する行政政策の概要を知ることが出来、依頼者に対する適切な指針を与えることが可能となるのではないかと考えられる。又、第二部では、第四章土地利用計画の章においては、市街化区域と市街化調整区域、地域地区制(用途地域制)、建ぺい率容積率規制等の規制内容について詳しく説明がなされ、第五章の開発許可制度では、開発行為の概念から始まり、その規制、開発許可基準等の説明がなされている。これらの知識は、コンサル業との兼業をされている会員は別として、一般会員にとっては知識が不足している部分であり土地の所有者からの質問に適切に答えられない会員も多いのではないか。それらの大多数の会員によって有益な記述が続いている。

そして第六章は建築規制であり、その規制の内容が詳しく述べられている。そのなかでも特に道路に関わる制限については、土地

所有者の具体的利用計画の実行、特にその前提としての分筆手続の受任等に大いに関連する知識として特に重要な箇所である。建築基準法の執行や、それに伴い既存不適格建物となった建物と憲法三九条(事後法の禁止)との項にも、興味が引かれる話題が満載である。その他今話題の景観や眺望に関する利益の保全についての現行法制やその考え方の指針が示されている。そして第三部では、都市計画事業の遂行に関してその流れに従って概要が述べられ、特に強制収用を可能とする土地収用法の内容や、区画整理と再開発事業の具体的手法を駆使した内容は、広く浅く、そして少しでも速く正確にその知識を得、それらの事業への参加を狙っている会員にとっては、最適の入門書である。更に、第四部では、都市行政の紛争に関する基本的な考え方が述べられており、我々の業務との関わりを如何に考えるべきか、どう関与すべきか、いろいろと示唆に富んだ記述に溢れている。

先生が書かれた本書の内容については、その概要を先生御自身の手で我々に述べて頂くことをお願いしており(次回から三回シリーズで掲載予定)、拙い文章で、前触れをすることは先生に対して大変失礼なことであると憚られたが、会員が日常業務のなかで体験しているなかにこれらの行政法規が深く関わりをもっていること、先生が都市法として纏められた法領域は、決して我々の業務と懸け離れた領域でないことを知り、著書への理解の橋渡しとなることを願って一筆認めた次第である。

団体定期保険加入者募集

最高保険金額は2,000万円（災害死亡時3,000万円）の保障。
配当の還元もあり（H19年還元率22.53%）とても有利な制度。
未加入の方は是非、この機会に加入されますようお願いいたします。

（財務部）

平成21年度の団体定期保険の加入時期となりました。

昭和45年から実施してまいりました「日調連団体定期保険共済制度」も、39回目の更新を迎えることとなります。

不慮の事故を中心に充実した保障が得られ、事務所が補助者のために負担した保険料は全額必要経費になりますので、事務所の福利厚生制度としても最適です。

未加入の方は、これを機会に是非加入されますようお願いいたします。

〈この制度は〉

- ① 土地家屋調査士だけが利用できる独自の団体保険共済制度です。
- ② 安い掛金で大きな保障が得られます。
- ③ 契約は1年ごとに更新となりますので、その都度必要保障額を設定することができます。
- ④ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金は、配当金としてお返しします。（H19年度 配当率22.53%）
- ⑤ 加入時の診査もなく、手続きが簡単です。
- ⑥ 一般の生命保険と同様に税法上の特典もあります。

〈加入できる方は〉

- ① 本会会員と補助者および会員が雇用しその業務に従事している方で満14歳6ヵ月を超え、70歳6ヵ月未満の方（年齢は平成21年1月1日現在のもの）
- ② 現在健康で正常に就業、勤務されている方。

〈加入できる額は〉

1口100万円が基本となっていますが、加入できる口数は、次の①～④の各口数です。

- ① 満14歳6ヵ月を超え60歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口、15口、20口
- ② 満60歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口、7口、10口
- ③ 満65歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方は、2口、3口、5口
- ④ 満70歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方は、2口、3口（継続加入者に限りです）

〈保険期間は〉

平成21年1月1日から平成21年12月31日です。以降毎年更新し継続します。

〈加入と保険金額変更の手続きは〉

1月、4月、7月、10月の各1日付けで年4回取り扱います。

◆ 新規加入（増口・減口）を希望される方

「土地家屋調査士団体定期保険制度」のご案内と「日調連共済制度連絡票」（FAX用紙）を各調査士会から配布しますので、保険会社と連絡したいときは、FAXにて所属の調査士会へ「連絡票」を返送してください。この「連絡票」により加入手続き等のご案内をいたします。

取扱保険会社 日本生命・明治安田生命・住友生命

XMLとは



日調連特定認証局運営委員会委員 廣瀬 一郎

本来、ここには「オンライン申請の促進」に関する記事を掲載するところなのですが、オンライン登記申請のことを考える時にどうしてもコンピュータ用語が氾濫し理解しにくいところがあります。

5月号では、PDFの利用についてはオンライン登記申請だけでなく広く業務に使用できることを説明いたしました。今回は、何かと難しい用語が多数出てくるXML (Extensible Markup Language) について説明をいたします。

XMLはインターネットの標準仕様としてW3Cより勧告された、「メタ言語」というものです。

W3Cとは、WWW(World Wide Web)で代表されるインターネットの世界で使用されるさまざまな技術標準を定める組織で、HP作成には欠かせないHTML、HTTPはもちろん、XML、MathML、XMILなどの仕様もここで制定されています。大手コンピュータメーカーなどが参加しており、インターネットに関する技術の標準化活動を積極的に行っています。

メタ言語とは、「言語を作成する言語」という意味になります。日本語的にちょっと違和感のある言い回しですが、簡単に言い換えると、XMLで情報を記述するためには、要素や属性を決める必要があります。この「要素や属性を決める」ということが、「言語を作成する」ということになります。

ちょっと脱線しますがXMLは、Extensible Markup Languageが正しい表現のようです。よく「eXtensible」という表示を見かけますが、正しい表現ではないようです。

XML文書には、要素、属性、処理命令、その他色々なことが記述されます。また、要素の内部には、開始タグ、終了タグ、文字列などが含まれています。詳細についての説明は省略いたしますが、ここで重要なものは、それらを記述した「スキーマ」というものです。

XMLにおけるスキーマ(Schema)は、XML文書で取り扱うデータの構造を規定するもので、要素や属性の配列等を規定することによって、正しくコンピュータに処理させる役割を持っており、スキーマを記述するために「スキーマ言語」というものが存在します。

スキーマ言語の存在によって、XMLで作成された文書の「正確性」をある程度まで自動的にチェックすることが可能になります。また、スキーマ言語には、設計者の意図を明確にするという役割があります。XML文書を利用するアプリケーションを作成する場合には、処理するXML文書のスキーマを参照することによって、XML文書のデータ構造等を理解し再利用が可能となります。

またちょっと脱線しますが、スキーマ等を理解した上でXML文

書を利用する場合ですがそれなりに知識が必要になります。そこで簡単にXML文書を利用するためにはアプリケーションが必要になってきます。通常テキストファイルとして記述されているXML文書は、さまざまな表記方法によって作成されておりXMLを処理するアプリケーションを作成するには、かなりの労力が必要になります。

XML文書の書式は決まっているため、XML文書を読み込み利用しやすい形に変換する機能は共通のものとなります。この機能をXMLパーサと呼びます。

XML文書を扱うアプリケーションを作成する場合には、XML文書を直接扱わず、XMLパーサを経由させるのが一般的です。

理由としてXMLパーサの中には、単にXML文書を扱いやすいように変換するだけでなく、DTDなどのスキーマ言語に沿って内容の正確性を検証する機能や、XML文書の作成や編集の機能まで提供するものもあり、これらの機能を使用することで、アプリケーションで利用する際に不必要なトラブルを避けることができるからです。アプリケーションからXMLパーサを呼び出す場合には、標準化されたAPIを使用します。

少々脱線しましたが、地積測量図に関する「図面情報ファイル」

については、不動産登記規則第73条第1項に作成方式が定められています。詳細については、法務省：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html> を参照してください。

基本的にXML文書はテキストファイルとして記載されますが、このテキストファイルの中身に特定の記号などを利用することで、付加情報記述する言語のことを「マークアップ言語 (Markup Language)」といいます。

コンピュータが取り扱うファイルには、大きく分けて、バイナリファイルとテキストファイルがあります。バイナリファイルは、コンピュータにとって扱いやすいデータの記述で、私たちが見ても理解できません。コンピュータは基本的にスイッチの「オン」と「オフ」を繰り返して情報を処理しています。バイナリファイルを簡単に表現すると、この「オン」と「オフ」の情報を記載したものになります。

一方、テキストファイルは、読んで字のごとくデータを「文字列」として表現するため、私たちが見ても理解できるものになります。

マークアップされた文章もテキストであるため、一般のテキストエディタなどで編集・閲覧することは可能ですし、Webブラウザなどで読み込めば、マークアップは文字ではなく「機能」として扱われます。このようにマークアップ言語は、「タグ」を用いることで、文章の構造(見出しやハイパーリンクなど)や、修飾情報(文字の大きさや段落など)を、テキストファイルに記述できることが特徴です。XML文書では、書式や

機能などを書き込むことはできないので、これに対応するために、テキストファイルの本文の中に特定の記号や文字列を挿入することでXML文書の中に記載されているデータ等をスキーマに基づき処理するといった手段が考えられます。このように特定の記号や文字列を使って必要な機能を示すことを「マークアップ」といいます。

マークアップ言語の特徴は、データファイルを読むときに、どのような規則に基づいてデータが構築されているか、そこに記載されている特定のマークアップの意味・機能を知らなくてもマークアップを無視して読むことによって大まかに内容を理解できるといったところにあります。

さらにXMLの場合では、「タグ」に独自の意味を定義することが可能であり、テキストファイルの項目に利用者同士で任意に決めた文字の意味や表示ルールなどを持たせることができます。

このように、XML形式で記述された文書データは、私たちが直接読んで意味を理解できだけでなく、コンピュータが文章中の特定の項目を区別して処理を簡単に実行できるようになっています。

多くの業界でインターネット上でのデータのやり取りが行われており、情報の再利用の促進、効率化・高度化を図るため、各業界内で取り扱う電子文書の統一規格をXMLで定義することが進められています。身近なところではG-XML(地図)などの規格の策定が進められています。

電子政府の施策では「申請・届出等手続のオンライン化に関わる

汎用受付等システムの基本的な仕様」(2001年 総務省)において、原則として、申請書のデータ形式については、XMLを採用するとされているように、普及に向けた取り組みが進みつつあります。

平成17年の不動産登記法の改正は、行政手続に関する申請手続を電子化して行うことであります。改正不動産登記法は、これらの政府方針に従って、不動産登記の正確性を確保しつつ、登記事務の簡素化・効率化を図り、オンライン申請手続により申請することを目的としています。

現行のシステムではまだ対応しきれていないところも多々ありますが、オンラインで申請した場合には、登記所に行くことなく、オンライン上でその申請の処理状況を確認でき、登記完了後に交付される現在の登記簿権利書に代わる「登記識別情報」もオンライン上で受領できるなど、オンライン申請のメリットを国民が享受でき、国民の利便性の一層の向上と負担軽減を図るものであるようです。

「地積測量図のXML化」は、XMLによるタグの取り決め作業というきわめてマニアックな世界になります。先ほど述べたように、多くの業界でインターネット上でのデータのやり取りが行われており、情報の再利用の促進、効率化・高度化が図られています。

私たちが日々の業務で作成する地積測量図は「情報」として地図作成等の社会インフラ構築、境界標の復元性の向上、境界紛争の予防等において高度に再利用・再活用されることによってその使命を果たすものではないでしょうか。

香川会

「西浜ステーション残影」

—平成19年度法14条地図作成に参加して—

地図作製第二班 近江 太郎



『会報かがわ』第356号

高松ご城下の西の玄関口扇町界隈は、高松空襲をのがれ、今も江戸・明治の風情を残す建物が点在する。間口が狭く奥に長い町屋、くぐり戸や格子窓のある幕末の建物、洋館のある民家など飽きることがない…市立図書館でふと手にした、“高松松平藩まちかど漫遊帖”へのお誘いの、これが最初のくだりであった。そしてここが、私ども平成19年度地図作成第二班の担当するいわば舞台となる筈の場所であった。

去年の夏も暑かった。一日の間に何度となく冷たいお茶によばれました。ほぼ一日おきに町へ出ては、足を棒にして局職員と共に駆けずり回る私ども作成班の姿は、この街の人々にどのように映ったであろうか。しかしながら1次立会当時、自らの姿を省みる余裕など、私には全くなかったことを白状する。

タブラ・ラサという言葉がある。一般には白紙状態、あるいは白紙還元という意味で用いられることが多いと思う。もしも何もなかった元の状態に還せたならば、どれ程都合がいいだろう、と思わされることが日常多々あるけれど、そんな都合のいい話などめったにあるものではない。

扇町二丁目のほぼ真ん中に県立盲学校があり、ここへ通じる歩道には、きれいに点字ブロックが並べられている。が、さらにその下には赤レンガのプラットホームが敷かれているというのだ。私ども8名の班員に限っていえば、その事は誰も知らなかった。

この街区の一筆対査を担当した班員からの「地目に鉄道用地、雑種地、通信省用地等と記載のある土地で、公図上、確認のできない土地が幾つもある。これはどういう訳だろう。現地はすでに学校の敷地、スーパーの敷地であり、決して古くはない民家が建ち並んでいる。」という報告が、そもそもの事の発端であった。

一次立会を目前にして、数日の間は苦しかった。これ程の面積の土地の登記が宙に浮いた状態となり、その事が班員に重くのしかかった。又、この地は、明治期以来、町名が転々としており、このことがさらに調査を難航させた。沿革が掴めない。最初に提示された台帳の写し、及び公図の写しでは確認ができず。結局法務局まで出向いて資料調査を行うことにした。

解決の糸口は局の外からもたらされた。それは当の所有者であるJR四国用地担当者の「その昔、こ

ちらの一带は西浜ステーションと呼ばれた最初の高松駅だったんです。」との一言であった。そして、かつての駅跡地は、この西浜ステーション跡地に限らず、他県に於いても駅の底地であった一筆毎の土地の区画は無視して、あたかも区画整理の如く、すなわち分・合筆の登記手続きを省略して、駅跡地の大部分について新たに区画割りを施し、払い下げをしたのだという。

登記簿とは、その当初より現在までの、連綿と続いてきた沿革(履歴)が記載されたものである筈だ。という常識が、ここでは覆された。そして、それはまさしく、この地で白紙還元が実行された事の証左となる発言でもあった。

視点が変わった。視点が変われば、今まで目にしてきた筈なのに、実は見えていなかったものまでが見えるようになるのだから不思議だ。

よくよく見てみれば、これらの公図にはベースである和紙の上にさらに薄い紙が張り重ねられていたのだ。そして不明であった登記の地番は、その薄紙の底に沈んでいた。駅を覆い隠すように、一带は一時、白紙で覆われたのだ。そこに新たに区画線が引かれた。「未墾地の“自創法による登記”の閉鎖もれ事案と同様だね。」と、法務局のベテラン登記官が類似の事例を教えてくれた。印象深い出来事であった。

扇町一丁目に於いては、数筆に及ぶ地番の左右逆転。加えて上下逆転。再製時の脱落。昭和町に於いては区画整理による二重登記等、さまざまな現場に遭遇しながらも、地権者の土地に対する思いの強さ、深さと、法務局職員及び

班員の努力に支えられ、最終地点までたどり着いた。そしてようや

く冒頭のこの街の古い側の風情も感じ取れるように思えたのは、さ

らに後の、年を越してからの事であった。

兵庫会

思いつくままに

西播支部 藤原 隆行



『会報 HYOGO』第 527 号

本会からの原稿依頼にまだ2週間もあるから後でいいと思ってすっかり忘れていました。年度末の納品資料の中に、10月と1月号の会報が有りその中に何か挟んであり開いてみると、「11の日」の原稿依頼のFAXでした。もう締切日は過ぎており、広報担当理事時代の事を思い出し、最終校正に間に合えばいいかと文書を考えているところです。私の事務所はたつの市の一番南に位置し、海に面している御津町で風光明媚なところです。この時期は梅の季節で、窓の外には綾部山梅林が見えます。天気の良い日は、梅林に行く観光客がつながって歩いており、土日には幹線道は車でいっぱいになり、近くに行くにも裏道を通らないと行けなくなります。10数年前に「世界の梅公園」の造成工事等でよく山に現況測量や境界確認に行ったものです。その近くに三角点がありここから下まで下ろして基準点測量するのは大変だろうと思っていました。今では御津町内は地籍調査が進み、中心地のほとんどに地籍調査図根点があり、世界測地系か旧国家座標で

測量することができます。まだ地籍調査の成果が新しく図根点やトラバー点も多数残っており、座標や測量成果も役場で閲覧できるので分筆登記等が比較的楽に行えると思っています。ただ、地籍調査で埋没した境界標をブロック塀等の工事のため亡失しているところもあり、そこでは復元した筆界とブロック塀等の工作物が一致しないところもあり説明が大変なこともあります。我々の西播支部も、昨年10月から始まったDID地区内の街区基準点を利用した測量に対応できる様、測量研修に力を入れてきました。TSによる街区基準点からの基準点測量やGPSを用いての基準点測量と進み、研修を受けていた時は「分かった」と思っていたが、数日たつともう忘れていました。私も調査士を開業して23年目に入りました。昔は若い若いと言われていたのにもう、50を過ぎ立会中には狭い水路をまたいで肉離れを起こす年になりました。私の場合は補助者からこの世界に入ったので補助者時代には、資格を取ったら入会し先輩の先生方と一緒に宴会等の仲

間入りをしたかったものです。今の土地家屋調査士の受験数が、我々の頃の半分ほどになっていると聞きます。この業界は魅力の無い業界になっているのかなと複雑な気持ちです。私も世界座標による地籍測量図の作成等測量のレベルを上げていきたいと思っています。今では、調査報告書を書くにも、パソコンで作成し、モニターで間違い無いかチェックしていますが、一度プリントアウトし紙に出してみないとよく間違っているところがあります。今日、地球温暖化を防ぐためペーパーレスといわれていますが、私の場合余計にペーパーのゴミが増えていきます。昨年から綱紀委員に選任され委員会では、よくこのような事で綱紀委員会にかけられるのかと思う事があり、問題解決には、お互いの話し合いが解決に一番早いと思います。会員の皆様にもこのような事例で綱紀委員会にかかりますよと、啓蒙活動を行いたいのですが、いろいろ問題もあり現在検討中です。私自身この委員会にかけられる事が無い様、日々気をつけていきたいと思っています。

東京会

新田次郎原作「剣岳 点の記」 映画化決定

中野支部会報協力員 田中 茂



『とうきょう』第573号



このニュースを知ったのは昨年の初夏である。調査士開業時(平成3年)のことを思い出し胸に熱いものを感じた。平成元年、家庭の事情により関西から東京へ戻らなければならないことになり13年間勤務した会社を退職した。「土地家屋調査士」という通信教育の新聞広告が目にとまり、早速パンフレットを請求した。妻と相談の結果、この資格を取得し調査士業をする決心をした。いままで建設機械の開発・設計に携ってきた者として不安ではあったが、運よく試験に合格できた。

開業準備で知り合った先輩調査士から渡された本が「剣岳 点の記」である。先輩調査士からは基準点測量の必要性を教示いただいた。調査士が作成する地積測量図は永久保障のもので無ければならないというのが先輩調査士の持論である。そのためには国家基準点を利用して測量をしなければならない。実際の現場で、強い網平均の選点方法・測量・計算の手順を学んだ。自分の現場も出来る限り国家基準点を利用するため、厳密平均網のソフトをすぐに追加購入した。現場の測量成果に達成感と安心感があり、依頼人へ自信を持って納品できた。

先月の2月、東京会の研修で東

京法務局より「基準点を利用した地積測量図の作成」を3月の新規現場より適用する旨の説明があった。平成20年は『調査士の基準点元年』、調査士が「真に調査士の使命(国民の信頼に応える)を果たす」記念すべきスタートの年となった。中野支所では、平成16年度より法14条地図作成作業を推進中である。19年度で目標の地図成果が完結する。今後も継続的に他の地区で地図作成は展開されるべきであり、調査士の宿命的業務である。

『基準点利用の測量成果』は後輩調査士へ渡す「履歴書」でもあり、今後の地図作成作業においては「有難い図面」ともなる。ともかく、この基準点利用のスタートを順調に軌道に乗せる努力が必要である。

前段が長くなり恐縮です。ここからは、映画の紹介です。原作者は最近のベストセラー「国家の品格」の著者である数学者藤原正彦の父である。物語は、実在の測量官柴崎芳太郎が不屈の闘志で剣岳の頂点に三角点を埋設するという難事業に挑んだ実話が基となっている。

明治40年=1907年。いまから100年前、陸軍参謀本部陸地測量部(国土地理院の前身)は、剣岳が明治以降日本地図最後の空白地帯だったため剣岳に三角点を設置

することを決定する。当時は、数多くの山頂に三角点を設置のためほとんどの山は陸地測量部により初登頂されてきたが、剣岳だけは未登頂であった。創立間もない日本山岳会の会員も剣岳の登頂を計画していた。柴崎は立山の案内人の助言「雪を抱き・雪を背負い」を参考に登頂ルートを探索する。初登頂者は柴崎か?陸地測量部の命を達成できるのか?「剣岳 点の記」は何を意味しているのか?興味のある方は、映画鑑賞の前に原作を是非読んで頂きたい。映画は、東映が制作費10億円超を費やし空撮やCG処理の予定なしとのことである。完成は2008年末。2009年に公開予定。

PS:東京会の広報活動として、『基準点元年』を記念(祈念)してエコゾウ&タッチには『基準点を利用するゾウ』だけではなく、この映画うまく利用できれば……と、ちょっと無責任な提案をします。すいません!

長野会

宝探し

飯山支部 清水 明夫



『会報ながの』第170号

若い人には、笑われるかも知れませんが、気が付けば、この仕事を始めて約30年、月日の経つのは早いものだと言え驚きます。

調査士の補助者経験も無く、右も左も解らないまま、独身時代だからこそ出来る特権と勝手に思い込み、無鉄砲にも開業、日々の仕事(…生活?)に追われてあつと言う間の年月でした。

下の息子もやっと卒業、多少背負っていた物が軽くなりつつ有る今、数年後、年金でも頂けるご身分に成ったら、仕事の傍ら、遊んでみたい事があります。

私の自宅は新潟県との県境です。背中に関田山脈を背負い、眼下には千曲川を見下ろす誠に風光明媚な地域であります。しかし、言葉を換えれば、自宅周辺まで山が迫っており、タヌキや雉は日常茶飯事、時には裏山に熊が遊びに来ているような地域です。さすがに熊にはご対面したことが有りませんが、集落の何人かは目撃している人もあります。私自身も、裏山の柿の木に熊が登った痕跡(爪痕)を見たことがあります。

従って、先人が血のにじむような思いをして切り開いたと思われる農地は、減反政策や私も含めた農業離れにより、辛うじて40～50年前までは、農地としての機能を保っ

ていた物が、無残にも荒れ果て、現在は耕作不能の山林・原野の状態に成っております。農道だった小径も今は、タヌキとたまに入山する山菜取りとイワナ釣りの人の専用道路に成ってしまっています。

都会に住む人には考えられないことかも知れませんが、15年ほど前に相続した、私名義の山林がこの中に有るはずなのですが、全くどの辺りに存在するのか検討が付きません。お袋に聞いたところ「俺にも解らねえ」との事、そうとなれば、調査士の面子に掛けて……?自分で探すより仕方有りません。

其処で基本計画、まずハンディータイプの簡易GPSで、麓より徒歩にて約1時間の、小径を観測、これを図化して公図と重ね合わせ、我が家の土地のBLを求め、GPSに探索、これにて宝物を発見する作戦、果たして成果はいかに。

現在市販の、簡易型のGPSでは、かなりの誤差が有るため、多少無理があると思われませんが、数年先には、ヨーロッパや日本でも人工衛星を打ち上げる計画が有るか無いとか、この部分は私に出来ることでないので、1メートル位の誤差範囲で観測出来る物が出回ることを期待して。

とりあえず自分出来る、メタボリック症候群改善の健康作りと、

足腰の老化予防の為、週に3回程度のウォーキングなどこなし、その日に備えたいと思います。

まずは、自分の宝物を探すことから始めて、老化とボケ防止の為、熊とマムシに食いつかれないように注意しながら、裏山の道路や水路等を盛り込んだ地図が作れたら楽しいなんて思っています。

もしかしたら、多少地元の皆様の為にもなるのかな～なんて、勝手に思いつく。

会長 レポート

7月16日～8月15日

Report

7月17日

日弁連法務研究財団設立10周年記念シンポジウム
財団法人日弁連法務研究財団（新堂幸司理事長）は設立10周年を記念して弁護士会館講堂で記念のシンポジウムと式典・懇親会が開催され招待をいただいた。同財団は法務分野に関する調査研究のほか、近年では法科大学院の評価機関としての役割やADR代理権を付与された隣接法律専門資格者が代理人となるための能力担保措置としての研修に協力されている。日調連が研修の実施主体となっている土地家屋調査士特別研修においても、教材作成から講師派遣・考査までの一連の過程でご尽力いただいている。この日のシンポジウムは学者・研究者を交えて、日弁連に設置された「法曹の質の検証」に関する検討委員会の研究報告を交えて太田・東京大学大学院教授、菅原・名古屋大学大学院教授、フット・東京大学大学院教授ほかの先生方による熱のこもった討論が展開された。

18日

近畿ブロック協議会定例協議会

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会（安井和男会長）の第52回定例協議会（総会）が滋賀県大津市・琵琶湖畔の「びわこホテル」で開催され出席。私ほかブロックから出向の連合会役員から連合会の会務運営の現状について報告させていただいた。

19日

保岡興治衆議院議員出版記念パーティー

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の保岡興治衆議院議員はこのほど「政治主導の時代」を出版された。保岡先生はこれまで司法制度改革の中軸となってお活躍されているが、同書の中で、法曹人口の見直し、裁判員制度、ADRの推進ほか、司法制度改革の一部始終が詳細に述べられ、土地家屋調査士と境界紛争解決のADRについても紹介されている。この日、大阪市内のホテルで出版記念パーティーが開催され、近畿各地から駆けつけた土地家屋調査士約50名の皆さんと一

緒にお祝いをさせていただいた。

21日

青野敏久氏の叙勲受章記念祝賀会

岡山会の会長を長年務められた青野敏久氏におかれては、今春の叙勲に際し旭日双光章を受章されたが、この日、岡山駅近くのホテルで祝賀会が開催され出席。青野氏の経歴をお聞きしながら、私が広報担当常任理事の頃、伊能ウオーク事業での活躍が思い出された。自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事の萩原誠司衆議院議員もお祝いに駆けつけていただいた。

23日

業務部会ほか

永田町の自由民主党本部会議室で開催の「不動産活用促進機構」の設立総会に出席（私も発起人の一人であるが、土地利用に関する諸問題を研究しようという勉強会）の後、第2回業務部会に出席。今年度はオンライン申請推進PTも「オンライン登記推進室」として業務部の所管となったことからさらに多忙を極めることになるかと予測されるが、現場の声を十分に反映させたものとなるよう、お願いした。夕刻から、近く予定されている規制改革会議のヒアリングについての打合せ会に出席。

24日

CPD 評価検討委員会 日税連総会

連合会では数年来、CPD（専門職の継続研修）に取り組んできたが、いよいよ体制を整え実施段階に入った。この日は研修記録の中核となる研修内容のポイント評価を担うことを目的に設置した有識者で構成される評価委員会を開催。東京大学大学院・清水英範教授、早稲田大学大学院・山野日章夫教授ほか評価委員の先生方と詳細な打合せをさせていただいた。

夕刻から都内のホテルで開催された日本税理士会連合会（池田隼啓会長）の第52回定期総会と懇親会に招待をいただき出席。

26日

「境界問題相談センターわかやま」設立記念式典・懇親会

和歌山県土地家屋調査士会(田坂瀧男会長)では、和歌山弁護士会の協力をいただいて全国31番目の土地家屋調査士会ADRとして「境界問題相談センターわかやま」を設立。この日は和歌山県選出の谷本龍哉衆議院議員、世耕弘成参議院議員、鶴保庸介参議院議員他多数の来賓が出席され、盛大な式典となった。私は式典の最後でお祝いのあいさつを兼ねてこれまでの連合会のADRへの取り組みの歴史などを話させていただいた。

28日

社会事業部会 谷畑 孝議員「谷畑 孝と国政を語る会」

午前 社会事業部会に出席。同部は地図・公共嘱託登記・ADR・筆界特定など、近年連合会が重点施策として進めている事業の多くを担っていただいている。部会では筆界特定に関するアンケートの分析作業の経過なども報告された。

午後 憲政会館で衆議院議員谷畑 孝先生(自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副幹事長)の主宰する国政報告会に出席。この日は経営コンサルタント・経済評論家として高名な一柳良雄氏による講演を中心に進行。勉強させていただいた。

29日

規制改革会議のヒアリング関連打合せ

規制改革会議によるヒアリングを翌日に控えて、下川副会長ほかと事前打合せと提出資料の調整。

30日

規制改革会議のヒアリング

午後から正副会長、専務・常務とともに永田町の規制改革会議事務局において開催された資格制度検討部門のヒアリングに出席。予め聴聞事項として予定されていたのは、土地家屋調査士の業務の現状と課題、法曹人口の拡大と土地家屋調査士への影響、ADRへの取り組みの現状、資格者法人制度(特に一人法人制度の創設)についての連合会の考

え、資格取得後の研修などについてであったが、予定された項目のほかにも、公共嘱託登記協会の組織のこと、近年の土地利用の多様化と公示制度についての考えなど、ヒアリングの内容は多岐にわたった。また、公共嘱託登記関連では、近年国の方針に基づき土地家屋調査士業務についても入札形式が採用されているが、入札対象業務の特定において、他の関連業種分野との関係で混乱することもあることから国の定める業務区分の見直しについて要望させていただいた。

30～31日

第3回常任理事会

常任理事会1日目は規制改革会議出席のメンバーを除いた構成員(各部の部長)によって「各部間で重なっている業務」についての意見交換と調整を行った。2日目、事業の進捗についての報告と協議、総会で質疑のあった土地家屋調査士法人に関する規定の整備や目下の懸案事項について、及び午後から開催予定の全国ブロック協議会会長会同の進行等について打合せを行った。

31～8月1日

全国ブロック協議会会長会同

全国8ブロックの協議会会長が一堂に会しての会議を開催。執行部からは本年度の事業執行の現状と今後の予定を説明させていただいた。各ブロック会長からはブロック内の会務や業務の実情報告と連合会事業についての数多くの質問・提案があり、協議させていただく。

8月1日

法務省・前田補佐官による説明会

全国ブロック協議会会長会同の終了後、法務省民事局・前田幸保民事第二課補佐官をお招きし、各法務局・地方法務局で実施することを予定している地図混乱地域についての実態調査の実施方法についてスライドを使った説明会を開催。前田補佐官から調査の趣旨と協力依頼があった。また、連合会の目下の懸案事項でもあり、補佐官にもご尽力いただいている公共嘱託登記関連業務における関連業界との業務区分に関する取り組みについての意見交換

がなされた。

4日

池田尚弘氏葬儀 新大臣表敬

午前 横浜市内の斎場で池田尚弘氏の葬儀が執り行われ参列。同氏は長年全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の副会長等の要職を務められた重鎮だが、測量作業中に倒れられ、急逝された。個人的にも親しくさせていただいた方だが、温厚、誠実かつ情熱あふれるお人柄は多くの方から慕われていた。69歳の若さでの旅立ちに言葉もない思い。

午後 永田町の国会議員会館へ

電撃的に実施された内閣改造では保岡興治会長が法務大臣にご就任されたのをはじめ、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟に所属の先生方が多数入閣された。

法務大臣に保岡会長、農林水産大臣に太田誠一副会長、外務大臣に高村正彦顧問、国土交通大臣に谷垣禎一顧問、防衛大臣に林 芳正副幹事長、内閣府特命担当大臣に野田聖子会員の各先生が入閣された。また、公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の斉藤鉄夫議員は環境大臣に就任された。

この日は井上孝三郎全国土地家屋調査士政治連盟会長ほか役員の方々と一緒に永田町の国会議員会館を訪問し、大臣就任の祝意を表させていただいた。特に法務省は土地家屋調査士制度の主務官庁であり、保岡会長の大臣ご就任はとても嬉しい出来事である。

5日

法務大臣室に保岡大臣表敬

連合会正副会長・専務理事・常務理事、鹿児島県・坂元 均会長、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟今村喜藏会長、井上孝三郎全国土地家屋調査士政治連盟会長、鈴木洋美全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会長とともに法務大臣室に保岡興治大臣を表敬させていただく。創設以来の自民党調査士議員連盟の会長として制度の充実にご尽力いただき、土地家屋調査士のことを隅々ま

でご承知いただいている先生の法務大臣ご就任という、誠にもって喜ばしい改造内閣人事である。大臣室では早速地図整備のことを始め目下の土地家屋調査士に関連する業務や制度についての大臣の考えが示される等、連合会の役員としては得難い時間であった。

夕刻から下川・横山の両副会長、瀬口専務理事と公嘱関連業務の業務区分問題について打合せ

6日

大阪会筆界特定調査委員による研究会

大阪会で開催の筆界特定調査委員の勉強会に出席させていただいた。制度が始まってからずっと続けておられる勉強会だが、事例研究・実情報告などを通じて毎回勉強させていただいている。

7日

日本測量者連盟役員会

日本測量者連盟(JFS・村井俊治会長)は国際測量者連盟(FIG)の国内加盟団体であり、日本土地家屋調査士会連合会も団体会員となっている。私は連盟の理事を拝命しているが、役員会では、先日スウェーデンで開催されたFIG総会に派遣した連合会制度対策本部委員の総会出席報告を中心に話をさせていただいた。JFS加盟団体からは本年度は日調連が出席したのみであったが、役員会で国際的な交流が重要な時期にあることから、次年度以降はJFSの各分科会から交代で担当者が出席することと決定された。

午後 下川副会長、瀬口専務理事と業際問題に関する打合せ会

8日

太田誠一・農林水産大臣表敬

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副会長の太田誠一先生が農林水産大臣にご就任された。先生の地元出身でもある下川副会長ほか役員の方々と農林水産大臣室に太田大臣を表敬。近年国土調査の分野で山村境界保全事業が実施され、規制改革の分野では山林施業の見直しの一環として森林の境界や所有者に関する情報の整備が議論される等、この分野における土地家屋調査士

の業務とのかかわりもこれまでの農地の地目変更などの分野に止まらない広がりを呈しつつある中、土地家屋調査士の専門性の農林分野での活用をお願いさせていただいた。

9日

奈良会新会館披露及び「境界問題相談センター奈良」設立記念式典

奈良県土地家屋調査士会（志野忠司会長）では予てから新会館を建築されていたが、このほど竣工。この日お披露目会が開催された。新会館はこれまでの会館に近い閑静な住宅地内にあり、古都奈良のたたずまいにマッチした瀟洒な2階建て。内部はADR調停室や会議室も完備した機能的なレイアウトになっている。

この新会館竣工を機に奈良弁護士会（藤本卓司会長）の全面的なご協力をいただいて全国32番目となる土地家屋調査士会ADR「境界問題相談センター奈良」を設置、市内のホテルで2つの慶事を祝う記念式典と懇親パーティーが盛大に開催された。同会はこれまでも奈良弁護士会の協力をいただいて、境界相談所を設け、土地境界の関する県民相談に積極的に対応されていたが、センターはこれを発展させたもので、当日は荒井正吾・奈良県知事、田野瀬良太郎・奥野信亮・滝実・鍵田忠兵衛・前田武史の各国会議員、森岡正宏前衆議院議員、藤原昭奈良市長、上田清大和郡山市長はじめ多数のご来賓をお迎えしての盛大な式典・懇親会となった。

11日

会務打合せほか

瀬口専務理事ほか役員の皆さんと会館で事業執行状況の確認はじめ会務打合せ。

特に懸案の調査士法人に関する件、入札資格区分や業際問題に関する取り組みの現状を分析。



「登記簿等の公開に関する事務」に係る 市場化テストの実施について

平成 20 年 9 月 1 日付け日調連発第 156 号にて連絡いたしました「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施について、以下に掲載いたします。

「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施について（連絡）
（平成 20 年 9 月 1 日付 日調連発第 156 号 各土地家屋調査士会長宛 日本土地家屋調査士会連合会長）

法務省民事局総務課から、別添のとおり文書の送付があり、標記の件の周知につき協力の依頼がありましたので、よろしくお取り計らいをお願いします。

別添

御依頼
（平成 20 年 8 月 日本土地家屋調査士会連合会広報担当者宛 法務省民事局総務課）

民事法務行政の運営につきましては、平素から御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度は、「登記簿等の公開に関する事務」についての民間競争入札（以下「市場化テスト」といいます。）の実施につき、会員の皆様方への周知等に御協力いただき誠にありがとうございました。

当省では、本年度も市場化テストを実施することとしており、昨年度以上に多数の入札参加者を得て、その間で公平な競争が確保されるように努めて参りたいと思っております。

つきましては、大変お手数ながら、「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施につきまして、会員の皆様方に御案内いただきますよう御依頼申し上げます。

平成 20 年 8 月

法務省民事局総務課

（参考）

随時、法務省ホームページ及び法務局ホームページに掲載して情報提供を行っておりますので、御参照下さい。

法務省ホームページアドレス：<http://www.moj.go.jp>

法務局ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

ちょうさし俳壇

第280回



抱枕 水上陽三

半袖の袖ひとつ折る大暑かな
海の日あぐらしの海豹あぐらしに似る抱枕
炎昼や球児らに見し阿吽相
三伏のカメラでのぞく肚の内
噴水のアレグレットのスケルトンへ

雑詠 水上陽三選

岐阜 深谷健吾

焼かれても嘴傷しかと残る鮎
助手席に夫のせ代田搔きにゆく
帰京して年に一度の祭鱧
万緑や天守へ凱旋する心地
朝顔の市の一番客となり

愛知 清水正明

山霧やはや暮れかかる夜叉が池
醉芙蓉凭れるやうに四睡庵
御嶽の裾が波打つ蕎麦の花
露けしや小枝拌む須磨の寺
つづれさせいまなほ余生とは言はず

岐阜 堀越貞有

花莫産の真中に正座の母ゐて
目を据えてのつしのつしと墓
虹へ向けサツカー少年蹴りあげる
梔子の香に誘はれ門くぐる
上海は建設ラッシュ夏に入る

東京 黒沢利久

梅雨ふかむ父母遠くなるばかり
忌憚なきことばをとばし暑氣払ひ
海の日あぐらしの風部屋中を駆け巡る
川波にただよふ鳥や夏惜しむ
秋すでにこの鉄橋のはるかより

茨城 島田操

クーラーを拒みし亡父や裏戸風
足裏の火照りを冷ます夏の月
人混みは好まぬ妻の夕端居
泡立草防空壕を埋めし跡
宵闇や空に絵を描く揚花火

埼玉 井上晃一

夕涼みかねたる夫の散歩かな
帰省子の忘れ物あり宅急便
玄関に鈴蘭咲かせ山の宿

今月の作品から

深谷健吾

焼かれても嘴傷しかと残る鮎
句意はいうまでもなく鶴匠の鶴によって捕獲された鮎を食そうとしたとき、たまたま残されていた鶴の嘴傷を発見したものである。食膳に供される鮎に嘴傷を発見するという注意力は俳人なればこそであり一抹の哀れを誘う。

清水正明

露けしや小枝拌む須磨の寺
須磨の寺は、神戸市須磨区にある真言宗須磨寺派の大本山福祥寺のことで、通称須磨寺という。小枝は(さえだ)と読み横笛の名品で、一の谷の合戦で熊谷直実に討ち取られた平敦盛の所持した「青葉の笛」と同じ物という。須磨寺の付近は源平時代の遺跡に富む桜の名所である。「青葉の笛」と称する横笛を拝した作者の感激が、露けしやの季語と響きあつて若き武将を偲ぶせつない気分させられる。

堀越貞有

花莫産の真中に正座の母がゐて
句意は説明するまでもない。夏の期間中涼を取るため部屋に敷く花莫産の中央に正座する母の姿があつてこそその家族の団欒なのである。何となく明治の気骨をしる趣のあることから、あるいは他界された母御の存命中の姿を偲んでの作かも知れない。若し私の推量に誤りがあつたら何卒ご容赦願う次第である。

黒沢利久

秋すでにこの鉄橋のはるかより
作者の住まう東京都葛飾区は、河口に近い数本の河川があつて、JRや私鉄の鉄橋が掛かつている。鉄橋の近くに立つて左右を眺める作者の姿が浮かぶ。そして河川の上流や河口方面遥かに秋の気配を感じている作者なのである。

【第23回定時総会及び研修会開催】

平成20年6月9日（月）第23回定時総会が、翌10日（火）研修会が、東京都千代田区飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて開催されました。

定時総会では提案された議案の一部について、次回総会で審議されることになりましたが、その他の議案は、ほぼ原案通り承認されました。

当日ご来駕いただいた多くのご来賓の中から、法務省民事局民事第二課長・小川秀樹様、日本土地家

屋調査士会連合会長・松岡直武様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長・平野政則様、全国土地家屋調査士政治連盟会長・井上孝三様のご祝辞を頂戴し、盛会裏に終了しました。

また、研修会においては、「表示登記の当面する課題について」と題して法務省民事局民事第二課補佐官前田幸保氏が、「土地家屋調査士と独占禁止法」と題して神奈川大学法学部教授兼法科大学院教授波光巖氏が、懇切丁寧な講演をされました。





会務報告～前号以降

6月8日 第2回理事会
6月9日 第23回定時総会事前打合せ
6月9日 第23回定時総会
6月10日 研修会
6月16～17日 日調連第65回定時総会
6月17日 全法務と打合せ
6月17～18日 第4回正副会長会議
6月18日 都市再生機構業務打合せ
6月20日 中部ブロック協議会総会
6月24日 日調連との打合せ

7月11日 第19回河村建夫朝食会
7月11日 北海道ブロック協議会総会
7月14日 民主党パーティー2008政権交代
7月15日 高速道路機構打合せ
7月18～19日 日調連四国ブロック協議会総会
7月23日 第1回業務推進委員会
7月23日 農林水産省中央研修会講演
7月25日 全司協定時総会
7月30日 古屋圭司政経フォーラム
8月1日 日調連との打合せ
8月2日 第7回正副会長会議
8月7日 四者打合せ
8月27日 絃友会



今後の会議予定

7月1日 第5回正副会長会議 (web開催)
7月9日 第6回正副会長会議 (web開催)
7月10日 高速道路機構打合せ

日本土地法学会 2008年大会 開催のお知らせ

日本土地法学会（篠塚昭次会長）の2008年大会が下記のとおり開催されます。

この度の大会は、近年大きな法改正がなされた不動産登記制度をテーマとして、理論と実務の両面からの掘り下げた検討が予定されております。

本大会（午前の報告および午後のシンポジウム）については、土地家屋調査士会の会員は、傍聴料無料（当日会場受付、会員証提示）にて参加いただけますので、奮って参加されますようお願いいたします（一般傍聴の場合は5,000円）。

日本土地法学会会員の方については、その旨を関係者にお伝えください。

会 場	司法書士会館 大ホール（地階） 東京都新宿区本塩町9番地3
日 時	2008年10月4日（土）10:00～16:00
テ ー マ	「不動産物権変動と登記のオンライン・システム」

開催スケジュール

10:00～12:30	報 告 者 多田 利隆（西南学院大学法科大学院教授） 「物権変動論からみたオンライン・システム」 報 告 者 佐藤 純通（日本司法書士会連合会会長） 「不動産登記の電子化の動向」 報 告 者 松岡 直武（日本土地家屋調査士会連合会会長） 「表示に関する登記制度・実務の現状と課題」 司 会 前沢 六雄（司法書士、元東京司法書士会会長）
シンポジウム 14:00～16:00	司 会 鎌田 薫（早稲田大学大学院法務研究科教授） パネラー 多田 利隆（西南学院大学法科大学院教授） 佐藤 純通（日本司法書士会連合会会長） 松岡 直武（日本土地家屋調査士会連合会会長）
日本土地法学会総会 16:10～	シンポジウムにひきつづき、同会場にて10分程度を予定
懇親会 16:30～18:00	会 場 司法書士会館・1階レストラン （飲物と軽食の簡単な立食形式） 会 費 2,500円（当日払い） ※傍聴者である土地家屋調査士会の会員も参加可能です（有料）。

大会会場案内

司法書士会館（日本司法書士会連合会）

東京都新宿区本塩町9番地3

TEL 03-3359-4171（代表）

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅…徒歩5分
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅…徒歩6分
- JR中央線・総武線、都営新宿線、東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅…徒歩10分
- 東京メトロ南北線 市ヶ谷駅…徒歩8分

※来館者向けの駐車場はございません。ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

年金プランは自分のライフ ステージに合った設計が可能です!!

～自分で設計できる、自分のための手厚い公的な年金制度です～



土地家屋調査士国民年金基金

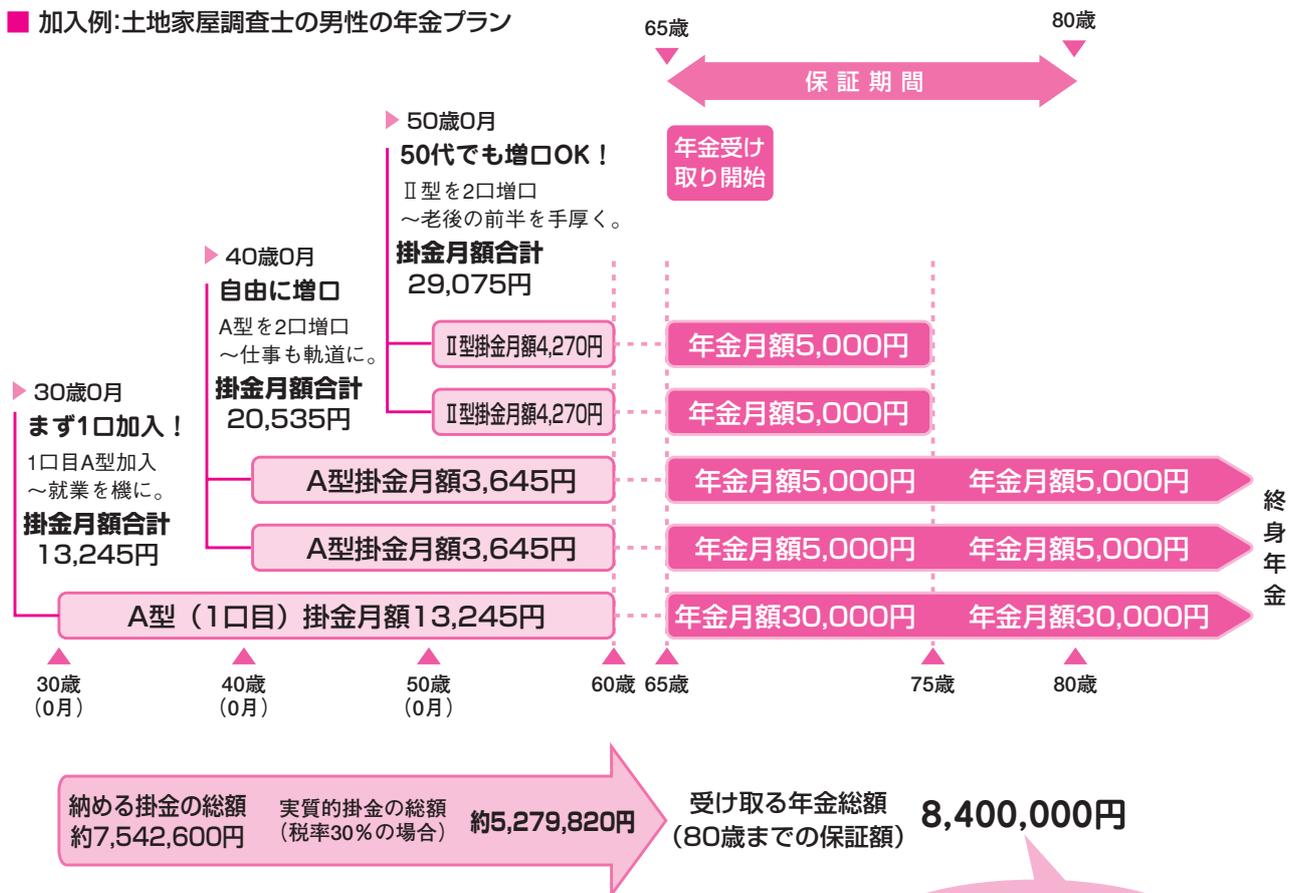
「あなたが設計する年金」それが国民年金基金です！

国民年金基金は、ゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金にプラスアルファ（上乘せ）する年金です。年金なんてまだ先のこと……、などと思わずに、土地家屋調査士になったとき、結婚したときや子どもが独立したときなど人生の節目ごとに、自分の年金プランを考えてみてはいかがでしょうか。

年金の基本となる1口目は終身年金（A・B型）のなかから選びます。さらに上乘せした年金を受け取りたい方は、2口目以降を5つの型（A・B型の終身年金とⅠ・Ⅱ・Ⅲ型の有期年金）から選び、組み合わせさせていただきます。月々の掛金額6万8千円の範囲内であれば、自由に設定できます。また、加入後の口数の増減もできますので、無理なく将来に備えることができます。

ライフステージごとに見直して、安心・納得の年金プランをつくりましょう！

■ 加入例:土地家屋調査士の男性の年金プラン



加入者それぞれの「年金プラン」を紹介します

基金の特色は、一人ひとりの将来設計に合わせたプランづくりができることです。前頁のように、国民年金にプラスしていったいどれくらいの「年金」を受け取りたいのか、いまの経済状況では掛金はどれくらいなら続けていけるかなど、老後と現在の生活を考えながら、それぞれが最適なプランを設計しオリジナルな「年金」をつくっていきます。

年金プランは十人十色！ 基金加入のメリットも人それぞれ！

【Aさん(男性30歳0月)】



若いほうが
掛金も安い!
早く始めたほうが
有利ですよ。

掛金月額：26,490円
(終身年金A型1口目+2口目A型3口=計4口加入)
年金月額：60,000円
年間掛金額
26,490円×12カ月=317,880円
年間実質掛金額：222,516円(税率30%)



【Bさん(女性40歳0月)】



死亡時の一時金は
いらないから、安い
掛金がいいわ。

掛金月額
(終身年金B型1口目+2口目B型4口=計5口加入)
掛金月額：33,040円
年金月額：40,000円
年間掛金額
33,040円×12カ月=396,480円
年間実質掛金額：277,536円(税率30%)



【Cさん夫婦(45歳0月同士)】



夫婦二人が1年で
100万円かけても
確定申告で30万円も
戻ってきて、うれしい。

掛金月額：89,360円
(終身年金A型を夫1口目+2口目A型4口・妻も同様=夫婦で計10口加入)
年金月額：8万円(夫婦合計)
夫婦の年間掛金額
89,360円×12カ月=1,072,320円
年間実質掛金額：750,624円(税率30%)

*加入者一人の掛金月額の上限は6万8千円。年間81万6千円(6万8千円×12カ月)までは課税の対象にはなりません。



国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>
いますぐアクセス!!

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 7 月 1 日付
神奈川 2810 西垣 伸二 神奈川 2811 大久保俊生
栃木 878 綱川 敏文 京都 801 宮本 幸二
奈良 399 池田 洋 鳥取 460 野田 幸洋
岩手 1118 西村 昇 札幌 1130 伊藤 正雄
札幌 1131 成田 忠良 香川 677 榊 正人
香川 678 篠原 正幸
平成 20 年 7 月 10 日付
東京 7509 保谷 篤人 東京 7510 新納 寛孝
神奈川 2812 北村 春彦 福岡 2134 坂本 祐二
福島 1433 高梨 富 福島 1434 正木 剛
平成 20 年 7 月 22 日付
東京 7511 久永 陽一 神奈川 2813 藤井 一正
神奈川 2814 宮内 洋行 埼玉 2420 上原 栄次
静岡 1656 平下 達也 静岡 1657 野田 幸嗣
秋田 1012 戸島 廣文

登録取消し者は次のとおりです。

平成 20 年 4 月 30 日付 東京 4657 本田 豊廣
平成 20 年 5 月 24 日付 茨城 1152 打越 悦雄
平成 20 年 5 月 27 日付 兵庫 1264 春名 昇
平成 20 年 6 月 9 日付 島根 351 村上 紘
平成 20 年 6 月 10 日付 福岡 178 今井 國光
平成 20 年 7 月 1 日付
東京 7439 小山 忠治 神奈川 2018 宍戸 弘幸
千葉 1011 高橋 健治 静岡 1015 宇井 久雄
熊本 902 高須 英敏 岩手 838 松田 隆
青森 592 三浦 文也
平成 20 年 7 月 10 日付
東京 1469 宮沢 利夫 東京 4824 石塚 信男
東京 7104 小川 登 茨城 1062 野口 節
静岡 1440 青野 克巳 長野 1898 北原 一利
新潟 1578 山崎 晃 大阪 2194 松永 勇三
愛知 1375 服部 八宏 岐阜 997 棚橋 正明
岐阜 1182 中井 征樹 岡山 1234 河野 友之
福岡 1406 蓑田 和由 熊本 313 吉見 昭輔
岩手 874 小笠原喜市 岩手 899 大澤 長
岩手 1049 志水 通 青森 318 洞内 末吉
平成 20 年 7 月 22 日付
神奈川 2043 内山 良夫 埼玉 308 小久保角次
埼玉 1675 嶋田 豊興 栃木 426 板橋 三郎
兵庫 527 植岡 清 愛知 1273 宮野 隆
宮崎 461 河野日出男 沖縄 453 照屋 林三
山形 22 瀧澤 金藏 高知 375 高橋 貞美

7月

17日

第2回総務部会

<協議事項>

1. 平成20年度総務部事業の具体的執行計画について
2. 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
3. 調査士会の自律機能確立の指導・支援について
4. 懲戒事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析について
5. 「土地家屋調査士倫理規範」の啓発について
6. 連合会業務執行体制の検討について
7. 事務局業務執行体制の検討について
8. オンライン登記申請促進室への支援について
9. 会館維持管理規程について

22日

第1回14条地図作成作業規程対応PT会議

<協議事項>

1. 14条地図作成作業規程集の改訂について
2. 14条地図作成作業項目の公開について
3. 次年度以降の14条地図作成作業の政府予算化に当たっての連合会の対応について
4. 地図整備を取り巻く現状について
5. 地籍調査への土地家屋調査士の関与方策について
6. その他

23日

第2回業務部会

<協議事項>

1. 業務部事業執行の方針について
2. 業務部所管の委員会について
3. 登記基準点評価システムの今後の取組みについて
4. オンライン申請業務支援のための取組みについて
5. その他

24～25日

第2回財務部会

<協議事項>

1. 平成20年度財務部事業計画の執行について
2. 旅費規程等の見直しについて
3. 親睦事業の実施について
4. 自家共済特別会計の廃止措置について
5. 新会計基準対応経理システム導入について
6. 監査会のスケジュールについて
7. その他

28日

第1回社会事業部会

<協議事項>

1. 平成20年度社会事業部事業執行方針について
2. 平成20年度社会事業部事業計画について（個別事業の協議）
3. その他

30～31日

第3回常任理事会

<協議事項>

1. 規制改革会議におけるヒアリングの対応について
2. 平成20年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
3. 平成20年度第1回全国会長会議の運営等について
4. 各部からの提案事項について
5. その他

31～8月1日

平成20年度第1回ブロック協議会長会同

<協議事項>

1. 制度対策本部からブロック協議会への協力要請について
 - (1)「オンライン登記推進室」の設置とオンライン登記申請の具体的促進策について
 - (2)「調査士法人に関する規程等検討委員会」組成の準備と進み方について
 - (3)「公図のズレ」の公表に伴う地図混乱地区の見直し作業への協力体制について
 - (4)UR都市機構の未登記建物解消への対応の報告と協力体制について
2. 各部からの報告と平成20年度事業計画について
3. その他

8月

6日

第4回編集会議(電子会議)

<協議事項>

1. 会報について
2. 広報ツール(パンフレット等)の制作について
3. 広報担当者会同の内容について
4. 地籍学会創設の準備に対応した広報活動について
5. 第6回国際地籍シンポジウムについて
6. その他

7～8日

第1回研究所会議

<協議事項>

1. 「土地家屋調査士の業務と制度」改訂版発刊について
2. 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究について

3. 第6回国際地籍シンポジウムへの対応について
4. 「日本地籍学会」創設準備について
5. その他

第3回総務部会
＜協議事項＞

1. 平成20年度第1回全国会長会議の運営等について
2. 「調査士法人に関する規程等検討委員会」について
3. 平成20年度総務部事業の執行状況について
4. 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備について
5. 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援

について

6. 懲戒処分事例、注意勧告及び紛議の調停に関する調査と分析について
7. 「土地家屋調査士倫理規範」の啓発について
8. その他、第2回オンライン申請促進PT会議について

13日

第1回登記基準点評価委員会

＜協議事項＞

1. 熊谷における登記基準点を認定登記基準点として申請することについて
2. 登記基準点の認定規程について

編集後記

『世界の測量』／著者：ダニエル・ケールマンを一気に読み終えた。1828年9月。ベルリンで開催されるドイツ自然科学者会議にアレクサンダー・フォン・フンボルト（博物学者：探検家：地理学者）からの誘いを受けて、息子に悪態を吐きながらベルリンへ出発するカール・フリードリヒ・ガウス（数学者：天文学者：物理学者）の「旅」の始まりから章毎に2人のこれまでの過去の旅が個々に語られる構成となっています。決して題名から想像されるような専門書ではなく、測量のデータが蓄積された記録集でもありません。『香水』以来の現代ドイツ文学のベストセラーと称されています。フンボルト兄弟の幼年期において物理学と哲学の講師となったのが、イマヌエル・カントの愛弟子ヘルツ。ヘルツの妻は、ゲーテが『若きウエルテルの悩み』でヒロインとしたヘンリエッテであり etc…世界各地（中央アメリカ／南アメリカ）を旅し、人食い人種、子午線の長さを測定させるためアカデミーから派遣された当時世界最高と言われた3人の測量士の話をつなぎ交ぜて、地図を作って行くフンボルト側の話。片や、幼少の頃から天才と称され、測地学者として生活費確保のため、ドイツ国内で三角測量等を行ったガウス。視界確保のための伐採や、家屋撤去における所有者との交渉等の話や理髪店での虫菌処理等の話も興味深く読んだ。

多分『世界の測量』は、近い将来映画化されるだろう。測った事実より、測ることの出来ない人の尺度、また、その生の世界観に感動だが、どう具象化されるのか？『香水』は“パフューム～ある人殺しの物語～”として『ラン・ローラ・ラン』で斬新な映像と物語の構成で登場したトム・ティクバが脚色・監督を行った。そう云えば、劇中ローラの父親の勤める銀行の横にフンボルト大学があった。

1828年。日本ではシーボルト事件が起きている。帰国する際に、収集品の中に幕府禁制の日本地図が有った事が問題となった事件である。その地図は伊能図の写本であり、伊能忠敬も、子午線の長さのクエスチョンに憑かれた人物であった。19世紀前半、古今東西、世界的な測量の技術改革が行われた経緯は、天文学、数学、地理学が発展した経緯と、世界的に地図が作製されて行った経緯等と全く無関係ではないだろう。

三崎町の土地家屋調査士会館の近くにNPO法人～足ツボマーサージ～【那由他】がある。久々の読書で徹夜し、もうろうとした脳細胞に広報部長が囁く。「なんと読む？」「意味は？」「…屋号でしょうか？」口元は笑っているが、目がにらんでいます。

伊能忠敬なら即答するであろう数の単位は、ガウス、フンボルト、伊能忠敬の測量にかける情熱と偉業同様に私には不可思議である。

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社